

平成25年第375回定例会

矢吹町議会会議録

平成25年6月14日 開会

平成25年6月24日 閉会

矢吹町議会

平成25年第375回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月14日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸報告	5
町政報告	7
報告第2号の上程、説明、質疑	11
報告第3号の上程、説明、質疑	12
報告第4号の上程、説明、質疑	12
報告第5号の上程、説明、質疑	13
報告第6号の上程、説明、質疑	14
報告第7号の上程、説明	14
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案の上程、説明(議案第48号～議案第58号)	22
散会の宣告	24

第 2 号 (6月17日)

議事日程	25
本日の会議に付した事件	25

出席議員	2 5
欠席議員	2 5
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 5
職務のため出席した者の職氏名	2 6
開議の宣告	2 7
一般質問	2 7
青 山 英 樹 君	2 7
鈴 木 一 夫 君	4 0
諸 根 重 男 君	4 9
鈴 木 隆 司 君	5 8
佐 藤 幸 市 君	6 5
薄 葉 好 弘 君	6 8
散会の宣告	7 5

第 3 号 (6月18日)

議事日程	7 7
本日の会議に付した事件	7 7
出席議員	7 7
欠席議員	7 7
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 7
職務のため出席した者の職氏名	7 8
開議の宣告	7 9
一般質問	7 9
加 藤 宏 樹 君	7 9
吉 田 伸 君	8 8
安 井 敬 博 君	9 9
総括質疑	1 1 1
議案・陳情の付託	1 1 3
散会の宣告	1 1 4

第 4 号 (6月24日)

議事日程	1 1 5
本日の会議に付した事件	1 1 5
出席議員	1 1 5
欠席議員	1 1 6

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	116
職務のため出席した者の職氏名	116
開議の宣告	117
議事日程の報告	117
議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第53号の委員長報告、質疑、討論、採決	117
議案第51号、議案第54号の委員長報告、質疑、討論、採決	119
議案第52号、陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	120
議案第56号～議案第58号の委員長報告、質疑、討論、採決	121
議案第55号の委員長報告、質疑、討論、採決	123
選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について	124
日程の追加	126
同意第2号の上程、説明、採決	126
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
閉会中の継続調査の申し出について	131
議員の派遣について	132
閉会の宣告	132

平成25年6月14日（金曜日）

（第 1 号）

平成25年第375回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年6月14日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町政報告
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分の報告について(専決第10号 損害賠償について)
- 日程第 6 報告第 3号 専決処分の報告について(専決第11号 損害賠償について)
- 日程第 7 報告第 4号 平成24年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第 8 報告第 5号 平成24年度矢吹町事故繰越しの報告について
- 日程第 9 報告第 6号 平成24年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告について
- 日程第10 報告第 7号 出資法人の経営状況について
- 日程第11 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第12 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第13 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第14 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第15 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第16 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号 平成24年度矢吹町水道事業会計補正予算(第5号))
- 日程第17 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号 矢吹町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第18 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第19 議案の上程
議案第48号・第49号・第50号・第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・
第56号・第57号・第58号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	代表監査委員	佐藤昇一君
企画経営課長	藤田忠晴君	総務課長	水戸邦夫君
税務課長	佐久間一幸君	町民生活課長	会田光一君
保健福祉課長	阿部正人君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君
都市建設課長	藤田豊君	上下水道課長	円谷清茂君
会計管理者 兼出納室長	井戸沼寿量君	教育次長兼 学校教育課長	陳野秀敏君
生涯学習課長 兼中央公民館 長	近藤尚一君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 須藤源太

主任主査兼松谷誠
次長

◎開会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第375回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） これより会議を開きます。

日程に先立ちまして、去る4月1日付人事異動により新たに管理職となりました佐久間一幸税務課長を紹介いたします。

○税務課長（佐久間一幸君） 佐久間です。よろしく申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 続いて、阿部正人保健福祉課長を紹介いたします。

○保健福祉課長（阿部正人君） よろしくお願いいいたします。

○議長（栗崎千代松君） ご両名の新たに管理職につかれました方々には、健康に留意され、それぞれの職責に励まれますようお願いいたします。

それでは、これよりに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（栗崎千代松君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

13番 諸根重男君

14番 藤井精七君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

第375回矢吹町議会定例会が本日6月14日に招集になりましたので、それに先立ちまして6月12日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出され

た日程等について事務局長から説明を求め協議いたしました結果、会期を本日6月14日から6月24日までの11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案は25件であります。そのうち報告6件、承認8件は全体審議とし、条例改正等の議案11件、陳情1件は、それぞれの常任委員会に付託して審議をすることにいたしました。また、4件の補正予算案については、一般会計と特別会計に分けて第1予算特別委員会及び第2予算特別委員会を設置するとともに、委員を構成して審議をすることにいたしました。

なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆様のお手元に配付してあるとおりであります。第1日目の本日は、報告6件、承認8件は全体審議として採決いたし、日程第19で議案第48号から第58号までを一括上程して、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

第2日目の6月15日、第3日目の16日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の17日月曜日は、午前10時から通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の18日火曜日は、午前10時から前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑、議案の付託をいたします。

第6日目の19日水曜日は、午前10時から各常任委員会を開催いたします。午後1時から、予算特別委員会を開催いたします。

第7日目の20日木曜日は、前日に引き続き午前10時から予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の21日金曜日は、各委員会審議結果報告書作成のため休会といたします。

第9日目の22日、第10日目の23日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第11日目の24日月曜日は、午前10時から本会議を開き、各委員会に付託した議案の審査結果を各委員長から報告を受け審議、採決を行った後、選挙第1号 選挙管理委員会及び同補充員の選挙を行い当選人を決定した後、今定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日6月14日から6月24日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月14日から6月24日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書及び陳情文書表、議案等説明のため出席を求めた者の報告書はお手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの3月定例会において議決されました発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書、発議第2号 地方財源の確保を求める意見書につきましては、3月26日付で各関係機関に送付いたしました。

これより、例月出納検査の結果報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうからは、例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計につきましては、平成24年度2月分を3月25日に、3月分を4月23日に、平成24年度及び平成25年度4月分を5月23日にそれぞれ行いました。水道事業会計につきましては、平成25年1月1日から3月31日までの第4四半期分を4月24日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく適正なものとして認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（栗崎千代松君） 以上で代表監査委員からの報告を終結いたします。

次に、私から、去る6月6日開催されました福島県町村議会議長会定期総会について報告いたします。

議事に先立ち優良町村議会の表彰が行われ、当矢吹町議会は、昭和52年度の表彰以来36年ぶり2度目の優良町村議会として表彰を受け、大野会長から賀状と記念品が授与されました。9期に及ぶ先輩議員の先駆的かつ積極的な議会運営と議員活動の実績が高く評価されたものであり、敬意を払うとともに誇りに思います。その議会人としての精神を踏襲して、今後の議会活動に邁進すべきものと認識を新たにいたしました。

さて、定期総会での議案等についてであります。報告1件、議案3件、選挙3件が提案されました。

議案第4号は、各地方町村議会議長会から提出された21件の議題についての審議であります。そのうち西白河地方町村議会議長会の提出した要望は、道路網の整備促進について及び福島空港の国際貨物空港としての基盤整備と周辺地域の企業誘致促進についての2件が審議されました。その結果、全件原案のとおり決議されました。

次に、議案第5号 決議並びに実行運動方法について、議案第6号 特別決議についてであります。福島県町村議会議長会会長より提案があり、別紙のとおり決議されました。

最後に、役員改選が行われ、新会長に国見町議長、八島博正氏が、副会長に天栄村議長、小山克彦氏及び只見町議長、齋藤邦夫氏、監事に大玉村議長、佐藤悟氏、猪苗代町議長、鈴木武喜氏、石川町議長、大野峯氏が就任されました。詳細は、配付されています議案等の写しを確認ください。

以上で私からの平成25年度福島県町村議会議長会定期総会の報告は終わります。

次に、去る5月1日に開催されました平成25年度第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会について報告いたします。

臨時議会での議案についてであります。4件の議案が組合管理者より提出され、原案のとおり決議されました。

議案等の内容については、先日皆様に配付しておりますので説明は省略させていただきます。

以上で私からの平成25年度第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会の報告は終わります。

◎町政報告

○議長（栗崎千代松君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、おはようございます。

第375回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、栗崎議長を初め、議員の皆様には感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

初めに、東日本大震災の義援金の支給についてであります。国・県及び町の義援金につきましては、住家が半壊以上の被害を受けた世帯を対象に、平成23年5月から申請受け付けを開始し、同月25日に第1回目を配分、平成25年3月1日まで合計47回の配分をいたしております。これまでの配分世帯、配分総額は、全壊472世帯、大規模半壊146世帯、半壊1,208世帯、計1,826世帯で、配分総額は15億4,469万8,064円であります。

町義援金につきましては、これまでご支援いただきました総額が5月10日現在で6,456万9,609円であり、第47回までの住家被害における配分額は5,732万6,000円、商工業事業者への配分額は488万円であり、配分総額は6,220万6,000円となっております。

次に、災害復興支援金についてであります。これまで町内外の多くの団体、個人の皆様より東日本大震災からの復興へ役立ててほしいと多額のご支援をいただいております。平成25年5月末現在で36件、総額で767万80円となっており、震災以前以上の安全安心なまちづくりに向け、有効に活用させていただきます。皆様方のご支援に対し、この場をおかりしまして改めて感謝申し上げます。

次に、中長期的な災害派遣職員についてであります。平成25年度も引き続き多くの自治体のご協力により職員の皆様を派遣いただいております。4月1日からは、三鷹市より保科直巳氏が都市建設課道路整備係、宮崎県川南町より石井美智男氏が産業振興課農地災害係、愛知県豊田市より吉田正行氏が上下水道課事業係、5月1日からは、埼玉県八潮市より中根健文氏が都市建設課道路整備係において、道路、農地、下水道の災害復旧業務にご尽力いただいているところであります。職員の皆様を派遣いただいている関係自治体のご支援に対し、心より感謝を申し上げます。

次に、復興まちづくりシンポジウムについてであります。4月5日、本町と震災復旧及び復興に向けた連携・協力に関する覚書を締結している東京大学生産技術研究所等が主催する、復興まちづくりをテーマとしたシンポジウムが東京の同研究所で開催されました。シンポジウムでは、基調講演を初め、ワークショップ等が行われ、私からは町の復旧、復興の取り組み状況等について説明してまいりました。なお、本町からは復興ま

ちづくり合同会議メンバー、町職員合わせて14名が参加してまいりました。

次に、住宅等の面的除染事業についてであります。昨年7月に策定した矢吹町除染実施計画に基づき、柿之内、田内両地区の除染作業に着手いたしました。柿之内地区につきましては、昨年12月に土地賃貸借契約を締結した南町地内の山林、約8,000平方メートルの土地を柿の内地区の仮置き場とするため、2月に仮置き場造成工事と管理工事を発注いたしました。現在は5つのステージのうち3カ所が完了し、3月に発注した住宅の除染作業により排出された汚染土壌等について仮置き場への保管を開始したところであります。また、田内地区につきましては、3月に土地賃貸借契約を締結した東の内地区内の山林、約7,000平方メートルの土地を田内地区の仮置き場とするため、3月に仮置き場造成工事と管理工事を発注し、現在は樹木等の伐採を終え、造成工事に着手したところであります。モデル除染事業につきましては4月、住宅面的除染につきましては5月に発注を終え、除染事業の準備を進めているところであります。

次に、ホットスポット除染事業についてであります。住宅等の面的除染に先立ち、局所的に空間放射線量が高い箇所の除染を行うことを目的に、昨年8月1日から申し込みを開始したホットスポット除染事業につきましては、5月末現在で19件の申し込みがあり、放射線量測定の結果、4件が除染の基準となる放射線量を上回り、雨どい下等の除染作業を実施いたしました。

次に、全町放射線マップの作成状況についてであります。環境省除染推進員の協力のもと、モニタリングカーを利用した放射線量の測定を実施しております。車による測定ができない箇所につきましては、歩行によるモニタリング調査を行い、現在100メートルメッシュで町内全域の測定データを取りまとめております。なお、測定結果につきましては、8月号の広報やぶきと一緒に全世帯へ配布を予定しております。

次に、耐震性飲料水兼用貯水槽設置事業についてであります。矢吹町復興計画における最重点課題の一つである防災体制の再構築の実現に向け、現在、矢吹町地域防災計画の抜本的見直しを初めとするさまざまな事業に鋭意取り組んでいるところであります。その先駆けとして、耐震性飲料水兼用貯水槽を役場駐車場北側に設置する工事を3月に発注いたしました。この貯水槽は、通常時においては火災時における消火栓の役割として機能するほか、地震発生等による断水の際には100トンの飲料可能な水が貯留され、これにより約1万人が生命維持に必要な飲料水を3日分確保できることとなります。ことし10月末には工事完了を予定しており、さきの東日本大震災での初動対応における大きな反省点の一つであった給水体制の充実に大いに寄与するものと期待しております。

次に、ホールボディカウンターによる内部被曝検査についてであります。平成24年度のホールボディカウンター車による検査は、4歳から18歳を対象に実施し、2,409人が受診いたしました。結果は、全員とも健康に影響が及ぶ数値ではありませんでした。なお、平成25年度においては4月26日から5月10日まで、4歳児及び19歳から30歳までの方を対象に605人が受診しております。このほか、7月1日から白河厚生総合病院でのホールボディカウンター検査及びひらた中央病院内に設置されている震災復興支援放射能対策研究所において、ホールボディカウンターと甲状腺検査を同時に実施できる体制が整い、町民の皆様の検査機会の拡充が図られます。

次に、公共施設等の災害復旧状況についてであります。集会施設につきましては、震災により甚大な被害を受けた新町集会所の建てかえ工事が3月25日に竣工し、3区行政区長を初め、行政区役員などの出席のもと、

3月30日に3区行政区へ引き渡しを行いました。新町集会所には備蓄庫も設置されており、地域防災施設としての役割を果たすとともに、地域住民のコミュニティの充実が図られるものと期待しております。

なお、比較的被害の大きかった田町、大和久、柿之内及び大畑の4集会施設につきましても修繕作業が完了しており、今後は残る集会施設の早期復旧に努めてまいります。

町道につきましては、明許繰越の承認を受けました78路線、事業費約4億500万円のうち、町道松倉・大池線を初めとする73路線が5月末までに完了しております。残り5路線については、他の災害復旧事業と関連しており先行して復旧することができないため、平成25年10月末の完了を目指し進めてまいります。また、単独事業分の537カ所、工事件数96件、事業費約7,200万円について、工事の発注件数が56件となっており、未発注の40件については、現在測量設計等の作業を行っており、平成25年10月末の完了を目指し進めてまいります。

公園につきましては、明許繰越の承認を受けました5カ所、事業費約4,000万円のうち、ひまわり公園を初めとする4カ所が1月末までに完了しており、残り1カ所、大池公園については、他の災害復旧事業と関連しており先行して復旧することができないため、平成25年12月末の完了を目指し進めてまいります。

町営住宅につきましては、明許繰越の承認を受けました国庫補助事業分の町営大林住宅、大久保住宅の2団地37戸、事業費約550万円について3月末で復旧工事を完了しております。

河川につきましては、明許繰越の承認を受けました阿由里川沿川の堤体ブロック等の被災箇所5カ所、事業費2,386万7,000円のうち、3カ所については3月末で工事を完了し、残り2カ所については、他の災害復旧事業と関連しており先行して復旧することができないため、平成25年12月末完了を目指し進めてまいります。

農用地等につきましては、明許繰越の承認を受けました平成23年度発注の補助災害100地区、約5億7,000万円について、5月末現在で進捗率約98%であり、一部地区を除きほぼ復旧工事が完了しております。平成24年度発注の補助災害95地区、約2億5,000万円については、5月末現在で進捗率約40%であり、平成25年度末の完了を目指し鋭意施工中であります。単独災害の約300地区、約1億5,000万円については、5月末現在で約160地区が完了し、今後緊急性等の優先順位を勘案しながら関係受益者等との調整を行い、平成25年度末完了を目指し事業を進めてまいります。

公共下水道施設につきましては、明許繰越の承認を受けました田町・大池線を中心とした下水道本管被害延長10キロメートルのうち、管渠復旧工事については、3月末で9.8キロメートルの工事が完了しております。残り管渠復旧工事0.2キロメートル及び舗装復旧工事については、他の災害復旧事業と関連しており、平成25年6月末の完了を目指し進めてまいります。

農業集落排水施設につきましては、明許繰越の承認を受けました大和久、寺内、本村、三城目地区の下水道本管被害延長4.5キロメートルの管渠復旧工事について、3月末で工事を完了しております。大和久地区、寺内地区の舗装復旧工事については、他の災害復旧作業と関連しており、平成25年6月末の完了を目指し進めてまいります。

水道施設につきましては、繰越報告をいたしました水道本管等の施設200カ所について、5月末で進捗率約98%となっております。また、下水道工事関連による水道本管移設工事18カ所については、5月末での進捗率は約95%となっております。残る水道本管移設工事及び舗装復旧工事は、他の災害復旧事業と関連しており、平成25年6月末の完了を目指し進めてまいります。

西山墓園災害復旧事業につきましては、震災の影響により被災した墓地76区画と園内通路60メートルの災害復旧工事であり、平成25年1月に工事を発注し、4月末に工事を完了しております。

次に、行政区長委嘱状交付式及び区長会総会についてであります。4月18日、平成25年度の行政区長91名の方々に委嘱状を交付し、引き続き区長会総会が行われました。総会では、平成24年度の事業決算報告の承認及び平成25年度の事業予算の議決の後、大野康統会長初め、副会長、幹事等15名の新役員が選出され、平成25年度各種事業がスタートいたしました。今年度も区長会を通して多くの皆さんの意見を町政に反映したいと考えており、区長会の皆様方には各種事業にご協力いただく予定としております。

次に、消防団活動についてであります。4月7日、文化センターにおいて平成25年度矢吹町消防団辞令交付式が挙行されました。私から小磯団長への再任の辞令を手渡した後、団長より藤井源喜副団長以下合計80名に辞令が交付されました。また、4月21日には平成25年度福島県消防協会白河支部春季連合検閲式が白河市表郷総合運動公園で挙行され、矢吹町消防団から150名が参加いたしました。加えて5月26日に実施された国土交通省主催の平成25年度阿武隈川水防演習に本町消防団第3分団20名が参加し、当該会場において迅速かつ的確な水防工法作業を実施いたしました。

次に、ヘルスステーション設置運営事業の実施状況についてであります。平成24年度の事業はヘルスアップ教室といきいき元気教室を開催し、延べ3,019人が参加し、筋力トレーニングやエアロバイク、ウォーキング等を行い、健康増進や生活習慣病の予防に努めました。

次に、田んぼの学校についてであります。5月23日、タレントの大桃美代子氏が田んぼの学校の校長先生となり、東京農業大学の長島孝行教授や学生の協力のもと、善郷小学校の5年生約90名、保護者、地域住民、若い農業者など総勢約130名が参加し、大池の圃場において、古代米である大桃美代子氏のブランド米桃米とコシヒカリの田植えを行いました。さわやかな快晴の空のもと、子供たちによる看板づくりや有機農法として注目されているカブトエビの放流が行われ、田植え終了後には大桃美代子校長先生を囲み、参加者全員で記念撮影が行われました。今後は、田んぼの学校として安心安全の米づくりを広くPRし、秋には収穫祭を行う予定になっております。

次に、国道4号矢吹・泉崎地区事故対策協議会の設立についてであります。5月1日、矢吹IC付近の交通安全対策並びに国道4号4車線化の早期着手を目的に、国道4号矢吹・泉崎地区事故対策協議会を設立いたしました。5月8日には協議会を代表して副会長の久保木泉崎村長とともに、福島県選出の衆参両院議員、国土交通省へ要望活動を実施してまいりました。

次に、文部科学大臣表彰についてであります。善郷小学校ではボランティアの協力を得ながら、子供たちと学校、家庭が一体となり、読書タイムや読み聞かせ、読書環境の整備等、読書活動の推進を実施しております。これら活動が評価され、平成25年4月23日、国立オリンピック記念青少年総合センターで開催された子どもの読書活動推進フォーラムにおいて、子どもの読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受賞いたしました。文部科学大臣表彰は本町にとって大変名誉なことであり、ますますの読書活動推進を期待しております。

ここまで、東日本大震災原子力災害における被災者支援等の災害関連以外の項目から6点について報告申し上げます。矢吹町の力強い復興のため、議員の皆様の方のさらなるご協力をお願い申し上げます。私からの町政報告とさせていただきます。

次からの19項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第375回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

東京やぶき会総会について。

納税組織組合連合会活動について。

全町クリーンアップ作戦の実施について。

西山墓園拡張事業の実施について。

新・矢吹方式による交通安全・防犯活動について。

町民検診について。

国民健康保険事業について。

介護保険事業について。

花いっぱい事業について。

町道整備事業について。

河川整備事業について。

教育委員会表彰について。

全国市町村教育委員会連合会表彰について。

小中学校、幼稚園、保育園の入学、入園式について。

放課後児童クラブについて。

幼稚園預かり保育について。

矢吹中学校改築事業について。

ことぶき大学開講式について。

横浜DeNAベイスターズ中畑清監督後援会について。

以上であります。

○議長（栗崎千代松君） 以上で町政報告は終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（栗崎千代松君） 日程第5、報告第2号 専決処分の報告について（専決第10号 損害賠償について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明します。

報告第2号 専決処分の報告についてであります。専決第10号 損害賠償について、本件は、平成24年12月30日午前10時ごろ、町道上宮崎5号線において、貨物トラックが町道の交差点を直進した際に、道路側溝上にかけてある縞鋼板がはね上がり、同車に損傷を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は6万1,803円であり、相手方との示談は成立しております。

損害賠償の額については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分の指定を受けているため、平成25年4月8日付で決定し、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上であります。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

この報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論は省略いたし、報告のみとさせていただきます。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（栗崎千代松君） 日程第6、報告第3号 専決処分の報告について（専決第11号 損害賠償について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

報告第3号 専決処分の報告についてであります。専決第11号 損害賠償について、本件は、平成25年3月22日午後2時30分ごろ、矢吹町井戸尻地内において、公務のため職員が公用車を運転中、前方に停車していた相手車両を避けて通行した際に、同車が発進したため公用車と接触し、同車に損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は2万3,622円であり、相手方との示談は成立しております。

損害賠償の額については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分の指定を受けているため、平成25年5月24日付で決定し、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

この報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論は省略いたし、報告のみとさせていただきます。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（栗崎千代松君） 日程第7、報告第4号 平成24年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

報告第4号 平成24年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてであります。本件は、平成24年度矢吹町一般会計予算において計上いたしました放射線対策事業、矢吹中学校改築事業等や、国の平成24年度補正予算に係る日本経済再生に向けた緊急経済対策として取り組む耐震性貯水槽設置事業、備蓄倉庫設置事業等のほか、平成24年度公共下水道事業特別会計予算において計上いたしました公共下水道施設災害復旧事業について、地方自治法施行令第146条第1項の規定により繰越計算書のとおり平成25年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第4号 平成24年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告のため、討論は省略いたし、報告のみとさせていただきます。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（栗崎千代松君） 日程第8、これより報告第5号 平成24年度矢吹町事故繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

報告第5号 平成24年度矢吹町事故繰越しの報告についてであります。本件は、東日本大震災関連事業の影響により年度内完了が困難となったため、平成24年度一般会計予算のうちから農業施設災害復旧事業、道路橋りょう災害復旧事業、都市施設災害復旧事業を、平成24年度公共下水道事業特別会計予算のうちから公共下水道施設災害復旧事業を、平成24年度農業集落排水事業特別会計予算のうちから農業集落排水施設災害復旧事業を地方自治法第220条第3項の規定により繰越計算書のとおり平成25年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第5号 平成24年度矢吹町事故繰越しの報告については、地方自治法第150条第3項の規定による報告のため、討論は省略いたし、報告のみとさせていただきます。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（栗崎千代松君） 日程第9、これより報告第6号 平成24年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

報告第6号 平成24年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてであります。本件は、平成24年度矢吹町水道事業会計予算において計上しました東日本大震災に係る水道施設の災害復旧事業について、年度内完了が困難となったため、地方公営企業法第26条第1項及び同条第2項ただし書きの規定により繰越計算書のとおり平成25年度へ繰り越しましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第6号 平成24年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告については、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告のため、討論は省略いたし、報告のみとさせていただきます。

◎報告第7号の上程、説明

○議長（栗崎千代松君） 日程第10、これより報告第7号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

報告第7号 出資法人の経営状況についてであります。本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している白河地方土地開発公社の経営状況を報告するものであります。

報告する内容については、平成25事業年度事業計画、平成24事業年度事業報告、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの損益計算書、平成25年3月31日現在の貸借対照表、キャッシュフロー計算書及び財産目録のとおりであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 報告第7号 出資法人の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告のため、質疑を省略いたし、報告のみとさせていただきます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第11、これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第2号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）について、既定の歳入歳出予算からそれぞれ6,850万5,000円を減額し、総額を106億8,683万4,000円とするとともに、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税2億9,683万1,000円、国庫支出金1億358万7,000円、繰入金1,171万3,000円をそれぞれ増額し、町債4億7,290万円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費が災害等廃棄物処理事業等により6,017万1,000円の減額、土木費が新町弥栄線道路整備事業等により2,878万7,000円の増額、災害復旧費が農業施設災害復旧事業等により4,422万3,000円を減額するものであります。

次に、繰越明許費補正の内容につきましては、放射性物質吸収抑制対策事業1,589万円、新町弥栄線道路整備事業1,387万円、道路交付金路線調査事業1億4,055万円、公園管理事業4,122万1,000円に設定額をそれぞれ増額変更するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、農業施設災害復旧事業債を1億3,920万円減額し2,930万円にする。とともに、公共土木施設災害復旧事業債4,390万円、福祉施設災害復旧事業債5,000万円、公共施設災害復旧事業債3,970万円、災害廃棄物処理事業債2億10万円を廃止するものであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算（第8号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第12、これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第3号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億3,998万6,000円を追加し、総額を24億7,039万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税1万4,000円を減額し、国庫支出金1億4,000万円を増額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費1万4,000万円を減額し、基金積立金1億4,000万円を増額するものであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第13、これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号

平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第4号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,062万5,000円を追加し、総額を5億1,682万8,000円とするともに、繰越明許費の設定を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金3,200万円、諸収入1,862万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費1,862万5,000円、公債費3,200万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、公共下水道施設の災害復旧事業の年度内完了が困難なことから2,357万6,000円を設定するものであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第14、これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

承認第4号 専決処分承認を求めることについてであります。専決第5号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ770万円を追加し、総額を2億1,217万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金770万円を増額するものであります。

歳出の内容は、公債費770万円を増額するものであります。

以上です。

○議長(栗崎千代松君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(栗崎千代松君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(栗崎千代松君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第4号 専決処分承認を求めることについて(専決第5号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号))を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(栗崎千代松君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時52分)

○議長(栗崎千代松君) 再開いたします。

(午前11時04分)

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(栗崎千代松君) 日程第15、これより承認第5号 専決処分承認を求めることについて(専決第6号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第4号))を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) それでは説明いたします。

承認第5号 専決処分承認を求めることについてであります。専決第6号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、既定の歳出予算の組み替えを行うものであります。

歳出予算の保険給付費のうち、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費及び特定入所者介護サービス等費128万円を増額し、高額介護サービス等費128万円を減額するものであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第5号 専決処分承認を求めることについて（専決第6号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第16、これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 平成24年度矢吹町水道事業会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第7号 平成24年度矢吹町水道事業会計補正予算（第5号）について、既定の収益的支出について86万3,000円を増額し、支出予算総額を4億6,107万7,000円とするものであります。支出の内容は、減価償却費86万3,000円を増額するものであります。

また、既定の資本的収入については2,410万9,000円を減額し、収入予算総額を9,783万5,000円とするものであります。収入の内容は、工事負担金2,410万9,000円を減額するものであります。

さらに、既定の資本的支出について1,750万円を増額し、支出予算総額を2億8,417万円とするものであります。支出の内容は、企業債償還金1,750万円を増額するものであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 平成24年度矢吹町水道事業会計補正予算（第5号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第17、これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 矢吹町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第8号 矢吹町税条例の一部を改正する条例について、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。このことにより、矢吹町税条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき同年3月31日付で専決処分したので、同条第3項により報告し、承認を求めるとであります。

改正の主な内容は、個人住民税の住宅ローン控除の延長及び拡充、固定資産税の各種軽減措置の新設及び延長並びに延滞金等の利率の引き下げなどであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第7号 専決処分承認を求めることについて（専決第8号 矢吹町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第18、これより承認第8号 専決処分承認を求めることについて（専決第9号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

承認第8号 専決処分承認を求めることについてであります。専決第9号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。このことにより、関連する矢吹町国民健康保険税条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき同年3月31日付で専決処分したので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合の国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する措置を講ずるものであります。

以上であります。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第8号 専決処分承認を求めることについて（専決第9号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第48号～議案第58号）

○議長（栗崎千代松君） 日程第19、これより議案の上程を行います。

議案第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了解願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

初めに、議案第48号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の第6条に規定される、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴うものであります。

改正の主な内容は、矢吹町税特別措置条例第5条第1項に規定される集積区域における固定資産税の課税免除について、適用期間を延長するものであります。

次に、議案第49号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、東日本大震災の発生時に原子力災害対策措置法に基づく避難指示等対象地域に居住していた世帯に対する国民健康保険税の減免を平成25年度分についても引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

国の示した基準に基づき減免措置を実施した場合、減収分が国からの災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で補填される平成24年度末までの減免としておりましたが、国の財政支援が延長されたため、財政支援の内容に合わせ、引き続き国民健康保険税の減免を実施するものであります。

次に、議案第50号 矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、福島復興及び再生を一層推進するため、生活拠点形成交付金を創設するとともに、国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の実施区域の拡充、避難解除区域における税制優遇措置の対象拡充等を行うことを目的に、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の条を改正するものであります。

次に、議案第51号 矢吹町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整

備に関する法律が施行されたことに伴い、引用する法律の名称が変更されたことによる改正であります。

次に、議案第52号 矢吹町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、産業の集積が地域経済に果たす役割が大きいことから、企業が立地しやすい環境づくりのため、平成20年3月に制定いたしました。今般、福島県南地域基本計画の見直しにより重点促進区域が拡大されたことから、その区域を追加、変更するものであります。

具体的には、基本計画に基づき重点促進区域とされた工業団地等において、工場立地法に定める緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合について、工場立地法の規定にかかわらず、計画期間中における工場の新增設等に伴う緑地の取り扱いについて、法律で定める比率を半減するものであります。

次に、議案第53号 町村の境界変更についてであります。本案は、経営体育成基盤整備事業長峰地区の圃場整備の施工に伴い、泉崎村との境界に介在する矢吹町西長峰、東長峰の土地の地形が変更となったため、地方自治法第7条第1項に規定する町村界変更について、同条第6項の規定に基づき、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

なお、本案は、平成24年9月25日付で議決をいただきましたが、土地所在の表示内容に記載誤りがあったため、申請先であります県と協議した結果、適正なもので改めて申請する必要がある、再度同様案件について上程するものであります。

次に、議案第54号 白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更についてであります。本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、引用する法律の名称等を整理するため、地方自治法第286条第1項の規定による白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更に関する協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億321万6,000円を追加し、総額を95億4,621万6,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金4,831万8,000円、県支出金3,331万2,000円、町債1億690万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、農林水産業費が土地改良事業等により6,914万9,000円の増額、災害復旧費が農業施設災害復旧事業等により1,950万円の増額、公債費が旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還により1億699万5,000円の増額となるものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、繰上償還借換債1億690万円を追加するものであります。

次に、議案第56号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億3,439万8,000円を追加し、総額を6億4,630万7,000円とするとともに、地方債補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金98万円、町債1億3,430万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、公債費1億3,439万8,000円を増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、繰上償還による借換債として下水道事業債 1 億3,430万円を追加するものであります。

なお、今ほどの私のほうの発言の中で、金額が間違っておりましたので、訂正の方おわび申し上げます。中ほどの歳入の内容は、繰入金98万円と私のほうで読みましたが、繰入金は9万8,000円の誤りです。よろしくお願いたします。

次に、議案第57号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,315万9,000円を追加し、総額を2億6,424万3,000円とするとともに、地方債補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金395万9,000円、町債5,920万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費389万6,000円、公債費5,926万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、繰上償還による借換債として下水道事業債5,920万円を追加するものであります。

次に、議案第58号 平成25年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、資本的収入につきましては、既定の額に1億3,420万円を増額し、収入予算総額1億6,458万3,000円とするとともに、企業債補正を行うものであります。

資本的支出につきましては、既定の額に1億3,426万5,000円を増額し、支出予算総額3億1,946万5,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、企業債1億3,420万円を増額し、支出の内容につきましては、企業債償還金1億3,426万5,000円を増額するものであります。

次に、企業債補正の内容につきましては、繰上償還による借換債として上水道事業債1億3,420万円を追加するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

(午前11時25分)

平成 2 5 年 6 月 1 7 日 (月曜日)

(第 2 号)

平成25年第375回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年6月17日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	藤田忠晴君
総務課長	水戸邦夫君	税務課長	佐久間一幸君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	阿部正人君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	円谷清茂君	会計管理者兼 出納室長	井戸沼寿量君

教育次長兼
学校教育課長 陳 野 秀 敏 君

生涯学習課長
兼中央公民館
近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 須 藤 源 太

主任主査兼
次 長 松 谷 誠

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（栗崎千代松君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（栗崎千代松君） 通告1番、6番、青山英樹君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

また、傍聴席にお越しの皆様、早朝よりお足をお運びいただきましてありがとうございます。心より感謝申し上げますとともに、皆様の行動に対し敬意を表するところであります。

さて、通告に従いまして肅々と質問をさせていただきます。

まず、一般行政としまして、通告書の順序で申し上げますが、1番目としまして、今後の除染の取り組みについてお尋ね申し上げます。特に、町民の皆様から、矢吹町では除染は行われているのかというようなお話がよく聞かれるわけでありまして、隣の泉崎村のほうでは、かなり大々的に目に見える形で除染が進んでおりますが、矢吹町にあってはまだやらないのかというようなお話がございましたが、私のほうとしましては柿の内、田内で始まって、今後、五本松、大和久地内のほうに入っていきますというようなお話をしておりますが、どうも動きがなかなか見えないところがあって、町民の皆様は不安に思っておられるところであります。

そしてまたもう一点、除染に関しましては、町内のほうでは比較的線量が低下しているところが多く見られてきております。泉崎村におきましては、村内全戸に対して除染を実施するという趣旨で行っており、我が矢吹町におきましても除染計画では同じように全戸ということであろうと考えております。

そのようなところにありながら線量が低いというところにあつて、矢吹町の西側のほうでは比較的低いところがありまして0.23マイクロシーベルトを下回っている、そういうところがあるところにおきましては、今後どのような除染を行うことになるのか、やらなくてもいいのかというようなお話もありますので、その辺について今後の取り組みについてお聞きしたいと。

もう一点あわせて、仮置き場の件に関しましてお尋ねしたいと思っております。柿の内、田内地区におきましては、除染をする地元ということで、その場に仮置き場を設置したわけでございます。その前提としましては、町と

して一つの仮置き場を一元化することはできないというような前提であったかと思うんですが、それが今後どのようにされていくのか、除染とその仮置き場の関係についてご説明のほどお願い申し上げます。

2番目としまして、放射能による資産価値の下落等の財物賠償についてということでございます。ひとしく放射能の影響を全体的に受けておる中にありまして、皆さんご存じのように、鏡石のところで線引きをされているという状況がございます。ただし、多くの方々が被災をしているわけでありまして、これに関しては庭木の庭にある木や立ち木、そういったもの、あるいは土地等に関しましても被災をしているところにおける財物賠償というものはどうなのかというような意見が出ております。

当初この話を申し上げたところ、町のほうでは町長の答弁がございましたが、双葉町のように一般会計から5,000万ほどを繰り出して弁護士を雇いつつ、そういう賠償に対して対応していくという町もあるわけで、矢吹町ではいかがかというようなお話を以前したことがございます。その際には、町としましても町顧問の弁護士がおり、また産業振興課というものがあるのでそちらで対応したいというようなお話でしたが、そういう窓口がどうも町民には見えていないと。よって、今後東京からこちらのほうに引っ越されて来て老後を過ごそうと思っていたのだが、これからこのような状況ではやはりもとの東京に戻りたいと、その場合、土地を処分等をしたいんだけど、それについて価値が下がってしまっていると、そういうものに対して東電、あるいは国に対して請求するその窓口というものを行政はやってくれないのかというようなお話がございます。そういう意味において、財物賠償というものについて、町としては以前のような取り組み、産業振興課及び町の顧問の弁護士というような対応だけで十分なのかお尋ねしたいと思っております。

3番目、放射線被曝による健康被害への対応についてでございます。

前回は甲状腺がんについてその数値等を示しながら説明を求めたわけですが、4月24日には毎日新聞でスクープされましたが、福島県で行っている甲状腺がんにつきましても、12項目の検査項目のうち4項目を削除していると。そして、なおかつ二本松のある子供さんが、4項目を減らした県の甲状腺がんの検査に行ったところ、A2という様子を見るというような判断を得たのだが、やはり心配で一般の病院に行って再検査をしたところ7ミリのしこりが見つかって、これは二次検査が必要だというようなことになったということが新聞等で報道されて、県民皆さんが不安を持っているということでございます。

そしてまた、4月末、これは生態系がかなり変化してきていると、蝶々であれば奇形が非常に大きく口のない蝶々あるいは小さくなってきている。また、福島市の山にいる猿が赤血球、白血球ともに減少してきていると、そういった報告がされております。当然、各大学の研究科の方々もそういう報告をやっておりまして、これもあわせて健康被害への対応に対して、県民、当然、町民としても不安に思っているわけでございます。

これらに対しましても、町長の答弁としましては、前回もお尋ねしたわけですが、今後も町民の皆様の安全・安心を第一に生涯にわたる疾病の早期発見、早期治療及び不安の軽減に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いしますというふうに答えているわけなんです、具体的に何をやるのかというのは全く見えてこないわけです。

私のほうとしましては、県・国がだめであるならば、やはりこれは町という単位でもって独自に行うことも大事ではないのかということをお願いしたわけでありまして、再度、前回とは違う情報等が出てまいりましたので、改めてお聞きしたいと思っております。

次に、市町村税滞納整理部門の設置についてということでございますが、平成26年、来年度4月にこの西郡を統括する中において滞納者の整理部門を設けるということでございます。なかなか世の中景気がよくなってはこない中、所得等で苦しんでいる方々が非常に多いわけでございます。そういう中であってこの整理部門というものを設置すること自体がどのように町民生活にメリットをもたらしていくのかということをお示しいただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、5番目としまして、町民合意の手法ということで、今申しあげました内容に関しましても町民がどのようなことを考えているかということ踏まえた上でのまちづくりというものがなされているのかということに対して疑問に思うところがございます。復興まちづくり協議会等のご尽力もあり、前向きに推進しているかとは思いますが、果たしてその中では無駄なもの、あるいは振り返りをしながら過去の過ちを起こさないためにも皆様の意見をどのように集約していくかの手法について改めてお尋ねしたいと思っております。特に、大正ロマンの館に関しましては、まだ町民への説明がないにもかかわらず、計画表を見ていきますと、先に修繕等が行われるがごとく住民説明会等がその後になっている。そのような計画であったかと記憶しておりますので、その辺につきましても再度お尋ね申し上げたいと思っております。

次に6番目、我が矢吹町の状況でございますけれども、インフラ整備の状況等、あるいはさまざまな所得の指数等がございますが、そのような町民の所得の概況というものがこの数年間、野崎町政も3期になりましたが、どのように変化し向上してきているのか、そういったものを町民として肌で感じ実感できるものであるのかどうかというものに対して、町長のお考えはいかがなものかお尋ねしたいと思っております。

次に7番目としまして、地域活性化センターというものが6月から設置されているかと思いますが、この内容としましてはどのようなものであるのか、今まで産業振興課内でありました雇用の紹介、あるいは企業誘致等を本格的にとり進めていくものなのか、ちょっと具体的なことがわからなかったものですから、その仕事の内容、ボリューム等を含めてお示しいただければありがたいと思っております。

最後となりますが、以上のようなことを総括的に考えていきますと、行政における町長としての自治のあり方、政治姿勢についてお尋ねしたいと考えております。

地方自治というのは、本来の自治であるためには、国から独立した地方公共団体がその判断と責任で行う団体自治と、その事務の処理や事業の実務を住民の意思に基づいて行う住民自治との2つの要素がともに生み出されることが必要だというふうにあります。その2点におきまして、どうも住民自治のほうの範疇といいますか、パワーがちょっと弱いのではないのかというふうに思うところが何点かございます。町長ご自身の考えとしまして、インフラ整備の状況、町民所得の向上等を踏まえて団体自治、住民自治というものは町長自身の考えとしてどのように捉えておられるのかお聞きしたいと思います。

以上、最初の質問とさせていただきます。答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

6番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、除染事業の今後の取り組みについてのおたただしですが、町では矢吹町除染実施計画に基づき、平成23年度に幼稚園、保育園、小・中学校の園庭校庭の除染、平成24年度には農地の反転耕による除染、町営野球場、学校等の園庭校庭以外の箇所の除染を実施いたしました。また、現在、柿の内、田内地区の仮置き場造成工事、仮置き場管理工事並びに住宅除染に着手しております。

柿の内地区につきましては、6月11日現在、仮置き場造成工事が約60%、管理工事が20%、住宅除染が77戸のうち10戸が完了、11戸が作業中で約20%の進捗、田内地区につきましては、仮置き場造成工事、管理工事、住宅除染に着手したところであります。

さらに、今年度除染事業対象地区の五本松、大和久、井戸尻地区の住宅除染に関する説明会を6月11、12日の2日間実施したところであり、今後、事前放射線量の測定、測量設計業務、同意書の取得などの業務を経て、9月には仮置き場、10月には除染業務の発注、着手を予定しております。

議員おただしの今後の除染の取り組みにつきましては、まずは本年4月から5月にかけて環境省除染推進員により、モニタリングカーによる100メートルメッシュの空間放射線量の測定を実施いたしました。現在、データの取りまとめを行っており、8月には放射線マップの公表を行う予定としております。

データ集約の途中ではありますが、町内全域の空間放射線量は全体として低下傾向にあり、このような状況から、住宅等の除染は面的な除染と部分的な除染、いわゆるホットスポット除染の両手法により行うこととなります。また、仮置き場は現行計画において、原則として各行政区単位に設置することとしておりますが、面的除染地域以外の地域の除染の推進、さらには、現在、現場内保管となっている幼稚園、小学校等の汚染土の一日も早い仮置き場への移設、仮置き場の関係で未着手となっております道路側溝等の除染作業の早急な着手等を考えますと、旧総合運動公園用地に一定の規模を有した仮置き場を設置することが除染の推進につながり、より効率的かつ効果的な除染を進めることができるものと考えております。

今後の除染に当たりましては、空間放射線量の状況に応じた除染手法の検討を行い、議員の皆さんや地域の皆さんの理解と協力のもと、早期に仮置き場を設置し、住宅宅地や公共施設等の除染に着手してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、放射能による資産価値下落等の財物賠償についてのおたただしですが、資産価値の下落等に係る財物賠償につきましては、東京電力では原子力損害賠償紛争審査会において決定された東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補及び政府の方針として公表された避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方についてを踏まえ、避難指示区域内に居住された方で住宅を所有または賃借された方が対象となる基準が東京電力から示され、賠償額の請求手続がスタートしている状況にあります。

本町におきましても、原子力発電所の事故から2年が経過し、原子力発電所の事故による被害に伴うものとして、農産物や商品の風評被害、あるいはブランド価値失墜に伴う売り上げ減少などの損害があると理解しており、これらについては国及び東京電力の責任のもと賠償されることは当然であると考えております。

しかし、現時点において、本町に係る財物賠償については国や県からの具体的な方針等の基準が示されていないことから、今後は県や近隣市町村の財物賠償請求の動向に注視しながら、町としての財物賠償の考え方を整理し、請求等のあり方を検討してまいりたいと考えております。また、原発事故に係る損害賠償請求権につ

いて、民法第724条で定める3年の時効が適用され消滅することから、自民党県連所属の国会議員団、または多くの被害者の賠償請求権を確保するため、議員立法を目指す方針を決定し、賠償請求権の時効問題は国の原子力損害賠償紛争解決センターに和解の仲介を申し立てている場合に限り、賠償請求権の3年の時効が過ぎても東京電力に賠償を求めることができるようにする政府提出の東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続に係る時効の中断の特例に関する法律が成立いたしました。

今後は、どのような形で東京電力に対して賠償請求を行っていくか、関係団体等と協議するなど3年を経過しても賠償請求ができるような新法整備等の要望もしてまいる考えでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、放射線被曝による健康被害への対応についてのおただしであります。本町における放射線被曝の健康への影響を把握する取り組みといたしましては、これまでにホールボディカウンターによる内部被曝検査、ガラスバッジ線量計による外部被曝検査を実施し、今年度からは新たに甲状腺検査を実施することとしております。ホールボディカウンターによる内部被曝検査につきましては、平成24年度にホールボディカウンター車による検査を4歳から20歳を対象に実施し、2,409人が受診いたしました。結果は、受診者全員とも健康に影響が及ぶ数値ではありませんでした。

平成25年度についても、4月26日から5月10日までの期間、妊婦、4歳児及び22歳から32歳を対象に実施し、605人が検査を受診しております。これまでは、このホールボディカウンター車の受診機会のみに限られておりましたが、町といたしましては、より多くの町民の皆さんが早い時期に受診することが必要であると考え、検討を重ねた結果、7月1日より平田中央病院に併設されている震災復興支援放射能対策研究所におきましても内部被曝検査と甲状腺検査を同時に受診することが可能となり、その案内を開始したところであります。

本町の検査枠につきましては、毎週月曜日に24人分が提供されることとなり、年間で約1,200人が受診可能と見込まれております。また、白河厚生総合病院でのホールボディカウンター機器整備が5月に終了、6月下旬から試験運用を開始し、同じく7月1日より検査を開始する予定となっております。白河厚生総合病院の検査は、1日50人が検査できる予定であり、本町では年間約1,100人が受診可能と見込まれております。全町民ができるだけ早い時期に検査を受け安心できるよう、さらに受診機会の拡充を検討してまいります。

次に、ガラスバッジ線量計による外部被曝検査につきましては、平成24年度には15歳までの子供2,070人を対象に6カ月間の検査を行った結果、実効線量は最高0.47ミリシーベルトで、全員健康への影響が心配される線量ではありませんでした。

甲状腺検査につきましては、県が県立医科大学に委託し実施されるものであり、超音波により甲状腺の状態を把握する高い精度の検査であり、本町におきましては2歳から21歳を対象に10月に実施する予定となっております。県が行う甲状腺検査につきましては、新聞報道を含め透明性などについて指摘があることは認識しておりますが、町といたしましては、現在進められている先行検査を他の市町村と同様に実施し、その結果を分析することがまず必要であると考えております。

その後、平成26年度からの本格検査が予定されていることから、先行検査結果を踏まえ、より県民に理解され安心が確保される検査内容、検査体制が整備されるものと考えており、町といたしましても必要に応じて国・県と協議を行うとともに、場合によっては独自の対策をとってまいりたいと考えております。

町民の皆様の健康を守り不安を解消することは、町としての重大な責務でもあり、原発事故による放射性物質に対する健康管理は、今後も継続的な取り組みが必要と考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、白河地方広域市町村圏整備組合に市町村税滞納整理部門を設置することについてのおただしであります。市町村の財源の根幹をなす地方税は、平成19年に国から地方への税源移譲に伴い自主財源としての重要性が高まる中、地方自治体の自立促進のためには税収と税負担の公平性を確保していくことが求められております。しかし、地方税を取り巻く環境は、長引く景気低迷や東日本大震災などの影響を受け、徴収率の低下や滞納額がふえ続け、管内市町村共通の課題となっております。また、市町村が単独で行う滞納整理には、徴収の専門的知識を有する専任職員が少ない、複雑、広域化する困難事案の増加といった問題点を抱えております。

このような問題点を解決するため、県南地方振興局県税部と管内市町村で構成する県南地区地方税滞納整理推進会議が平成21年に設立され、市町村における税務行政の課題を協議する中で、増加する市町村税の滞納圧縮のためには早急に広域的な滞納整理組織の設立が必要であるとの意見が取りまとめられました。このことから、平成25年1月に推進会議から県南地方振興局長、各市町村へ設立に関する要望書が提出され、平成25年3月に東西各町村会です承されております。

そして、平成26年4月に組織を立ち上げ業務を開始するため、本年7月から準備室を設置し、関係条例、規則の整備や、市町村から徴収権を移管する案件の基準等の検討を進めることとされております。

広域圏内に滞納整理部門を設立することの目的は、管内市町村単独では困難な滞納事案へ毅然とした対処をすることによって、収納率の向上及び慢性的な滞納額を縮減するとともに、納税者の不公平感を払拭し、市町村行政への信頼性の向上と税収の確保を図るものであります。また、研修や業務連携を通じて、管内市町村の徴収実務の知識や技術の蓄積を図り、職員の徴収に対する能力向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民合意の手法についてのおただしではありますが、1つ目として、大正ロマンの館を例に挙げますと、平成7年から15年ごろまで商工会でライトアップをしながら、中心市街地の顔としてPRしてきた経過があります。また、中心市街地復興協議会、商工会、町職員による中心市街地復興、まちづくりプロジェクトチームからは、中心市街地復興のシンボルとして活用すべきとの提案をいただいたところであります。

昨年4月29日には、大正ロマンの館内部の清掃作業が行われ、7月8日から7月16日までの間、矢吹百年百景、大正ロマンの館展と題する写真展が開催されました。ことし2月17日には、やぶき復興まちづくりセンターで小学生から高齢の方まで、さまざまな世代の大勢の方が参加し、まちづくりについてのワークショップとして、第1回車座会議が開催され、その中で大正ロマンの館の活用についても話し合われました。

このことを受け、ことしの2月26日から4地区で開催いたしましたまちづくり懇談会では、中心市街地復興事業の内容を説明するなどさまざまな機会を通じて町民の皆様との意見交換や協働作業を進めてまいりました。

今後の大正ロマンの館の利活用方法につきましては、7月28日にやぶき復興まちづくりセンターと大正ロマンの館で第2回車座会議を開催し、検討を進めてまいりたいと考えております。よりよい計画とするためには、参加者の方々に実際に建物を見て触れていただく必要がありますが、参加者の危険防止のための基礎工事が不可欠でありますので、歴史的建造物等の復旧・魅力向上支援事業を活用し、先行して工事を実施したいと考え

ております。

2つ目として、災害公営住宅を例に挙げますと、4月24日に国による住宅滅失戸数認定の災害査定を受け、整備上限戸数として120戸が決定したところであります。

昨年度は10月に応急仮設住宅及び借り上げ住宅にお住まいの方に対する今後の住まいに関するアンケートを実施いたしました。今年度は5月29日と6月1日の2回、震災で住宅が全壊となられた方々を対象とした災害公営住宅に関する個別意向調査を実施したところであります。

建設場所や戸数、構造等を含めた災害公営住宅の整備計画につきましては、今後、町の（仮称）中心市街地復興・街づくり推進協議会、地域住民、関係団体の意見や、アンケート、意向調査の結果を踏まえ、できるだけ町民の皆様の意見を反映した計画を作成し、工事着手に向け事業を進めてまいりたいと考えております。

町民の皆さんに身近な行政機関である市町村は、住民視点による地域が抱える課題や問題を捉え、住民の意向を踏まえた政策等の構想を行い、一人一人の思いの実現に結びつけできる自治体であると考えており、各種事業については、住民の理解を得るための合意形成がなければさまざまな事業の推進は図られないものと認識しております。特に、東日本大震災からの復興に当たっては、生活環境の変化により価値観や見解に多様化が見られることから、事業目的と事業実施について行政と地域住民を初め、関係団体等が事業の必要性等をひとしく共有し、相互理解のもとで進めていくことが重要であると考えております。

議員おただしの町民合意の手法については、取り組もうとする事業の目的や、住民意識などの地域性に応じ手法を選択することが必要であり、矢吹町復興まちづくり合同会議が実施している直接参加型手法である車座会議におけるワークショップや、モデル除染実施の際にご案内した体験型手法の現地見学会、また、討議型手法による各種事業の地区説明会など、さまざまな手法を適宜活用し、町民の皆さんに十分な説明を行い、事業実施に至るまでのプロセス、意思決定の判断等の開示を行いながら、それらの情報公開にも努め、開かれた行政運営を進めることは大変重要であります。

町民合意の手法は、このように一様ではなく、取り組もうとする事業の目的や関連する対象者によって異なるものでありますが、私はこれまでも行政主導ではなく住民と一体となったまちづくり、対話のまちづくりを基本として、町民の皆様のご意見をいただき、町政を執行してまいりました。町民に寄り添う姿勢はより町民の皆さんに近づくことであり、私自身もできる限り町民の皆さんと接する機会を設け参加しており、これからも多くの機会を通じて、多くの意見をいただきながら町民の皆様の意向把握に努め、事業の段階ごとに十分な説明を行い、町民合意による行政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、インフラ整備の状況、町民所得の概況についてのおただしであります。まずインフラ整備の状況につきましては、町道の整備状況は計674路線、実延長約348キロメートルであります。うち改良済み延長が約225キロメートル、舗装済み延長が約196キロメートルありますが、平成17年度から事業実施しております生活道路の現道舗装事業での68路線、施工延長9.47キロメートルを含めた舗装済み延長は約205キロメートルとなります。整備率としましては、改良率は県平均で56.9%のところ、本町は64.7%、現道舗装を含めた舗装率は県平均で67.1%のところ、本町は59.1%となっております。

今後の道路整備につきましては、陳情や行政区の意向、要望を踏まえて、引き続き町民の皆様のご協力をいただきながら道路整備を推進してまいります。

次に、上水道の整備状況であります。人口割合による整備率は全人口の99.5%が整備済みであります。約0.5%の未整備の主な要因としましては、私道による整備困難区域であるものや、町村界の末端区域で水圧低下などの原因によるものであります。今後は、困難要因の解消を図り、整備率の向上に努めてまいります。

次に、下水道の整備状況であります。本町は公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水の3つの処理方式により汚水処理の整備を進めております。この処理方式を人口割合にしますと、公共下水道が全人口の68%を占め、合併処理浄化槽が17%、農業集落排水が15%であります。

それぞれの処理方式の整備率につきましては、まず公共下水道は処理人口の85%が整備されており、合併処理浄化槽については処理人口の60%、農業集落排水については100%の整備率であります。

今後、公共下水道につきましては、認可区域の拡大を進め、合併処理浄化槽につきましても設置に係る補助金制度の周知を図りまして整備率の向上に努めてまいります。

次に、町民所得の概況についてのおたただしであります。初めに、平成25年度町県民税の当初課税資料によりますと、町民所得額の合計は9,911件で198億1,261万1,000円であります。主な所得の内容は、営業所得619件、10億783万7,000円、農業所得877件、8億6,887万9,000円、不動産所得504件、4億6,007万3,000円、給与所得8,286件、156億2,296万3,000円、公的年金所得5,297件、13億5,916万9,000円であります。

平成25年度と前年度の所得を比較しますと、合計所得では15億5,637万8,000円、8.5%の増となっております。特に、農業所得では5億9,188万2,000円、213.7%の増であります。平成24年度の所得として計算される平成23年分は、東日本大震災により羽鳥幹線水路が被災し通水できなかったことから、本町の水田1,450ヘクタールのうち880ヘクタールが作付できず、通常より所得は下回っていた状況でありましたが、平成24年分は幹線水路の災害復旧工事が完了し、水稲作付が再開されたことに加え、農業者戸別所得補償制度及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による損害賠償金による所得増が主な要因であります。また、総務省統計局による直近の資料では、平成23年度の本町の課税対象所得額の合計は167億1,300万8,000円であり、県内59市町村の中で19番目であります。

5月27日に公表された福島県最近の県経済動向によりますと、県内の景気は厳しい状況の中で持ち直しが見られる。なお、生産活動に弱い動きが続いているとの総合判断がされておりますが、個人消費は堅調に推移しており、建設需要は、民間需要、公共工事とも前年を上回っております。中でも県南地区の建設業は、民間建築工事は工場や住宅で増加していると分析されており、今後の景気動向を注視し、町民所得の向上を目指しながら復興を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地域活性化センターについてのおたただしであります。当センターについては、平成20年に地域活性化支援センター開設準備委員会を設置し、町内の産業や福祉、金融、教育など各方面の方々に委員をお願いするとともに、福島県超学際サポーター派遣事業により、福島大学の鈴木教授をコーディネーターとして派遣いただいた専門家の先生にもご意見をいただきながら検討してまいりました。

厳しい雇用情勢の中、町全体の活性化を図るためには、雇用対策と町内事業所や企業の受発注機会の拡大が重要な課題であります。特に農商工業の関係者が単独で活性化を目指すことは、厳しい状況にある中、それぞれを連携させることで活性化につなげる手法が求められており、新商品や新サービスの開発、生産及び需要の開拓につながる農商工連携事業全般を支援することにより、地域活性化を図る役割を担うこととしております。

センターの主な業務といたしましては、1点目に町内企業の交流事業を計画しながら異業種間の交流や近隣企業の情報開示を図り、受発注の仲介につなげる企業間交流促進事業、2点目に農商工業者がそれぞれの経営資源を活用し、あわせて国の支援を有効に活用しながら、結びつけにより新商品の開発に取り組むことでそれぞれの経営の改善を図る農商工連携支援事業、3点目に無料職業紹介所の一部機能を有した紹介所の開設、4点目に町内事業所や企業から雇用計画等の求人、求職情報の収集業務、5点目に県ハイテクプラザや県産業振興センターを初めとする支援機関で実施している各種催事案内等による起業家支援事業、6点目に町内事業所に対し各種研修会、講演会等に参画を促す各種催事案内事業となっております。当面は最重要課題である中心市街地復興を中心に取り組み、そのめどがつき次第、他の業務も本格的な稼働を目指してまいります。また、地域活性化支援センターが中心的な役割を果たしながら町内産業の六次化推進ができるよう、町内の産業関係団体、事業所等と連携し町全体の活性化に向け努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、自治のあり方と政治姿勢についてのおただしであります。私の政治の実践の姿は町民の福祉の向上に資する具体的なまちづくりの推進のための実用書として策定した第5次まちづくり総合計画及びそれを補完する計画として策定した矢吹町復興計画の実現に向けた行財政運営そのものであり、町民の皆さんとの対話のまちづくりを進めることで、総合的な住民福祉の向上、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指しております。

これまで答弁してきたとおり、市町村は町民の皆様にも最も身近な行政主体として、真に地域住民が求める行政サービスを提供する責任を果たす必要があります。

今後の本町の総合的な行政運営においては、これまで以上に住民の声を聞き入れ、寄り添うことが重要であると考えており、町の政策が町民の皆さんに目に見える形で具体的に伝わり、将来の明るさ、豊かさを実感できるまちづくりを目指していかねばならないと考えております。特に、平成25年度は、まちづくり総合計画及び復興計画に位置づけた事務事業を確実に推進し、「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」を目に見える形で実現していく覚悟でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） 答弁ありがとうございます。

かなり時間が過ぎておまして、私が答弁今度もらえないような状況になってしまっていて、私の質問の仕方がやっぱり悪かったのかと反省しながら、私としては時間があるものですから、ちょっと何点か短くお尋ねいたします。

まず、除染の取り組みにつきまして、町長の答弁の中で旧総合運動公園用地という発言があったんですけども、旧という言葉がつくということはどういう認識でおられるのかお尋ねしたかったのが1点。

あと、時間がないものであれなんですけれども、総合運動公園に仮置き場を置くというのは、これはある意味町民の皆様に対しては貸しがあるんじゃないのかと。そもそも、柿の内及び田内おきましては、町でもって一元化する仮置き場というものは設けられないということを前提条件として、そしてその地元地元でもって置いてくれというお話だったかと思っております。よって、これが、今総合運動公園のほうに仮置き場をつくり

ますよとなつたらば、じゃ、今あるやつ持っていけというふうにならざるを得ないわけでありまして、そこをちょっとお聞きしたい。

それから、あともう一つ、同僚議員からもいろんな同じような内容で質問されますので、私からちょっと選びながらですが、地域活性化センターについてですが、これは産業振興課の中での仕事の業務の分掌を、分けるというようなことになるかと思っておりますが、地方自治法第244条の2に書いてありますが、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないというふうにあります。ここで一つには、公の施設という認識でもってちょっと意見が対立する可能性もありますが、ならば地方自治法第158条、ここでは書いてありますけれども、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については条例で定めるものとするというふうにあります。とすれば、これは議会にお諮りした上でその部門を設置しなければならないのではないかとということで、地方自治法に違反してくるのではないかとというふうに考えます。それを今後どのように取り扱うのかお聞きしたい。

それからもう一つは、最終的に住民自治と団体自治ということに関してお尋ねいたしますが、今年度の予算等を見ておりましたが、住民側の意見に沿ったそういう予算配分とか、自治というものが行われているのかというのがちょっと疑問になるんです。といいますのは、例えば、なかなか財政が厳しいのは変わらずであります、中学校の燃料費とか、光水熱費、これは今の新しい中学校になってからですと四百数十万ぐらい光熱費、あるいは燃料費でもって500万近くが多く以前よりもかかっている。

それから、企業誘致等に関して、町民はやはり仕事が多くあって、なおかつ働いて所得が上がっていくことを願っております。当然、そういう観点から、単に税収の徴収だけに力を入れるのではなくて、そういう仕事、所得を上げていくという政策も、これは町としての義務であると、そしてもう一つは、団体自治と住民自治があるとすれば、町長さんも私も同じく、ひとしく町民の皆様から選ばれて来ているわけでありまして、単に試験を受けて県とか国から指名されているわけではないんです。そういう観点に立てば、住民の立場に立った行政、自治というものを行っていかなくてはならないのではないかと。そういう意味において、所得を上げていくという部門での商工費の関係、ここずっと見ていきますと企業立地奨励金というのがかなり大きく支払うときとかありますが、企業調査委託料というのは21万でずっと同じで、あとは動きがないんです。平成21年以降ずっと、私が議員になってから見ておりましたが、これとってこの企業を持ってくるために力を入れるとかそういう予算配分が見当たらないわけでございます。

片や、今言った中学校における燃料費とかが高騰していく。また、そのほかの部門です。産業祭の費用というものは平成20年、21年は150万でありました。平成22年が30万あって181万、平成23年、復興という絡みもあったかもしれませんが500万円弱です。これがことしは650万円の予算が組まれていると。また、真夏の夜の鼓動も1年間やらなかったわけですけれども、平成20年、21年よりも100万円多く予算が組まれている。どうも、上を見上げれば花火がぼんぼんと上がるような景気がよさそうな話でございまして、自主的に企業を持ってくるとか、あるいは住民側に沿ったもの、税金も収納ばかりきつくしていく。そういう部分での取り組みというものがあるにしても住民に寄り添っているとはちょっと考えられない部分がございます。

特に、町長さん、思い出せば1万9,000人の人口を目指しますよということで町長になられたはずで、確かに非常にいいことですね。人口がふえてくるということに関しては、これは経済のパイが活性化していくわ

けであります。全てにおいて基本になるのは人口がふえていく。

ところが、出生率等を見ていきますと、県の発表しているものを見れば、近隣市町村で矢吹は13.5で一番低いんです。そしてまた、出生率が13.5です。

それからまた、農業等の所得に関しましても、県の統計年鑑、あるいは一目でわかるというような県の資料を企画調整課等を出してありますが、それを見ると伸び悩んでいる状況でございます。

こういう中であって、確かにまちづくりというもの、復興協議会とかございますが、その位置づけというものかどのような町の審議会という位置と同じかどうかわかりませんが、広く皆さんの声を聞く。確かにそのとおりでございますが、中には声を出したくも出せないとか、いわゆるサイレントマジョリティーとかそういったものもあるわけなんです。そういうところに寄り添うのが本来の政治であって、町民の方々が望まれることではないのかと思うんです。

そのようなデータを考えていった場合に、本当にこれから何をすべきかということ、やはり予算の配分ももう少し町民に寄り添ったものにしてきてはどうかと。特に、安全に関しましても、やはり県が、国がという視点でまだお話をされているんですけども、子宮頸がんについてもつい最近話がありました。これは自治の問題として取り扱ってほしいんですけども、住民の皆様方に危険性があつたがために、私は前の一般質問で提示をしてほしいと。副作用のことがネットでも何でも出ているんです。学会のほうでも。それを提示した上で各自にご判断願えればありがたいと、そういうことをやっていただけないかということを以前に申し上げました。

そういうことで、私が申し上げたいのは、あくまでも住民自治のほうの配分をもっと大きくしてもらえないか。そちらにかじを切った町政をお願いしたいという思いであります。

そのようなことに対しての答弁を、若干の時間でしようがお聞きしたいと思います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

答弁者の時間が押していますので簡潔に答弁してください。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、旧総合運動公園の呼び方についての私の認識ということでございますが、これは青山議員もご存じかと思いますが、そもそも今、旧総合運動公園と呼んでいるところは総合運動公園の予定地として町が購入した経緯がございます。しかし、財政再建、非常に厳しい中であって、町は今多額の金を総合運動公園にお金をかけることができないという判断のもと、議会の皆さんの議決も経ながら総合運動公園についての開発計画については凍結させていただきたいというもとでご理解いただきました。そうしたことの経過を踏まえて、旧という、旧という言い方が正しいのかどうかはわかりませんが、以前の総合運動公園の呼び方とは変えて旧総合運動公園という呼び方にさせていただきました。なお、この言葉の使い方についても今後注意を払っていきたいというふうに思っております。

なお、柿の内、田内地区で除染説明会を実施したとき、その際に町のほうでの一元化された仮置き場については設けられないという言い方ではなくて、今話し合いをずっとしてきた中であって、一元化の話を継続はしているけれども現時点では見通しが立っていないと、そういうような発言をした記憶がございます。これらに

ついで、言った、言わないについては後ほどの議事録を読めば歴然とするわけでございますので、そうしたことについても青山議員のほうにどういう発言をきちっとしたかということについて、後ほどきちっとした議事録をもって説明させていただきたいと思っております。

いずれにしても、認識の違いがあることについては、私自身も深く感じている部分がございますので、そうしたことについては改めてその当時設けることができないと、設けないということではなくて、設けることができないということでご理解いただきたいというふうに思っております。

なお、今さら何だと、旧総合運動公園用地に仮置き場を町として設置するのであれば、柿の内、田内地区の仮置き場の地区で設置した廃棄物、さらには汚染物質についても町のほうに持って行ってはいかがかというような話につきましても、今後町としての仮置き場の設置そのものについて検討も加えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

地域活性化支援センターでございます。

地方自治法第244条2項、さらには地方自治法155条について、公の設置、さらには地方の内部組織の設置のあり方について条例違反ではないかということにつきましては、これについては産業振興課長より答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

さらには、住民自治と団体自治について、住民の意見に沿った形でやるべきだ。このことについては私も同感でございます。先ほどから説明して答弁させていただいているとおり、私自身の政治姿勢、町民と接する考え方の基本は住民に寄り添った自治のあり方でございます。この内容等については、平成18年度からまちづくり総合計画、さらには平成23年度からは復興計画というものを策定しながら、より住民に寄り添った形で町の計画書というものを策定させていただいております。これについても、随分、青山議員と議論を繰り返しておりますが、そうした形で町の実用書、住民の方に説明を何度も何度も繰り返し町の現状を説明しながらご理解を得て計画を策定させていただいた。その中であって、税収を上げていくことが町にとっても住民自治を、さらには地方自治体として住民の福祉の向上に資する最大の効果的なことだろうということについては、これは全く私も同感でございます。そうしたことで、税収を確保するためにあらゆる対策を講じてきた。それがまちづくり総合計画であり、そして復興計画であり、さらには今回提案させていただいた滞納整理、さらにはご指摘のあった企業誘致、そうしたことについて全力を傾けさせていただいているところでございます。

ただ、この中でご指摘があった中学校の燃料費が高騰しているということについては、これは私たちも十分認識させていただいております。平成23年度の震災、さらには原発事故による放射能汚染、それを考えると、そうしたものをを使うなど、燃料を使うなどというのは言えない状況であることは、今の時点ではなかなか言えない。町は水道光熱を含めて財政再建を継続しながら、そうした燃料費も含めた見直し、チェックをさせていただいております。しかし、あなたの中学校は高いから下げなさいとは言えない状況、窓を開けて換気をしてください。扇風機、エアコンを使わないでください。暖冷房を使わないでくださいということについては、外気等を遮断したいという、そういう思いも含めると、なかなかこれを言えない。ただ、できる限りのエコ対策も含めた省エネ対策については、町のほうでも教育委員会を通じて指導しておりますので、今後もそうしたことで燃料、水道光熱費含めて、もう少し削減していただくような、そんな指導も徹底していきたいというふうに考えております。よろしくご理解いただきたいというふうに思っております。

さらに、産業祭……

○議長（栗崎千代松君） 町長、簡潔に。

○町長（野崎吉郎君） わかりました。産業祭の支出の動向でございますが、これについてはこういったものに使いなさいと、復興のために県のほうで使いなさいという予算がぶら下がってまいりました。このお金を使わないわけにはいかないということで、現時点では復興祭という名称を変えて県の予算を十分に生かして住民の元気と勇気を与えるためのそうした予算立てになっていることについてご理解いただきたいと思います。

今後も企業誘致、さらには人口増加に結びつけるような対応、さらには予算の配分についても住民に寄り添った形での予算編成などについて十分に考慮しながら、今後も町政を執行してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、私からの再質問の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業振興課長、圓谷誠君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 圓谷 誠君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（圓谷 誠君） 6番、青山議員の再質問にお答えいたします。

センターが地方自治法244条の2、公の施設の設置に関する条項に該当するのではないかというおたがいでございますが、これにつきましては、私は公の施設には当たらないというふうに理解しております。

あと、同じく158条関係の内部組織の設置でございますが、これにつきましては、私が考えるには課の設置条例、課を設置する場合に課の設置条例を町のほうで条例を制定しておりますが、そのようなことには当たらず、このセンターは産業振興課の傘下で活動していたというようなことで、この条項には当たらないというふうに解釈しております。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁者の持ち時間は使い切っておりますので、答弁はありませんけれども、再々質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） 質問というよりは意見として述べさせていただき、また、今後も町を執行される上での参考になれば、一助になれば幸いと思ひ発言させていただきます。

まず、今、産業振興課のほうから説明ありましたが、当たらないと、地方自治法には触れないというような答弁がありました。どこが触れないのかちょっとわからないんですが、第158条には、普通地方公共団体の長はその権限に属する事務を分掌させるため、これは分掌になるんじゃないですか。新たに人を雇いつつ独立させるわけですから、そのような判断になるんじゃないですか。必要な内部組織を設ける、これは必要な内部組織じゃないんでしょうか。とすれば、全く当てはまらないということ自体がちょっと不思議な事態が生じているんじゃないかと思ひます。

この158条、244条の場合には公の施設という中での考え方で、これはある程度議論が必要であり、なおかつ立場によって分かれる場合もあるかと思ひますが、158条を見る限りにおいては、これは仕事の内容等に関しても私はしっかりとこの部分にかかわってくるものだというふうに思っております。しかも、センター長と

して新しく雇われると思うんですが、それは単に臨時職員なのか、あるいは嘱託職員なのか、あるいはまた別な待遇としてなのか、そこもどうなのでしょう。そこを明確に出していただければと思っております。話によれば、結構、臨時職員、嘱託さんとは違うような待遇で処遇されているというようなお話がありまして、とすれば、これはもう完全に一つ屋根の下の中での産業振興課のその中のまた一部ではなくて独立した存在になってくるのではないかというふうに思うわけです。そういう点から、158条にはこれはもう完全に触れるのではないかというふうに思います。その場合、議会を通さずにしてということがございますので、どのような対応をされるのかを改めて後でお知らせいただければありがたいと思います。

そしてまた、何点かあるんですけども、健康に関してやっぱりもっと敏感に反応されていってほしいと、放射能問題も結構皆さんの意識がマンネリ化してきてしまったというのがありますので、やはりその辺は町のトップとして健康に関するのだけはしっかりと皆さんに啓発を訴えていく政策をとっていただきたい、そのように思います。

以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（栗崎千代松君） 以上で6番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

(午前11時02分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前11時16分)

◇ 鈴木一夫君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして通告2番、8番、鈴木一夫君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

2番目ということもございますが、先ほど同僚議員から一部私と重複している質問もございますが、私なりに質問をさせていただきますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

一般行政3点について質問させていただきます。

1点目、中心市街地の復興に関してということで、中心市街地あるいは商店街の復興に向けて、行政が今後どのようにかわっていくのかということで、大きく何点か問いかけておりますが、再開発事業を行うということに関しまして、今回の震災もありましたが、ある意味町長がよく言っておりますように、ピンチはチャンスだということもございます。

後述しますが、幾つかかなり活性化している商店街、うまくいっている商店街というのを幾つか視察させていただきました。そこで実は、うまくいっている商店街、商店街という言い方はしません。うまくいっている地域、お店としてうまくいっているところというのは、実は余り行政に頼っていないんです。要するに何を言

いたいかといいますと、行政はハードづくり云々について一生懸命やっていたと、あるいは養成をしております。ところが、その後使われなければ余りハードをつくっても意味がないということがありますが、例えば、具体的に皆さんご承知かと、一番身近なところでご説明いたしますが郡山市です。

郡山市中央商店街という商店街がございます。あれは2004年に地下化したり、かなりお金をかけてハードをつくったんです。その後どうなったかという、皆さんご存じのとおり、その後どういうふうにあそこは振興されたかということで、脱退する商店も出てきましたし、当然シャッターを閉める商店も出てまいりました。

ところが、今、一生懸命あその商店街が何をやっているかという、ハード事業というのは一回置いておきましょうと、イベント云々でこれをもう一回活性化をしましょうと、いろんなイベントをやって皆さん郡山市に行かれる。例えば、週末、土曜日、日曜日行かれて、週末に行かれたときにイベントをあそこでやっております。ぜひ機会がありましたら見ていただきたいというふうに思います。結局、人と人のつながりというのが一番大事でございまして、町の活性化、あるいはうまくいっているところというのは人のつながりがうまくいっているということでございます。

先ほど郡山市の話をしていただきましたが、うまくいっているところ、例えば福島市でございます。那須塩原市、真岡市です。非常に感じたのは、要するに核の店舗があります。幾つかの店舗がそこに集まっているんです。そのハードというのはほとんどお金をかけていない店です。お店自体にお金をかけておりません。安く借りておりまして、自分たちで改装したり、自分たちで集客しております。そこにどんどん若い人が集まっていく。何人かの知り合いの方にも、行政の方にもお話し申し上げましたが、一番わかりやすいのは、黒磯のカフェが非常に象徴的で一番実感をするんですが、建物というのは昔のアパートを改造したんです。改造してその仕切り戸を全部なくしまして、ところがそこに行って見てください。皆さん、ぜひ週末に出かけてみてください。若者がごちゃごちゃしています。ごちゃごちゃという言い方は変ですね。すごいです。私なんかなかなかそこになじめないんですが、物すごい数の若者が集まってきています。駐車場をたくさん借りています。その駐車場にとまっている車のナンバーを皆さん見てみてください。ほとんど黒磯ナンバー、あるいは栃木ナンバーはありません。千葉ですとか、遠くは仙台もありました。2週間前行ったとき仙台もありました。そこに皆さん集まっている。そのお店があることによって、今度は近くに若者がいろんなショップを開いている。そこはほとんどシャッター通りでしたので、そこのお店を安く借りて自分のお店をつくっている。

似たようなものが真岡市にもございまして、そこはある1つのお店があって、その周りに若者がたくさん集まってお店を開いております。そこのお店もほとんど潰れたお店ですから、潰れたお店を改造してやっているわけです。ですから、お金は余りないので自分たちで改造している。ただし、そこで行政がどのようにかかわっているのか、かかわっていくのかということです。

結局、いろんなものをこういうふうにしたんだと、若者の意見を取り入れて行政はやっていたんですが、ただ、物はずくらないんです。行政はハード的なものはつくらないんです。ただしそれ以外のことにいろいろ支援をする。例えば、こういうものを行政が考えているんだけど、一緒に参加をしませんかとか、あるいは行政マンがずっと今まで培ってきた知識なりを皆さんに伝えてあげる。教えてあげる。ただし、対等の立場です。あくまでも対等な立場でやっていく。冒頭申し上げましたように、そこがなぜうまくいったのか、オーナーの方がいらっしゃいます。核の店舗を運営しているオーナーの方がおっしゃる分には、やはり、

成功したのはある意味、行政に余り頼らなかったからだというふうに言っております。質問として多少矛盾している部分がございますが……

〔発言する者あり〕

○8番（鈴木一夫君） 失礼しました。

その中で、幾つか羅列しておりますが、例えば同僚議員が先ほど言いましたように、じゃ、そこで地域活性化促進センターの役割は今後どうなるんですか。先ほど答弁はいただきました。

次に、この商業活性化対策推進事業、中心市街地復興まちづくり事業に関して、今、今後どういうふうになるんですかと、どういうふうを考えているんですか、どういうふうに進めていくんですかという、あるいはもう一つ、僕も何度か申し上げておりますが、コミュニティデザインというものがございまして、町では車座会議というものを主催して前を見ていきまして、今回のロマンの館も含めて車座会議を開きます。それはある意味、ほかでやっているコミュニティデザインという考え方がありまして、基本的には車座会議と全く似ているというふうに私は認識しておりますが、それをどういうふうに活用していくのかということです。その結果をどういうふうに活用していくのかということです。参加するメンバーも足したというのはもちろん前回もそうですが、そこへ行政がどういうふうに関わっていくのかと、舞台を単につくっていくのではなくて、町をどうというふうに進めていくのかということをお聞きしたい。

これについてもう一点ございますが、例えば復興計画における最重要課題として位置づけた幾つかの施策がございます。その施策について、具体的に進行状況も含めてお示しいただきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

次に、火の見やぐらの今後の処遇と見直しはということについて質問させていただきます。

皆さん当たり前のように思っておりますが、火の見やぐらがございます。ただし、やぐら自体、既に老朽化や耐震の安全性の問題から、実は使用するには危険なやぐらが何点かあるというふうに聞いております。もちろん見ましたが、聞いておりますということです。要するに、本来の火の見やぐらとしての機能よりも、例えば、防災無線のスピーカーやサイレンが設置されておりますし、例えば、いろんな訓練も含めてホースの乾燥に使っているんです。

そこに、例えば皆さん考えてみてください。火の見やぐらというのは、皆さんも火の見やぐらに上がって、半鐘といいますけれども、半鐘を鳴らすというのは、今余り風景としては見られない。要するに、高さを利用して消防団で使用したホースの乾燥などに使われているんですが、このように使われている火の見やぐらでございまして、確かに老朽化や耐震性が疑われるものも幾つかあります。結局、撤去するというのも一つの考え方です。事実撤去された火の見やぐらもございまして、町内に。それで、ただウインチを用いてホースを乾燥させると、その上に例えばサイレンをつけると、そういう使い方をするわけですが、ただ一つここでお伺いしたいのは、火の見やぐらそのものを例えば風景として残すというのも一つの考え方であるというふうに私は思うんです。全部ではないにしてもです。

もう一つは、例えば、どこかは忘れたんですが、使われなくなった火の見やぐらのある程度、補強はそんなにしませんが、垂れ幕を下げております。

例えば、今週の地区の行事予定、一番簡単なのは交通安全週間ですとかそういうものがありますけれども、

結構町内のあれに使っているところがあるんです。写真を撮ってくるのを忘れてしまったんですが、ただ、結論から申し上げますと、今後町としては火の見やぐらをどういうふうにして持っていくだろうと、例えば、ある程度補修をしてこのまま使い続けるのか、あるいは幾つか撤去する方向で考えているのかというところですね。そこら辺をお伺いしたいというふうに思います。

白サギ、アオサギに関する被害に関してです。

実は、根宿地区というのは中畑にございまして、今、大量の白サギがコロニーを形成しております。主に白サギの種類としては大きな白サギではなくて中間の白サギですので、これは実際行くとわかるというか、ぜひ時間があれば行きたい、あるいは産建としても行きたいというふうに考えておりますが、その現場でいきますと、今は繁殖期もございませけれども、非常に鳥の鳴き声がうるさいんです。それは何とか我慢できるんですが、ただし、においです。近くに行ってみるとわかりますが、ふんによりまして杉がかなり枯れております。赤くなっております。

もう一つ重要なのは、洗濯物が干せません。あの地区の方は、皆さん本当に見に行ってみてください。農家の方がほとんどですので、ハウスがございまして、ハウスに洗濯物を干されているんです。大きなうちは軒下にある程度部屋というんですか、それをつくりましてそこに干されております。ただし、外といいますか何も無いところに干せません。

あともう一つは、近くに2会社があるわけですが、そちらのほうにもお伺いいたしました。どうのこうのではなくて、その方にお話を伺ってまいりました。もちろん駐車場にふんがかなり落ちていて、皆さん大変ですよということが一点、ただ、鳥の習性として余り工場の屋根の上とかとは飛ばないらしいんです。確認はしていません。

建物自体にはそんなにふんはついていないということなんですけど、問題は車にも、駐車場近辺にもふんがつきますが、問題は農産物なんです。実は、その周りがかかなり大きいたばこをやっている農家の方もいらっしゃいますし、野菜をつくっている農家の方もいらっしゃいます。特に、たばこの部分については、ふんがついたものを、皆さん採取するときに全部拭くんです。拭いて出すわけです。少しでもふんがついていると全部返されてしまうというのがございまして、かなり比率的に厳しいので、そこら辺皆さん非常に悩んでおまして、周りにはかなり大きな、例えば、一つの面積1町歩ぐらいの面積のたばこをつくっている農家の方がいらっしゃいまして、その隣にコロニーのある山林ということなんです。ですから、かなり山林の周りから少しずれてたばこをつくっていらっしゃいます。

そういうことがございまして、これは駆除できないというのはもちろんわかって質問しております。駆除できません。じゃ、どうすんだと、今後も含めてどうするだろうというのが私の質問の趣旨でございまして、結局、においの問題もありますが、洗濯物が干せない、ふんによりまして農産物の被害もございまして、また、かなりの大きなコロニーになっておまして、実はそこからまた別なところに今飛んでいるんです。多分、もっと別なところにもさらにコロニーをつくろうとしております。

そういう点を鑑みますと、今この時点、あるいは来春、渡り鳥ですから帰ってきますので、そのときにどうすればいいだろうと、非常に悩ましい問題ではありますけれども、ある程度テゴトなところも本当に住民の方が非常に悩んでいる。迷っている。あるいは精神的な被害も含めまして、かなり生活環境に影響を受けてお

りますので、どういうふうにしていきたい、今後どういうふうにしましょうということを行政と住民が一体になってこの問題を解決する方向にうまくいくように、願いつつ私の質問とさせていただきます。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 8番、鈴木一夫議員の質問にお答えいたします。

初めに、中心市街地復興についてのおただしであります。矢吹町復興計画では、東日本大震災以前以上に活力のあるまち、安全・安心なまちづくりを目指しており、中でも最重点課題として5つの項目を掲げ、力強い復興へ向け全力で取り組んでおります。

議員おただしの中心市街地復興に関しては、復興計画の最重点課題の一つとして位置づけており、震災以前以上の活力あるまちづくりの大きな鍵となることは言うまでもなく、私も議員同様、行政主導ではなく、地域の皆さんの行動、やる気なくしては達成できないものと考えております。

特に、どのように復興を図っていくかという部分については、地域の皆さんに積極的にかかわっていただき、意見や考えを反映させていくことが重要であると認識しております。

このようなことから、民間の方々で構成される中心市街地復興協議会において、1年間をかけて復興計画案を作成していただいたほか、車座会議でのワークショップでは地域の課題を地域の人たちが発見し、解決するにはどうしたらいいかを検討していただきました。今後も車座会議などのワークショップや、住民説明会への積極的な参加を呼びかけながら、地域住民が自分たちの手で、自分たちの町を築いていくために必要なものは何かを住民や店主の皆様方と一緒に考えてまいりたいと思います。

次に、地域活性化支援センターの役割につきましては、先ほどの青山議員への答弁と重複いたしますが、最重点課題である中心市街地復興や産業活性化のため、地域住民や商工会等の取り組みを後方から支援し、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。また、商業活性化対策推進事業、中心市街地復興・まちづくり支援事業につきましては、中心市街地の活性化のため、空き店舗を利用する事業者の家賃の一部を補助する事業を創設したところであり、矢吹町らしさを生かしながら中心市街地のにぎわい創出に努めてまいりたいと考えております。あわせて、大正ロマンの館等の歴史的建造物の復興シンボルとしての有効利用についても検討し、にぎわいづくりを進めてまいります。

さらに、コミュニティデザインにつきましては、大切なことは、地域の方々が自分の力で楽しみながら課題に取り組むきっかけや仕組みづくりであると考えます。本町の動きとしましては、ことし4月から矢吹町中心市街地復興協議会が毎週火曜日、「ブカツ」と称する独自の取り組みとして中心市街地の復興をテーマに活動しております。町といたしましては、このように町民皆さんの自発的な活動がさらに広がり、それらをコーディネートする役割を担うことで住民本位のまちづくりにつながるものと考えております。

中心市街地の全体的な復興につきましては、今後、早急に復興構想を作成し、今年度、できるだけ早い時期に計画を確定させ、あわせて復興交付金などの有利な財源を活用しながら、にぎわいや活性化を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、復興計画で掲げる最重点課題4項目の進捗状況につきましては、一つには農地部門を最優先とした震災からの復旧であります。東日本大震災及び台風15号により本町の農業施設は甚大な被災を受けました。現在、被災箇所数約500地区、復旧事業費が9億4,000万円の被災を受けております。補助事業の採択を最優先に、災害査定、実施設計、工事発注を行うとともに、速やかに応急工事を実施し、本年度は町内ほぼ全域で作付が可能となりました。5月末現在、復旧工事の進捗率は約78%となっており、現在継続的に復旧工事を行い、未着手の地区も含め年度内の完了を目指し、鋭意施工中でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2つ目には除染計画に基づく町内全域の除染であります。

除染事業につきましては、教育施設等の子供の生活環境を最優先に、その後、農地や一般家庭等の除染を行うことで、町民の健康を守り、安心・安全の確保を図る計画としております。

進捗状況につきましては、青山議員への答弁と重複いたしますが、平成23年度に幼稚園、保育園、小・中学校の園庭、校庭の教育施設の除染、平成24年度には農地の反転耕による除染、及び町営野球場、学校等の園庭、校庭以外の箇所の除染を実施し、現在は柿の内、田内地区の住宅除染に着手しております。また、今年度は新たに、五本松、大和久、井戸尻地区の除染説明会を6月11、12に開催したところであり、10月までには住宅等の除染に着手してまいります。今後も復興の大前提である除染事業につきましては、地域の皆様のご理解を得ながら全力で取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

3つ目には、原子力損害賠償紛争審議会において決定された中間指針の撤回であります。

平成23年12月6日に、原子力損害賠償紛争審査会において中間指針追補が取りまとめられ、自主的避難等に係る損害の範囲が示されましたが、本町は原発事故の避難区域外として賠償の対象とはなりませんでしたが、町議会の大震災及び原発事故調査特別委員会及び福島県原子力損害賠償対策協議会と連携を図りながら、福島県白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部を通じ、国及び東京電力株式会社へ、中間指針の撤回に向け繰り返し強く要望、要求してまいりました。

福島県民ひとしく適切な賠償がなされるよう、町民の皆さんにご協力いただいた1,288枚、1万4,711名分の署名については、平成24年1月19日、福島県庁において、当時の平野博文文部科学大臣に署名簿を提出し、強く要望してまいりました。その結果、議員ご承知のとおり、東京電力株式会社では、平成24年6月11日から福島県県南地域における自主的避難等に係る損害賠償、平成25年2月13日から自主的避難等に係る損害に対する追加賠償の損害賠償手続が開始されました。平成25年5月24日現在の賠償金支払いの進捗状況は、第1次の賠償については対象者である妊婦241人、子供3,341人の計3,582人が手続を行い7億1,640万円が支払われております。

追加賠償については、対象者である妊婦186人、子供3,188人、その他の方1万3,942人の計1万7,316人が手続を行い、8億2,444万円が支払われております。また、平成24年7月9日から同年12月10日まで、県の原子力被害応急対策基金を原資とする県南・会津・南会津地域給付金事業を実施し、対象者である妊婦253人、子供3,375人、その他の方が1万4,607人の計1万8,235人に対し9億4,708万円を給付しております。本町では早期に賠償金及び給付金が町民に支払われるよう、この提示された案を受け入れましたが、現在の賠償内容ではまだまだ納得できるものではないため、引き続き福島県白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部並びに西白河地方町村会と連携を図り、今後の要望の進め方や活動内容について検討を行い、継続して原子力災害賠償

の完全実施に向けた要望活動を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
最後に4つ目として、防災体制の再構築についてであります。

東日本大震災から2年が経過いたしました。未曾有の震災は災害対策本部の運営手法、被害状況の情報収集、避難所の設営、災害関連情報伝達、給水等、ハード・ソフトを問わずさまざまな面において我が町の防災体制の脆弱さを浮き彫りにした事象でありました。

それら課題の払拭へ向けた取り組み状況について、2点説明いたします。

1点目は、地域防災計画を柱とした各種計画の見直し及び新規策定作業についてであります。昨年7月に震災復旧及び復興に向けた連携・協力に関する覚書を締結した東京大学生産技術研究所の全面的なご協力のもと、見直しあるいは策定の作業を実施しております。これまで、町職員を初め、町区長会や建設協力会、医療機関や災害ボランティアの代表者より、当時の行動内容や反省点、課題等を聴取してまいりましたが、現在、この結果について当研究所において詳細な分析をしているところであります。今後は、この分析結果から基本方針を確定し、これらをもとに今年度末までに地域防災計画及びそれに関連する各種計画を抜本的に見直すこととしておりますが、従前にはない実効性がしっかりと担保された計画を策定すべく、現在、鋭意取り組んでおりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2点目は、発災直後の応急対応における各種施設及び設備の整備についてであります。

今年度実施する事業として、100トンの耐震性飲料水兼用貯水槽を2基、220平方メートルの備蓄倉庫を1基設置いたします。また、J-アラートから緊急速報メールへ自動転送するシステムを構築するとともに、防災無線での放送内容を携帯電話のメールへ送信する仕組みも構築いたします。これらは、当時の反省点の最たるものであった給水体制、資材不足、情報伝達の不徹底等への解決に大いに寄与する事業であります。また、発災時に高齢者や障害者等、いわゆる災害時要援護者と言われる方々の避難所として機能した保健福祉センターに、太陽光発電パネル及び蓄電池を設置し、停電時においても避難所としての機能を保持し得るよう整備してまいります。

なお、来年度以降の整備方針については、さきに申しあげました地域防災計画の見直し作業完了に伴い決定してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

これまで中心市街地の復興を含め、復興計画に掲げる最重点課題の進捗状況についてご説明申しあげました。まだまだ復興への道半ばではありますが、これら課題を確実に解決することでその先にある真の復興を目指し、全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、火の見やぐらの今後の対応と見直しについてのおたただしであります。議員おただしのとおり、町内各所に所在する火の見やぐらは、そのほとんどが老朽化しており、やぐら本体の傷みや足場の腐食により、中には登ることもはばかる状態のものもございます。

町では計画に基づき順次火の見やぐらの撤去を実施し、代替施設として消火活動に使用したホースの乾燥塔を設置しております。また、撤去するやぐらにスピーカー等が附属されている場合には、当該乾燥塔設置の際に移設し、従前の機能を保持してまいります。

なお、撤去しないで保持し、しかも再利用する方法についてのおたただしですが、議員の例として、風景として残す。垂れ幕を下げて利用する等の議員ご提案についても今後の検討事項とさせていただきますので、ご理

解とご協力をお願いいたします。

最後に、白サギ、アオサギによる被害についてのおただしであります。議員おただしとおおり、中畑地区にあるライオンパッケージング株式会社福島工場裏の松、雑木の混木林に、現在多数の白サギ、アオサギがコロニーをつくって生息しており、営巣による松枯れや、葉たばこへのふんや、脱毛の付着等の被害が生じております。

今後の対応についてであります。白サギ、アオサギは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により銃器での捕獲が禁止されているため駆除することができません。しかし、松枯れ被害の対応や今後の営巣防止の観点から、土地所有者の承諾がいただければ、松の木を伐倒することも対応案の一つと考えております。根本的な対応策とはなりません。今後どのように対処すべきかを早急に検討し、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で8番、鈴木一夫議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木一夫君） 再質問をさせていただきます。

順序よくいきたいと思います。

まず、空き店舗対策についてですが、具体的には9月から事業を実施したいと。6月には策定して県の補助金の申請をして、実質、先ほど町長の答弁もありましたけれども、家賃補助云々ございましょうが、9月から実施したいんだということです。その認識でいいんですねということを質問させていただきます。

次に、火の見やぐらの撤去について確認させていただきます。

ほとんど町長答弁のように、多分残すというよりもある程度時間をかけて、将来的というか、時間をかけて少しずつ撤去をしていく方針なのかなというふうに認識をしたんですが、ただ、あれだけのものですから、かなり費用もかかるだろうし、その後のことについても先ほど申し上げましたように、ホース云々ですとかそこら辺の乾燥です。そこら辺もありますが、基本的には余り残すのではなくて、順序よく火の見やぐらというのは撤去していくのかなというふうな答弁というふうな受け取ったんですが、それでいいかどうか。

あとは、鳥獣対策ですが、基本的に、猪云々については産業振興課のほうから防止策などの設備の検討をしますと、設置の検討をしますというようなことでいただいておりますが、問題は今言いましたように、策云々というのは、鳥でございますので、松の木はかなり赤くなっている部分がございますので、もちろん多分やり方としては松の木の伐倒ということになるかとは思いますが、今はなかなか木を切っても処分というのは非常に大変なんです。かかります。そこら辺も大変かと思えます。ただ、いろんな住民の精神的といいますか、かなり被害をこうむっていらっしゃると思いますので、ぜひこれは早く進めていただきたいというふうに思います。

一番は、伐倒しました。じゃ、来年、渡り鳥ですから似たようなところに来るかと思うんですが、そこら辺の対策といいますか、考えも時間がございますので、来年の春、例えばの話です。伐倒しました。ある程度いなくなりそうですと、でも渡り鳥ですから来年また来ますから、同じところに一回は、そこら辺の対策をどういうふうにしましょうかというところなんです。これもご検討いただきたいというふうに思います。

3点について、よろしくをお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、鈴木一夫議員の再質問にお答えさせていただきます。

3点ございました。

空き店舗の対策として、空き店舗の家賃補助等について計画どおり進めていくというような、そういう説明を申し上げました。詳しいスケジュール等については産業振興課長のほうから答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

火の見やぐらについては、議員から質問の中で話があったように、基本的には先ほど答弁させていただいたように、順序よく老朽化した火の見やぐらを撤去していきたい。ただ、これについては、鈴木一夫議員ばかりではなく、さまざまな人から火の見やぐらについての財産的な価値というものがある方がいないわけではない。そうしたことも含めて、町のほうでも議論をしていないわけではございません。ですから、先ほどのご提案にもあったとおり、どういうところのどういう火の見やぐらが再利用できるか、その再利用に当たっては使用できるものかどうかというような、そういう耐久性も含めて十分検討して協議を深めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。基本的には撤去ということについて繰り返し答弁させていただきますと思ひます。

サギについては、伐倒という話を一つの対応策というようなことで答弁させていただきましたし、また、選択肢としてはそれしかないのかというような鈴木一夫議員の今ほどの再質問の中にもありましたが、そのような形でやっていきたい。来春もまた営巣時期というものもありますので、いつの時期伐倒するか、また、その処分費をどうするか等々についても今後協議を深めていきたいというふうに思っております。

ただ、先ほどの答弁の中でも話したように、根本的な解決にはつながらない。例えば、ライオンパッケージングさんの裏手の山が、きちっと伐倒して営巣できないという環境になったとしても、そのサギがどこに行くのかということになると、また新たな問題も発生してしまうというような、そんな痛しかゆしの部分もございまして、頭の痛いところではございますが、その時々に対応を十分にとってまいりたい、考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして再質問に対する答弁とさせていただきますと思ひます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業振興課長、圓谷誠君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 圓谷 誠君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（圓谷 誠君） 8番、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

空き店舗対策の今後のスケジュールの件でございますが、この空き店舗対策につきましては、町で今予算措置をしておりますが、県からも補助金がいただける事業となっております。今後、県のほうに、まだ日程が定まっておりますけれども、早急に日程を確認しながら県のほうの補助金申請をして準備をしてまいりたいというふうに思っております。できるだけ早い空き店舗対策ができるように努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

○8番（鈴木一夫君） ありません。

○議長（栗崎千代松君） 以上で8番、鈴木一夫君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。

（午前11時53分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

なお、吉田伸君よりおくれる旨の届け出がありました。

（午後 1時00分）

◇ 諸 根 重 男 君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして通告3番、13番、諸根重男君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 皆さん、こんにちは。

午後1番ということですが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は一般行政について6点ほどありますが、そのうち4点は都市建設課が主になりますが、よろしく答弁のほどお願いします。

初めに1番、災害対策等緊急事業推進工事について、余り聞きなれない言葉ではありますが、これは河川整備事業ということでありまして、町政報告にも載っております。内容といたしましては、現在阿武隈川へ流れる阿由里川のかさ上げ工事のことです。

忘れもしない平成23年3月11日の大震災による福島県の実験事故、さらには津波被害、それに追い打ちをかけるように発生した7月の台風15号の被害で、東北地方は大きな災害に見舞われました。この台風15号により阿武隈川が氾濫し、阿由里川へと逆流し、さらには矢吹町と玉川村の境になる玉城橋の上流の堤防を越えてしまったため、再三洪水に見舞われている東川原地区内は、今までにない全戸数が床上浸水になり、陣ヶ岡地区においても一部が床上浸水になり、今までの台風では最大の被害をこうむりました。

このことで、長年の要望が今回、県中建設事務所が発注をやる災害対策等緊急推進工事が24年度から、今年度25年度にかけて急ピッチで阿由里川のかさ上げ工事が進められていますが、私が一番懸念していることは、阿武隈川の堤防のかさ上げも同時に工事をしないことには、23年前のように大惨事を招くことになりかねません。

このことについて、矢吹町都市建設課より6月8日付で回覧が回りました。このような阿武隈川堤防工事のお知らせということで、事業主体は県南建設事務所、工事箇所なんですけれども、私が考えているのとちょっと違いました。これは玉城橋から阿由里川でというか下流をやるということで、私が一番心配しているのは玉城橋から上流なんです。そこが一番、今、県中でも県南建設事務所でも災害に遭ったときには視察に来てわか

っていると思うんですけども、その堤防の陰がえぐれているんです。それは、下からやるのはいいんですけども、当然、玉城橋から上流も続けてやらなくてはならないんですけども、そのことでかなり堤防が弱っていることということです。

それで、この台風15号は、玉川の堤防が決壊し竜崎部落に流れたためあの程度でおさまりましたが、矢吹川の堤防が決壊すれば、東川原地区だけではなく、三城目地区にも大きな被害をもたらす危険性があります。そのためにも継続して陳情を行うべきであります。このことについて伺いいたします。

次に大きい2番、国道及び町道の今後の整備計画についてということで、後ほど加藤議員からも質問があるみたいですけども、私なりに質問させていただきます。

初めに、国道4号線の4車線化による拡幅であるが、既に鏡石町はほとんどが4車線工事が進められております。今後は当然矢吹町にも入るわけでありますが、国土交通省としてはどのような話になっているのか、また、西白河地方町村議会議長会でも提出するようになっておりますが、そのことについて進捗状況などをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、県道についてでございます。石川・矢吹線の歩道の延長工事でありますが、白山地区の三神支所ですか、その手前までは完了しましたわけですが、その延長、神田までの歩道計画はどうなっているのか伺います。

次に、須賀川・矢吹線の三神幼稚園前の拡幅工事はそのままになっているが、今後の計画はということがございますが、つい最近、あそこの三神幼稚園の看板と三神公民館の看板の落下事故があつて壊されてしまいました。この辺についても前々から話してございますが、その辺も地元の地権者とも話し合いをしていただきたいと、このように思っております。

次に、国馬歯科医院から三神小学校までの歩道計画も計画なされているわけでございますが、これについてもいつから着工になるのか伺いいたしたいと思っております。

次に、広域農道からの須賀川・矢吹線、通称、これは三城目の真っすぐな、昭和電器から三城目の直線道路、これが、坂本農機具店から拡幅測量ということで終わったわけでございますが、この点についてもいつから工事が始まるのか、それから、広域農道が優先道路になるということを知っております。今まであった旧道三城目のあの線は一旦停止になるということございまして、私は事故が一番心配でございます。その点においても、事前に信号機とかの要望を進めていくとか、いろいろな止まれの標識とか、そういうのもやっぱり早目に、工事が終わってからじゃなくて、早目にその辺も考えていただきたいと思っております。

それで、皆さんご承知だかわからないですけども、参考までに、三神地区の県道、町道、広域農道においては、交通事故により過去7名の方々が犠牲になっております。これもやはり道路がよくなるというところと事故があるわけでございますので、この辺についても未然に事故を防ぐ必要があると思っております。

それで、次に、町道についてでございますが、現在、未処理の陳情はどのぐらい件数があるのか。また、今後の計画についてもお聞かせいただきたいと思っております。

次に、3番、河川愛護デーによる草刈り作業について、毎年河川愛護デーということで、三神地区においては阿武隈川の堤防の草刈り作業が恒例の行事となっておりますが、この事業は県のどのような指導のもとで行われているのか。玉城橋上流においては大変効果があると思われませんが、この玉城橋からの下流の堤防においては前面だけの草刈り作業になり、効果が薄く感じられるのは私だけなのかなと、このように思っております。

そこで、須乗本田なんかは阿由里川をきれいに堤防やっていますよね。荒池から下の阿由里川の堤防が、これはまたすごいんです、ジャングルみたいになって。だからその辺のやはり阿武隈川の河川ごとに合わせてできるのかなど、私はそのように思っています。まして、最近、台風があるたびに大木とか草花が邪魔になって田んぼにまで被害をもたらしているわけですので、この辺も一度見てみる必要があるのかなと思います。その辺もよろしく願いいたします。

次に、4番、仮設住宅と今後の災害公営住宅について、先ほど町長からも多少お話がありましたが、私なりに質問させていただきます。

仮設住宅については、延長、延長ということで、平成27年3月までの入居と聞いておりますが、それまでに町としては災害公営住宅の整備は進んでいけるのか。このたび県の第1次災害公営住宅整備計画案の概要が報道され、被害に遭ったいわき市初め、全体戸数で3,700戸が27年度までに建設を目指しているということであるが、矢吹町においては最大125戸ですか、限度があるということですが、場所の選定、戸数についてはどのぐらいを想定しているのか、また、希望者の意向調査等は進んでいるのかお聞かせいただけます。

次に、児童虐待についてでございます。

矢吹町にも虐待があるということで今回質問させていただきます。絶対にあってはならないことであり、大人の責任であると思います。

児童虐待については、児童虐待防止法という法律がありますが、矢吹町ではどのような対策をとられているのか、また、虐待対応の経緯と要保護児童の現状はどうなっているのか、件数の推移をお聞かせいただけます。

例えば、幼児は何人なのか、また、幼稚園、保育園、小・中、高は何人なのか、その辺もお伺いいたします。

最後になります。地方公務員給与削減の要請についてということで、皆様ご存じのように新聞、ラジオ、テレビ等に報道されておりますが、政府が地方交付税を減額し、自治体に7月から地方公務員給与の削減を求めていることに対し、県内の約9割の51市町村が要請については納得できない、給与削減については検討中ということで新聞報道等で発表されましたが、一方的であり、政府は復興財源確保のため職員給与を引き下げよう要請しているが、我が福島県は東日本大震災と原発事故から復旧事業が本格化する中、人員不足が深刻な市町村から給与削減は職員の士気にかかわる。やる気ですね。やる気がなくなるということですのでの困惑の声が出ているとのこと、矢吹町においても今年度の当初予算においても一般会計で93億4,300万円で、歳出のほとんどが復旧事業計画に当てはめてあり、ますます職員は仕事がふえ忙しくなるのかと思われませんが、矢吹町はその点人員不足にはならないのか、町長はこの難局をどのように乗り切っていくのか、その考えを伺います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 13番、諸根議員の質問にお答えいたします。

初めに、災害対策等緊急事業推進工事についてのおたがしであります。県では昨年度から阿武隈川上流浸水被害対策事業として、三城目地内の阿由里川堤防かさ上げ事業を実施しております。

県道須賀川・矢吹線のあゆり橋から阿武隈川までの区間660メートルについて、今年度の完成を目指し工事

が進められております。また、阿武隈川の玉城橋から阿由里川までの区間1,300メートルについても、今年度の県の事業として堤防を高くする整正工事が実施されております。町といたしましても、引き続き玉城橋上流の堤防整備の早期実現に向け、今後とも計画的に県に強く要望してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国道及び町道の今後の整備計画についてのおたがしであります。初めに、国道4号に関しましては、平成13年7月、白河市、西郷村、泉崎村、矢吹町、鏡石町を構成メンバーとして設立された一般国道4号4車線整備促進期成同盟会の活動もあり、議員もご承知のとおり、隣接する鏡石町の久来石地区まで4車線化が進んでいるところであります。

しかし、矢吹・泉崎区間は整備計画がなされていない状況の中、昨年、矢吹インターチェンジ付近で2件の死亡事故があり3名の方が亡くなっております。そのため、交通安全対策を図る観点からも、矢吹町と泉崎村が関係機関と協力して、本年5月1日に国道4号矢吹・泉崎地区事故対策協議会を設立したところであります。

協議会では、両町村区間の4車線化事業の早期着手と交通安全対策を早急に講ずることの2点を掲げ、要望活動を実施しており、4月には国土交通省東北地方整備局へ、5月8日に国土交通省への中央要望を行ってまいりました。その結果、両町村区間に5,100万円の交通安全事故対策の予算措置がなされたことで一歩前進する運びとなりました。今後も国の動向を注視するとともに、期成同盟会、事故対策協議会を通じ要望活動を実施するなど国道4号4車線化の整備について着実な事業推進を図ってまいります。

次に、県道の整備計画につきましては、県中建設事務所が行う阿由里川かさ上げ事業に関連して、三城目浄化センター付近の町道明新・陣ヶ岡線と、県道須賀川・矢吹線の取りつけ事業が県南建設事務所の事業として今年度実施されます。また、奉行塚地内、国馬歯科医院付近の歩道設置事業、白山地内の歩道設置事業が昨年に引き続き実施されます。さらには、県道石川・矢吹線と県道須賀川・矢吹線が交わる交差点から神田地区までの歩道設置についても計画的に事業化が図られるよう県に強く要望してまいります。

なお、県道須賀川・矢吹線の白山交差点から三城目地区にかけての一部歩道の未改良区間については、町道同様、地権者の同意をいただきながら事業を進めてまいります。

次に、町道の整備計画につきましては、平成24年度までに総数120路線の道路整備等の陳情が出されておりますが、平成17年度から事業着手しました道路拡幅を行わない生活道路の現道舗装工事により、平成24年度末までに68路線の整備を行い、今年度も8路線を予定しております。今後も道路の交通量や利用者の安全性等を考慮した道路整備を進めてまいります。

なお、県道の詳細な工事予定等のスケジュールについてのおたがしであります。都市建設課長より答弁させますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、河川愛護デーによる草刈り作業についてのおたがしであります。良好な水辺の環境美化と保全を目的に、例年、河川愛護月間である7月の第1日曜日の河川愛護デーに、県内一斉に河川の環境美化作業を実施してまいりましたが、原発事故の影響により、震災以降、県内一斉の作業は見合わせている状況にあります。

しかし、町ではことしも7月の河川愛護月間に合わせ、三城目、須乗本田、一区の各行政区の住民の皆さんを初め、こうすつべ西側や建設協力会等の各種団体の参加、協力をいただきながら、阿武隈川や阿由里川、隈戸川の河川敷の草刈りやごみ拾いなど環境美化作業の実施を予定しております。準用河川である阿由里川につ

いても環境美化に対する必要性は阿武隈川や隈戸川と同様であると考えており、流域の地区住民の皆さんの参加、協力をいただきながら実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、仮設住宅と今後の災害公営住宅についてのおたかしであります。仮設住宅につきましては、応急仮設住宅と民間アパート借り上げ住宅があり、5月末現在でのそれぞれの入居者数については、応急仮設住宅が74世帯181名、うち矢吹町居住者は57世帯145名、借り上げ住宅については48世帯126名となっております。

供与期間については、原則の2年以内から延長され、現在のところ平成27年3月末までとなっております。

災害公営住宅につきましては、先ほどの青山議員への答弁と重複いたしますが、4月24日に国による災害査定を受け住宅減失戸数が決定したところであります。

昨年度は、10月に応急仮設住宅及び借り上げ住宅にお住まいの方に対し、今後の住まいに関するアンケートを実施いたしました。今年度は、5月29日と6月2日の2回、震災で住宅が全壊となった方へ災害公営住宅に関する個別意向調査を実施したところであり、住宅再建が困難な方に対する恒久的な住宅整備の必要性は高いと考えております。

建設場所や戸数を含めた災害公営住宅の整備計画につきましては、今後、町の（仮称）中心市街地復興・まちづくり推進協議会を初め、地域住民、関係団体等の意見やアンケート、意向調査の結果を踏まえ、できるだけ町民の皆さんの意見やニーズを反映した計画を作成し整備事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、児童虐待についてのおたかしであります。本町では保護者のいない児童や、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童等への適切な保護や支援を図るため、児童福祉法に基づき平成18年9月に要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童等の事案について情報の共有を図ってきたところであります。

児童虐待には身体的虐待、ネグレクトいわゆる育児放棄、心理的虐待、性的虐待があり、全国的に見ましても平成18年度に比べ、平成23年度は1.6倍に増加している現状であります。虐待に至る背景としましては、経済的に厳しいといった貧困世帯、ストレスを抱えた家族がふえたことに加え、アルコール依存や精神疾患、再婚、再々婚により家族が複雑になっていることや、核家族化による家事、育児方法が継承されない環境などが考えられます。

本町の要保護児童等の状況につきましては、協議会を設置した平成18年度から平成23年度までの対応件数は10件程度で推移してまいりましたが、平成24年度は34件、平成25年度当初においては26件となっております。この件数の増加につきましては、昨年度から要保護児童等への取り組みを強化し、特に町内の小・中学校、幼稚園、保育園全てを協議会の機関に含めたことによるものであると考えております。虐待対応への研修を重ね、共通認識のもと、虐待と思われる児童等を発見した場合は、直ちに教育委員会を通じ保健福祉課へ報告する流れを構築したことにより早期発見ができ、虐待が深刻化する前の段階で対応ができるものであると捉えており、件数が増加したことは決してマイナス要素ではないと考えております。

このように、要保護児童等が増加傾向にあること、また、要保護児童等への支援の困難化の傾向が見られることから、さらなる支援と情報共有の充実を図るため、昨年度、協議会の構成機関を、これまで9機関であったものを23機関に拡充し、虐待対応の共通理解と実務者会議の充実を図ってきております。

協議会は、町内の小・中学校、幼稚園、保育園、そして警察署、保健福祉事務所、児童相談所、民生児童委

員、教育委員会から構成されており、さまざまな角度から児童を見守り情報等を提供できるようにしております。この構成機関の代表者から成る代表者会議を年2回、そして実務者会議を年4回開催し、ケース1件ごとに進行管理を行い、多くの機関がかかわり、要保護児童等を地域で見守る体制を構築しております。今後も町、教育委員会、各小・中学校、幼稚園、保育園、そして関係機関が連携を密にし、子供や家庭を地域で支え、そして支援していくことを第一に協議会を運営し、要保護児童等への適切な支援を図ってまいりたいと考えております。

なお、詳細な虐待者数等の数字については保健福祉課長に答弁させますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、地方公務員給与削減の要請についてのおただしであります。この給与削減措置の取り組みは国からの要請であり、日本の再生のために防災減災事業に積極的に取り組むとともに、一層の地域経済の活性化といった課題に迅速かつ的確に対応することが目的とされており、国家公務員が平成24年4月から平成26年3月31日までの2年間の期限を設けて、地方公共団体の削減要請に先駆けて実施しており、国家公務員が実施した年収ベースで7.8%の給与削減措置と同等の取り組みを地方公共団体に求めているものであります。

この要請は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9カ月間の期限を設け、復興財源確保のための人件費削減であり、主に国と地方公共団体の給与額の比較に使われますラスパイレス指数を国と同水準の100.0まで引き下げることを求める内容となっております。なお、本町の平成24年度のラスパイレス指数は、国の給与削減後と比較しますと107.8であり、参考値として公表されている国の給与削減前の指数との比較では、本町の指数は99.6であります。相対的には平均7.4%の給与削減措置に取り組むことを求められている内容となっております。

本来、地方公務員給与は各自治体が自主的に決定すべきものであると私は考えております。この思いは地方自治体を預かる首長にとっては当然であると思っております。本町においても、定員適正化計画に基づいて、平成17年度171名であった職員数を、平成25年度は136名まで削減してきております。また、平成19年度から平成21年度までの財政再建3カ年計画では、定員適正化計画の前倒しや、退職者不補充、給与月額、手当等の見直し等により、3カ年合計で1億8,689万9,000円の歳出削減に努めてまいりました。

これまでの自主的な努力に対する職員の理解と協力により、財政再建等の歳出削減の目標達成に大きく貢献を果たしてきております。しかし、国が各自治体の今までの取り組みの実態を鑑みることなく、地方の固有財源である地方交付税の削減を盾に一方的に地方公務員給与の削減要請を行うことは、地方自治の原則に照らしてまことに遺憾であると言わざるを得ません。本町を含む地方公共団体はこれまでも厳しい財政状況におかれ、自主的に行財政改革や、職員数の削減、給与額の抑制など歳出削減のため努力を重ねてまいりました。さらに、東日本大震災からの普及・復興業務や、福島第一原子力発電所の事故等に伴い業務量が増大する中、日々の職務に従事する職員には、今なお大変なご苦勞をかけているところであります。

しかし、冒頭でも述べたことの繰り返しになりますが、復興財源の確保に向けた取り組みであるとの指針についても大変重いものがあり、県や近隣自治体の動向を見きわめながら、町職員労働組合との協議を深め、給与額削減措置の取り組みについては慎重に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で13番、諸根議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

都市建設課長、藤田豊君。

〔都市建設課長 藤田 豊君登壇〕

○都市建設課長（藤田 豊君） それでは、13番、諸根議員のお尋ねに対してお答えいたします。

まず、県道の整備状況についてでございますが、まず県道石川・矢吹線関係でございます。

1つ目には、白山交差点の改良工事でございますが、これについては用地買収あるいは補償ということで、今年度も進めてまいるといふふう聞いております。

あともう一点、白山交差点から神田に向かう歩道の整備、これについてはまだ事業化がされておりませんので、一日も早く事業化されるように県に強く要望してまいりたいといふふう考えております。

もう一路線の須賀川・矢吹線関係は、まず、今お尋ねの三神幼稚園付近、あるいは国馬医院付近、これは工事をまだ着手しておりませんが、今現在調査設計は終わっておりますので、今年度から用地、あるいは補償ということで進めてまいるといふ予定でございます。

あともう一つ、三城目の浄化センター付近、一番危険な箇所でございます。町でよくいう弾丸道路、町道名で申しますと明新・陣ヶ岡線と県道須賀川・矢吹線の交差点部分なんです、これにつきましては25年度、先ほど申した阿由里川のかさ上げ事業によりまして、橋が1メートル50センチぐらい上がるものですから、その関係で県道まで影響するということで、かさ上げ事業とあわせながら今年度交差点部分の整理を行いたいといふことで計画がなされているような状況でございます。

それで、優先道路というお話が出ましたが、今は上級道路であります県道の須賀川・矢吹線がカーブで優先でございますが、新しくできる計画は弾丸道路から県道に行くようなルートが主たる道路といふか優先道路で、三城目からカーブの部分のところで一旦停止して鏡石町方面に向かう計画でいるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 13番、諸根議員の質問にお答えいたします。

本町の虐待ケースの年代別内訳というおただしでありますけれども、平成24年度中には34件の件数がありましたけれども、終結いたしましたものがありまして、平成25年につきましては26件がケースとなっております。そのうち内訳でございますけれども、未就学児が1名、幼稚園、保育園合わせてですけれども7名、小学校10名、中学校4名、高校生2名、その他、中学校卒業してから就学されていない方など2名、合計で26名になります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

13番。

○13番（諸根重男君） 大分わかりやすく答弁いただいたんですけども、もう少し噛み砕いて再質問させて

いただきます。

大変、町長の答弁はわかりやすかったですけれども、まず初めに、阿由里川のかさ上げについて、これは県中でやるわけですが、わかっている範囲でかなり経費がかかると思うんですが、これは町の持ち出しはゼロなんですか。それでどのぐらいかかるか。1点はです。

それから、先ほど都市建設課長の藤田課長が言ったんですが、弾丸道路ができて、ますますあそこも広がって、実際的には私がさっき言ったように、7名の方が亡くなっているんだね。あそこだけじゃないけれども、県道、町道で、そういうことでますます今度道路よくなりますよね。カーブもなくなって一旦停止になるとか、私が一番心配しているのは、人事じゃないんです、これ。恐らく道路がよくなればまた事故がありますから、これは一旦停止じゃなくて、やはり私は信号機を要望してもいいと思います。これは絶対に。起きてからでは遅いです。それを要望します。

それから、河川愛護デー、確かにこれは私はいいいと思います。河川愛護クリーンアップ作戦。だけれども、さっき言ったように、須乗はきれいにやっていて、その下の荒池から下は一度見に行ってもいいと思います。かなり基盤整備やってから一回もやっていませんからね、あそこは。今言ったように、荒池から三城目の入るところまでです。結構距離はあると思います。ことしは間に合わないと思います。7月7日にやるそうですから、三城目は。ぜひ少しでも手のあいたというか、その辺も考えながら、やはり阿由里川のほうも阿武隈川同様、草刈りをお願いします。

それから、私ちょっと聞き逃したかもしれませんが、災害公営住宅についての入居希望者の基準は大体わかるんですが、もう少し詳しく、当然、関係ない人は入れないと思うね。全壊、半壊、どの辺までの方が入居できるのか、その辺をちょっと詳しくお願いします。

それと、最後に児童虐待について、これ先ほど4つほど虐待にはいろいろあるというわけですが、主にこの26件の方々はどのような虐待を受けているのか、わかる範囲でよろしくお願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 13番、諸根議員の再質問にお答えさせていただきます。

阿由里川のかさ上げ工事について、今後の予定ということで、どの辺まで町として知り得ているんだというようなことですが、これについては阿由里川のかさ上げと同時に阿武隈川のかさ上げ工事についても、先ほど答弁したように、整正工事についてはもう既に実施されております。その後のいわゆる本体のかさ上げ、築堤工事の事業については、まだいつからというような具体的な予定は入っておりませんが、平成28年度から予定したい旨のそうした説明会は、三神地区で説明をされておりますので、そうしたことでご理解いただきたいというふうに思っております。

県の今回の工事については、町の負担はございませんので、そうしたことでご理解いただければというふうに思っております。

県道の工事についてのおたがしで、道路の優先箇所、明新地区から鏡石、須賀川方面に抜ける道で交わる場所、三神方面から来るところは一旦停止でなくて信号機にすべきだろうという件については、この後具体的な

工事に入る前に県と協議し、なおかつ交通安全協会の本部とも相談しながら、そうしたことで努力していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

河川愛護デーについては、確かに各地区によってばらつきがございます。阿由里川においても三城目地区の皆さん、大分草刈り等の清掃活動にも当たっていただいておりますが、区間によってはそうしたものが若干手薄になっているところもある。そうしたこともございますので、この後町としましてもできる限り各行政区、そしてそこに農地等がある方のご協力を仰げるような、そんな啓発活動にしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

さらに、仮設住宅等にお住まいの方で、どうした方が災害公営住宅に移れるんだというおただしでございますが、これらについては大規模半壊以上のそうした被害を受けた世帯というようなことになっております。そうした数のおただしについては、具体的に都市建設課長のほうから答弁させます。

また、児童虐待26件の年代別の数字が今出たが、その虐待の内容については主にどういったものかというようなおただしについては、これについても現時点でわかる範囲で保健福祉課長のほうから答弁させます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

都市建設課長、藤田豊君。

〔都市建設課長 藤田 豊君登壇〕

○都市建設課長（藤田 豊君） それでは13番、諸根議員のご質問にお答えいたします。

災害公営住宅の入居者の希望者数というようにお尋ねなんです。先日5月29日、あとは6月2日ということで、アンケート調査をやりながら個別面談をいたしました。

それで、相談者は日ごとに変わっていくというか内容が変わっておるんです。前回、災害公営に入りたいといっても今回お尋ねしたところ、自分で建てたとか、いろいろな条件があるんですが、日にち、年ごとに状況が変わってきておる状況でございますが、今現在私のほうで把握しているのは、約40名程度の方が災害公営ができればぜひ入居したいというようにお把握しておるような状況でございます。

再度、建設に当たりましてはもう少し詳細を詰めながら、災害公営の数を把握しながら、災害公営の事業に取り組みでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 13番、諸根議員の質問にお答えいたします。

虐待のケースの内訳についてということでおたしいただきました。26件のうち先ほど町長から答弁申し上げました4つの分類、身体的虐待につきましては5件です。ネグレクトにつきましては6件です。心理的虐待につきましては1件です。その他14件ありますけれども、その主な内容としましては、虞犯と親の問題ということでありまして、親の問題の多くは母親の精神疾患であったり、アルコール依存症であったりというような内容になっております。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

13番。

○13番（諸根重男君） ちょっと言い忘れた。これは答弁しなくてもいいんですけども、まだ時間ありますよね。

今、大変明快な答弁をいただいたんですけども、実際的に住んでいる人としかわからないんですけども、継続的に堤防のかさ上げ、阿武隈川上流も継続的に要望するということでございますが、実際的に見てもらうとわかるんですけども、大変堤体が弱っているのもその辺も視野に入れて継続的にお願いしたいのね。

それと、明新等の境、中町もですか、あそこまで被害が起きているんです、毎回、水害があるたびに。だからこれもやはり、継続的とは言っていますけれども、これもずっとやってもらわないと明新の方の水害も大変ひどいものですから、その辺もよろしくお願いします。

それから、最後の今、阿部課長からも話があったように、虐待はあつてはならないことでございます。一人でも減らすように、教育長さんもきょうは話、私しませんでした、教育委員会のほうとしても頑張って一人でも減らしていただくようにお願いします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 以上で13番、諸根重男君の一般質問は打ち切ります。

◇ 鈴木隆司君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告4番、5番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 午後の2番手ということです。通告書に従いまして、一般行政につきまして3点ほど質問させていただきます。

まず1点は、旧運動公園予定地の仮置き場案についてでございます。

私はこの一般質問で何度かこの運動公園予定地の話を出しております。と申しますのは、この土地は矢吹町が多額の投資をして、その計画が頓挫しているという現状でありまして、町民の方が敏感にこの土地はどうなるんだろうと大変興味、心配をしている場所だからであります。

そこで、今回この仮置き場案が出たわけですが、まず一度この場所については断念したにもかかわらず、再び仮置き場案として浮上していった経緯についてお尋ね申し上げます。

次に、この仮置き場案に対して地元の住民あるいは区長さんを初め関係者、もと地権者にどのような説明、どのような理解を得て、また、どのような話し合いの場を設けてこういう再び仮置き場案がなされていったのか、その話し合いの経緯についてもお尋ねしてみたいと思います。

ただ、私が思うのに、今現在、この震災、それから放射能災害に遭っている矢吹町にとってこの仮置き場は、どうしても避けては通れない問題であります。大事な問題でもあります。私としましては、この場所は矢吹町の中心地であります。また、交通の利便性、あるいは多額の投資をかけた土地であると、そして町民が大きな

希望を持った土地であるということから、私はこの場所は将来の私たちの子孫、あるいは町民にもっと明るいもの、もっと将来の子孫に胸を張って残せるものに、そういったものに私は使っていただきたいと思うんです。

それで、じゃ、仮置き場に関してはどうしたらいいんだという問題になります。本当に今矢吹町は、この仮置き場を決めないと除染が進みません。私は議員研修、あるいは議員の表敬訪問で姉妹都市の三鷹市に皆さん行ったと思います。そこで、三鷹市と隣の調布市が共同で巨大なごみ処理場をつくったんです。私はこの施設を見たときに、これだけのごみ焼却施設をつくるためには相当な近隣市民の反対運動があったんじゃないかなと思ひまして、その説明会で私は質問したんです。そうしましたら、この手法ですか、これは私は矢吹町がこれを参考にすべきだと思うんです。実はその手法は、行政が何カ所か地理的条件、さまざまな条件を行政側が研究して、三鷹市あるいは調布市に何カ所かを候補地として挙げたんです。その候補地として挙げた地区の住民を話し合いの代表者として、その何カ所かから出てきた住民たちが独自に、我々もごみは日常生活で出るものだ。これは焼却しなければならない。なくてはならない。反対ばかりはできない。じゃ、どうしたらいいのだということに対して、その地区、行政側が何カ所か挙げた場所から選ばれた地区の市民たちが何度も何度も話し合いをした結果、自分たちの手でこの場所がいいだろうということに落ちついたわけですね。私は、今回の矢吹町の仮置き場案に関してもそういった手法を取り入れるべきではないかというように思います。

続きまして、2番目に入らせていただきます。

山林の固定資産税の減免措置についてお尋ねを申し上げます。

矢吹町も今、田内、柿の内地区で除染が進められておりますが、先日、矢吹町の山林に関しても除染計画を進めて全面的に矢吹町の山林についても除染をするんだというような案が出されております。

そこで、空間線量なんかにはたくさんの情報を町民の私たち皆さんは持っているわけですが、一体この矢吹町の山林の今現在の汚染状況はどの程度なのかという件につきましてお尋ね申し上げます。

それから、農地同様この山林の再利用に関しても大変重要な問題でございます。町はこの農地に関してはさまざまな助成、援助を行って農地の再利用に応援しておりますが、この山林の再利用に関して町はどのような考え、助成、援助をしていくかについてお尋ね申し上げます。

また、この2番の本題に入ります。この山林の持ち主は大きな被害者ですよ。突然、放射能が降り注いで自分の土地が汚染された。その土地を何らかに利用したい。例えば、ヒノキを植えて利用したい人は、20年後にヒノキが立派に育ったところで、切ってみたら大変放射能に汚染されてそのヒノキは使えないということもあるわけです。

それで、例えば、再利用するのに、今自然再生エネルギーとして脚光を浴びている太陽光発電、この山林にパネルを敷いて使うということになりますと、現在の制度ですと近隣宅地の7掛けぐらいに固定資産税が上がるわけです。この土地の山林の持ち主は被害者です。みずからこの土地がそうなったわけではない。本当に天からわけのわからないときに放射能が降り注いで自分の土地が汚染されたわけなんです。

また、この太陽光発電をやる人、例えば、この山林の持ち主から借りてこの事業をやる人、これも国が原発をとめて自然再生エネルギーで不足する電力を確保しようという国策なんです。片方は突然放射能によって土地を汚された被害者、あるいは被害者じゃなくても被害者みずから太陽光発電をやる場合、あるいは土地を借りてやる人にとっても固定資産税がかなり上がって負担になるということは、これは事業の投資比率にかなり

マイナスになるわけです。ですから、私はこの固定資産税というのは町税であって町長の裁量で何とかなる部分であると思います。近隣町村との兼ね合いもあるでしょうが、この件に関しまして私は放射能によって汚染された被害者救済、あるいは原発をとめて自然再生エネルギーで電力をやろうとする人たち、これは国策ですから、国策に協力する人たちの足かせになってはいけないという観点から、この汚染された山林の固定資産税に関する減免について、条件つきでも町は考えるべきじゃないかという問題について提案するものであります。

続きまして3番、来年度、全国レクリエーション大会福島開催についてお尋ね申し上げます。

全国レクリエーション大会といっても皆さんぴんときないと思いますが、これはいわゆる生涯レクリエーションスポーツに関する日本最大の祭典でございます。

皆さんよくご存じの国民体育大会いわゆる国体は全国のアスリートが集う大会であります。一方、この全国レクリエーション大会というのは、アスリートではなくて、さまざまな競技を幅広いスポーツ人口の人が一堂に、全国決められたところに集まって競技を競う祭典でございます。来年度、福島県のこの招致が決まっておりますが、当町のこのレクリエーション大会福島開催についての考え、スタンスを町長にお尋ね申し上げます。また、このレクリエーション大会の競技種目は約40種類あるんです。この中で大体20種類が開催県によって選ばれて実施されるわけですが、当町になじみの深いティーボールが来年この福島県大会で採用されると聞き及んでおります。

このティーボールに関しては、福島県の県大会が、当町この矢吹町で行われている競技でありまして、開催のノウハウ、大会の進行は福島県ではこの矢吹が一番そういうノウハウを持っているんじゃないかと私も自負しておりますし、町長初め町職員のご尽力でずっと何の問題もなく毎年盛大に開催されているものであります。

また、このティーボールが福島県に入ってきたいきさつに関しては、全国ティーボール協会の副理事長である荒川氏が当町に来てこれを伝え広めた。また、日本ソフトボール界の重鎮である早稲田大学の吉村教授がみずから矢吹の文化センター来られて審判の講習をしてこのティーボールの審判の認定は矢吹町で行ったんです。現在、福島県における審判の資格を持った人間は全て矢吹町で取得した人間がほとんどなんです。

そういったいきさつから、私は来年このティーボールが福島県開催、今まで全国大会を西武ドームでやっていた大会を矢吹町にそのまま持ってきてはいかがかというような提案をしたいと思います。

これはなぜこういうことを申し上げますかということ、このレクリエーションの全国大会を招致するに当たって佐藤雄平福島県知事、あるいは福島県の国会議員の先生がかなり物すごい力で尽力されたんです。と申しますのは、福島の元気を全国に伝えたいんだと、私たちの復旧・復興の状況を全国に伝えるんだという一念から、本当は順番が違うんですが、かなりの力を注いで福島県に来年持ってくるわけです。

そういった意味からも、私は矢吹町もぜひ立ち上がるべきじゃないかというような観点からこの問題を取り上げてみました。町長の答弁をよろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ここで暫時休議いたします。

（午後 1時58分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、旧総合運動公園用地の仮置き場案についてのおただしであります。さきの青山議員への答弁と重複いたしますが、住宅等の除染作業により排出された汚染土壌等の仮置き場につきましては、矢吹町除染実施計画に基づき各地域単位で設置する計画となっております。

現在、住宅等の面的除染を実施している柿の内、田内、今後実施する五本松、大和久、井戸尻地区につきましても計画に基づき、除染を行う各区域内に仮置き場を設置する予定となっております。

旧総合運動公園用地につきましては、以前、町全体の仮置き場として計画し地域の理解を得られなかった経緯があるのは議員ご指摘のとおりであります。しかしながら、これまでに除染を実施してきた幼稚園、小・中学校等の汚染土壌を一日でも早く搬出し、子供たちの生活空間から放射性物質をなるべく遠ざけることが求められている状況にあることはご承知のとおりであります。

また、ホットスポット除染については、今後、除染の基準を下げることにより作業量が増大することが見込まれ、それにより広範囲にわたって少量ずつの汚染土壌が点在することとなり、それらを自宅内に保管することは後の中間貯蔵施設への搬出作業に大きな支障を来すこととなります。これに加え、町民の皆さん、特に子供たちが行き交う町内の各公共施設や道路、あるいは側溝等の除染をスムーズに行うには、空間的に十分な余裕があり、かつ早期に設置可能な町有地という条件を満たす旧総合運動公園用地への仮置き場設置を再度計画したところであります。

東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、2年余が経過いたしました。仮置き場の安全性については、先行する柿の内、田内地区において適正に施工、管理されていることにより、認識が高まってきていると感じており、引き続き適正な管理を継続することでその信頼性はより高まるものと考えております。今後は地元説明会を開催し、その安全性について丁寧に説明し、地域の理解を得ながら仮置き場の設置や、除染作業を加速させてまいりたいと考えております。

最後に、将来の旧総合運動公園予定地の土地利用についてであります。国では中間貯蔵施設の受け入れ開始は平成27年1月からとしておりますが、現在、計画どおりに進捗しているか発表はされておられません。しかしながら、このスケジュールは、当時の細野環境大臣が私も含む県内首長の前で、直接宣言したものであり、政権が交代したとはいえ、これはあくまでも国が福島県及び県内全市町村と交わした重大な約束であります。

今後はこれらに関する国の動きを注視し、さまざまな機会に関係機関等に約束の遵守を求めるなど、あらゆる働きかけを行い、仮置き場から中間貯蔵施設への早期搬出を実現させるとともに、旧総合運動公園用地の活用方法の方針を定めるべく、新たに総合運動公園用地利活用基本方針の策定を進め、利活用の内容によっては、平成28年度以降に策定される第6次矢吹町まちづくり総合計画において実施計画等を定め事業計画を取りまとめるなど、将来の旧総合運動公園予定地の有効利用を十分検討し推進してまいります。

なお、議員からおただしの三鷹市等のごみ焼却炉設置の取り組み等についてのおただしは、内容を十分に精査、研究した上で、どういったことが町として取り入れられるかの検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、放射能に汚染された町内山林の現状についてのおただしですが、本町の森林の現状を見ますと、町の総面積6,037ヘクタールのうち民有林は1,115ヘクタール、そのうち針葉樹を主体とした人工林面積は186ヘクタールとなっております。

山林の汚染状況については、昨年度、放射線量マップを作成しておりますので、その調査結果をもとに地上1メートル地点の放射線量を地区別の平均値で見ると、矢吹地区は0.43マイクロシーベルト、中畑地区は0.23マイクロシーベルト、三神地区は0.17マイクロシーベルトとなっております。

次に、山林の今後の利活用の重要性についてのおただしですが、森林につきましては森林の持つ水源の涵養、土砂の流出防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性が指摘されております。

しかしながら、原発事故により森林全体が放射性物質で汚染されたことで、森林整備や林業生産活動が停滞し、大きな影響が生じていることは否めません。今年度、福島県では、県内の森林、林業の再生を図るため、放射性物質対策を含めた、間伐、更新伐、森林作業道整備などの森林整備を行う事業ふくしま森林再生事業がスタートすることになり、本町では今年度民有林扱いの町有林をモデル地区に、課題等を整理しながら検証を行い事業に取り組む予定となっております。

この事業の特徴は、1つ目には矢吹町の民有林1,115ヘクタールを対象に、森林所有者の負担なしで、また震災復興特別交付税の対象になっているため、実質町の負担なしで森林整備等ができること、2つ目には放射性物質対策として放射線量の詳細な調査や検証等の確認ができることであります。このような事業を活用することにより、森林の機能回復、再生を図り、森林が森林として生まれ変わるよう取り組むとともに、民間活力の導入や山林用地の有効活用も視野に入れ、今後の山林の利活用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、山林の利活用の用途による固定資産税の条件つき減免についてのおただしですが、用途による土地の評価については、現況によって土地の付加価値が変わり、適正化と均衡化を確保することが必要となるため、国が定めている固定資産評価基準に基づき評価しております。その中で、地目認定についても定められており、議員おただしの山林については、耕作の方法によらないで竹木の生育する土地であると定義されており、現状の用途が変わればそれに合わせて評価及び課税を行う必要があります。

また、現在、町が実施している税の減免措置については、地域活性化並びに雇用確保を目的とした矢吹町税特別措置条例による課税免除、東日本大震災からの復興を目的とした矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例による課税免除であります。いずれも地方税法に基づくもので、町が行った課税免除の額に対し国から財政補填をされるものであり、議員おただしの条件つき減免措置については町単独での取り組みとなるため国からの補填措置はなく、財政負担が増加するため慎重に検討すべき事案であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、全国レクリエーション大会福島県開催についてのおただしですが、この大会は毎年開催されており、第68回大会は福島県の復興を全国にアピールするために、明るく前向きな未来に向けたイベントとし

て、「遊び・喜び・笑う」を原点に福島県で開催され、オリエンテーリング、キャンプ、フォークダンスやウォーキング等の多種多様な種目が開催される予定であります。福島県文化スポーツ課によりますと、ことし7月中旬にその開催の全容が決定になるとのことです。

開催期日につきましては、平成26年9月19日から21日までの3日間、福島市をメイン会場に予定されておりますが、福島市をサポートする形で、郡山市、会津若松市等での分散開催の準備が進められているとのことです。

なお、ティーボールにつきましては、白河市から表郷の総合グラウンドを大会会場として招致したいとの申請が提出されているとのことで、議員おただしのおおりに、ティーボールについては今年度を含め過去4回、矢吹町を会場として県大会を開催している経過があります。このようなことから、ティーボールの矢吹町での合同開催の可能性を含め、関係役員であるスポーツ少年団理事会の皆さんと協議を進めながら、出場するチームの強化、育成と、複数チームのエントリーを目標として力を注ぐことで本大会への貢献と競技の町民浸透を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） まず1番ですが、この運動公園の仮置き場の件に関しまして、ただいま町長答弁にありましたとおりに、学校の片隅に今現在置かれている放射性除染物質をなるべく遠ざけたい、運びたいという町長の気持ちは十分にわかります。まさしく私もそのとおりに思います。そのために一番手早い町有地である総合運動公園ということになっているのもある意味道理かもしれません。

ただ、答弁の中にありましたとおりに、この案が出されて、今後地元住民の理解を得られるように、さまざまな会を開催して話し合いをやっていきたいという答弁に関してですが、これは私はちょっと順序が逆かなと、この仮置き場案が出る以前にそういった会を催すべきだったんじゃないかというような気がします。その辺に関して、もう一度再質問してみたいと思います。

また、このつくりやすいところにつくるということ、確かにこれが一番早いんですが、先ほど私が最初に申し上げたとおり、あの場所は町の中心地であり、地形、立地条件あるいは交通の利便性から考えてもっと将来の子供たち、子孫に残せるような有意義な場所ではないかということで、実は、私議員になって8年前に最初の一般質問でもこの運動公園の問題に関しては取り上げさせていただきました。その後、何回かやったんですが、その都度、町長の答弁は、町民のために町民の方の理解を得ながらあの場所は計画していくんだというような答弁でございました。

その後、ここ数年間、その答弁の中でお尋ねしたいのは、どのような話し合いが持たれて、どのような意見が町民から出ていたのか、その後こういう震災に遭って今現在に至っているわけですが、この8年間の運動公園に対する話し合いの経緯などを聞かせていただけたらと思います。

また、2番目です。町長の明快な答弁、大変わかりました。ただ、先ほどから言っているとおり、被害者なんですね、この地主さんたちは。突然、放射能が降り注いだわけですね。また、これを再利用しようとして、例えば太陽光発電で売電をしようという、今、自然再生エネルギーのそういう事業に乗っかっていくんだという

人、これも国策で国に対する協力なんです。被害者であって国に協力する人の税金が上がってしまうというところに、これは指定地方で町税であって、町長の才覚でも何とかかなり得るものなので一考願いたいという趣旨の質問なんです。この件に対して、もうちょっと深く町長の考えをお尋ねしてみたいと思います。

そして3番、最後ですが、このスポーツレクリエーションに関して、明快な答弁でございまして、ありがとうございます。ただ、確かに福島県の復興、福島県の元気を全国に届けたいということで、私はぜひ矢吹町も立ち上がるべきだということなんです。

実は、私ごとで恐縮なんですけど、私の息子が今週東京のほうの学校に行きまして、同じクラブに入りました同じチームの同僚が九州、四国から来ている生徒が必ず言うことは、お前、福島県に住んでいて大丈夫なのか、家族は福島県にいて大丈夫なのかと言われるということなんです。我々は震災後、さまざまないろんなことがありましたが、今何とか落ちついて平穏無事に何となく過ごしていますが、まだまだ同じ日本でも福島県は本当に住めるのかと言っている人がいるんです。

そういったことで、知事を初め国会議員がスクラムを組んでこのレクリエーション福島県大会を持ってくるわけですね、来年。これに私は矢吹町もぜひ乗っかってもらいたい。テニスがダメだったら、実はこれは四十数種目エントリーされている種目があると私は先ほど申し上げましたが、この中に実はスポーツ吹き矢というのがあるんです。私も初めてこういう種目があるのかとわかりましたけれども、例えばこの吹き矢という文字は、矢吹町の漢字を逆から読むと吹き矢になるんです。こういったことでも県にアピールをどんどんすべきだと思うんです。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

仮置き場の件、さらには山林の利活用、全国レクリエーション大会、3点について再質問がありました。

1点目の仮置き場、地元住民の理解を得るのが先ではないかというようなことでございますが、今までもこうした手法で、町のほうではさまざまなことを、住民説明会を開催させていただいております。町の計画があって、方針が打ち出されて、具体的な事務事業、それに基づいたスケジュール、そうした形で町が動いていることについて、改めて鈴木隆司議員にもご理解いただきたいというふうに思っておりますし、なお、地元住民の理解については先ほども答弁させていただきましたが、誠心誠意、理解を得られるようなことで説明を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

つくりやすいところにつくるというようなことのおただしですが、町では可能性として町有地も含め、町のどういった場所が仮置き場になり得るんだろうかというようなことをずっと、ただ手をこまねいて時を待っていたわけではございません。さまざまな場所の可能性も含めて、そうした町のほうの仮置き場の設置についても協議をしてまいりました。議員がお話のように、この旧総合運動公園予定地の地形、立地条件、町の将来を考えて町民のためという考え方、私もそのとおり、今でもそういうふうに疑っているわけではございませんし、そういう土地だというふうな認識を強く持っております。

そうであっても、今、何をにおいても必要なものは仮置き場、そうした中で、今考えられる選択肢の中では、旧総合運動公園の予定地が最良の場所だろうというようなことで、そうした決断に至ったことについてご理解いただきたいというふうに思っております。

町の将来、町民のためにということですと話をしてきたが、その後どういう説明をしたのかということですが、これはさきの同僚議員のほうにも質問の中で答えさせていただきましたが、総合公園運動予定地については、町の財政再建をもって凍結したというようなことで説明させていただきました。それ以後、具体的な住民の説明はしておりません。ご理解いただきたいというふうに思っております。

さらに、山林の利活用については、全くそのとおりだというふうに思っておりまして、言われもなきある日突然に原発事故が発生して放射能に汚染されてしまった福島県、矢吹町は線量が低いとはいえども例外ではございません。資産価値が下がったことは間違いありません。これらについては、東京電力の損害賠償ということと午前中にも答弁させていただきましたが、こんなことが矢吹町にとって賠償という形で、国、東京電力に責任をとっていただくかということについては、今後も積極的に要望していきたいというふうに考えておりますので、この件についてもそうしたことで協議を深めていきたいというふうに考えております。

全国レクリエーション大会、まさしく今までのティーボール大会、県大会が矢吹町で開催されてきたという経過を踏まえると、その開催に当たってずっとご尽力いただいた鈴木隆司議員の思い入れが伝わる質問でございました。

この後、ティーボール大会、白河市のほうから県のほうに対して開催の名乗りを上げているというような先ほどの答弁をさせていただきましたが、矢吹町の開催の可能性、ティーボール大会の誘致の可能性も含めて県のほうに申し入れをしていきたいというふうに思っておりますし、また、分散開催といった手法もとれるのかどうか可能性を、そして探っていきたいというふうに思っております。

他の種目についても、どういった競技を矢吹町に開催できるかも含めて、今現在協議を深めている最中ですので、他の種目の競技の開催についても前向きに取り組んでいきたい。いずれにしましても、元気な福島県、元気な矢吹町の発信のために、こうした大会等の重要性については私も十分認識しているつもりでございますので、積極的な対応をとってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

○5番（鈴木隆司君） ありません。

○議長（栗崎千代松君） 以上で5番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

◇ 佐藤幸市君

○議長（栗崎千代松君） 続きます、通告5番、4番、佐藤幸市君の一般質問を許します。

4番。

[4番 佐藤幸市君登壇]

○4番（佐藤幸市君） 議場の皆様、こんにちは。よろしく申し上げます。

通告に従いまして、同僚議員の重複する質問がありますが質問させていただきます。よろしくお願ひします。さて、大正ロマンの館住民説明会前の改修工事についてお伺ひいたします。

大正ロマンの館については毎回質問していますが、私自身納得できませんが、近隣住民の方々からも納得できないという声が聞こえてきます。前回の答弁では、事業の実施に当たっては道路事業等を考慮し、今後、具体的な内容を詰めた上で住民説明会を経て実施していく予定だと答えていただきました。なぜ住民説明会前に改修工事を行うのか、その理由をお伺ひいたします。また、前回答えていただけなかった1階カフェバーの運営方法、その案をお伺ひいたします。

次に、一区自治会館建てかえ予定についてお伺ひいたします。

自治会館は避難場所に指定されています。地震や災害による補修工事は終了していますが、入り口のドアは開閉困難、床は歩くと、ぎしぎしきしむ、避難場所としては地盤が緩く不適と思われる。自治会としては、旧釜屋の跡地が第1希望と考えております。町の計画をお伺ひいたします。

次に、小池排水堰と小池下から町道松倉・大池線、通称産業道路までの中堀拡幅についてお伺ひいたします。

小池は農業用水のため池ですが、水門による水量調整機能を有していなく、また、中堀が狭く大雨のときには水田が水没してしまいます。耕作を放棄しようと考えている耕作者がおります。

それで、産業振興課の平成25年度の運営方針目標によると、耕作放棄地の解消策として状況に応じ改修計画を策定し、解消に向けた対策を実施する。具体的には、県南農林事務所、農協等の関係機関と連携し、国等の事業を活用しながら解消を図るとしてありますが、その前に、耕作地を耕作放棄地にさせない計画を優先させるべきと考えます。行政の対策、方針、そして今後の計画をお伺ひいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、大正ロマンの館住民説明会前の改修工事についてのおただしであります。先ほどの青山議員への答弁と重複いたしますが、近々予定しております応急修繕は、今後どのような活用をしていくか検討するワークショップ第2回車座会議の際、参加者の危険防止のために不可欠な基礎部分の応急工事であり、3月定例議会で承認いただいた当初予算により実施するものであります。

なお、利活用方法についてはさまざまな案が出ているものの、おただしのカフェバーを含め、具体的な計画につきましては、地域並びに住民の皆様の合意形成を図りながら取りまとめてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、一区自治会館建てかえ予定についてのおただしであります。一区自治会館については、東日本大震災の影響により、建物の大部分に大きな被害を受けました。被災箇所の応急工事は既に完了しておりますが、建物及び周辺敷地において沈下変状が全体的に見られ、現在も自治会の皆様には不自由をおかけしております。

被災箇所の調査を詳細に行った結果、敷地の北側半分が不安定な地盤であるため、新たな場所への移転が必要であると考えております。

移転場所の選定については、現時点では具体化しておりませんが、災害時には一区住民の避難場所として指定されることから、安全な敷地の確保について慎重に検討してまいります。また、復興計画における一区自治会館再建設の位置づけや、人々の回帰、にぎわいの創出を図るため、中心市街地の建設も含め、国からの復興財源など、より有利な財源の確保に努め、一区自治会と検討を重ねながら、早急な対応をしてまいりたいと考えております。なお、議員おただしの具体的な用地についても、一つのご意見として検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、小池ため池堤体施設の水量調整機能についてのおただしであります。小池は農業灌漑用水を確保するため池であります。一般的に農業用ため池は余水吐により満水位以上の余り水を自然に下流水路へ流す構造となっており、大雨による水位上昇に対し、余水吐等での放流量の抑制を行う水量調整機能には対応していない状況であります。また、中堀の拡幅につきましては、現地調査を実施した結果、大雨時の排水流量を考慮すれば十分な断面が確保されている状況にはないとの報告を受けております。

当地区は現在まで大雨時の被災がたびたびあり、受益者による自主復旧並びに町単独事業により被災箇所を復旧し、一部ゲートの設置等の改修工事もあわせて実施してまいりましたが、根本的な解決には大規模な土地改良事業の導入が必要であると考えております。今後は、国・県の農業政策の動向を注視しながら有利な補助事業の活用も含め、総合的に勘案し、地域、集落の実情に合った改修工事を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で4番、佐藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（佐藤幸市君） 大正ロマンの館のほうの応急修繕についてお伺いいたします。

応急修繕というのは修繕工事に当たらないのでしょうか、また、車座会議と住民説明会との違いをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

それと、小池排水堰の件なんですけれども、水量調整機能がないということで、ため池から田んぼに冷や水が流れるという声も聞いております。また、調整機能がない理由を町のほうに聞いたら、水量が多くなると道路側の堤防が決壊するおそれがあるという回答をいただいたそうです。そんな軟弱な堤防なんですか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

大正ロマンの館の合意形成に当たって応急修繕の位置づけ、さらに車座会議は住民説明会とどういった位置づけにあるのかというおただしでございますが、応急修繕については今後の利活用の前段の段階だというふうに思っております。県の補助金を受けて、有利な財源を受けて、以前から町商工会のシンボル事業ということでライトアップ事業、さらにはさまざまな団体から今回復興計画案ということで出されている。そうしたこと

を総称して、私自身は先ほども答弁させていただいたように、住民説明会の一手法だというような捉え方をさせていただいております。これらについては、最終的に復興計画という形でまとまりますので、ハード、ソフト、全体的な復興計画については、さらに説明会を開催しながら住民に周知徹底を図っていくというような、そんな段取りで今考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

また、小池の下流についてです。小池の調整機能、さらには水量が多くなるといろんな障害が出て対応ができないというような具体的な、技術的な内容等につきましては産業振興課長のほうからそうしたことについて詳細答弁をさせますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業振興課長、圓谷誠君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 圓谷 誠君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（圓谷 誠君） 4番、佐藤議員の再質問にお答えいたします。

池の調整機能の話がございました。

小池につきましては、先ほど町長のほうから余水吐によりまして水位の調整をさせていただいているということございまして、池の堤防の一定の強度とか、強度を保つための幅とか長さとか高さ、これを決定するときには、池の水位が一つの目安になるというようなことがございまして、一定の水位を超えればその堤防に負担がかかるということになってまいります。そのようなことから、余水吐の高さを決定して、池というものがあるんだろうというふうに私は思っています。そのようなことで、小池についてはその堤防の構造等を勘案しながら余水吐の高さを決定させていただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

あと、冷や水がかかるというようなご指摘でございますが、あの池についてはどちらかというと用水がただ流れてきてたまる池だというふうに私は認識しておりまして、山の冷水の湧き水だというようなことではないので、冷水がかかるということについてはなかなか、どのぐらいの状況だかちょっと存じ上げないものですから明確なお答えはできませんけれども、あのような調整池の場合については結構水温が上がって、冷水ではないのではかなというふうに私は認識しておりますので、そのようなご答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

○4番（佐藤幸市君） ありません。

○議長（栗崎千代松君） 以上で4番、佐藤幸市君の一般質問は打ち切ります。

◇ 薄葉好弘君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして通告6番、3番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 薄葉好弘君登壇〕

○3番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴席の皆様方、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

東日本大震災及び東電の福島第一原発から丸2年が経過して、以前の生活環境に戻りつつはありますが、原発事故の収束と廃炉に向けてはまだまだ遠い道のりのようです。こうした状況の中で、我が矢吹町の震災復旧・復興については計画のように順調に来ており、原発事故による放射線量の対策についても町独自に農産物の分析センターや昨年の米の全袋検査により、農業関係の風評被害も少しずつではありますが払拭されてきているかと思えます。こうした経過と現状の中で、農業の再生と振興について最初に質問させていただきます。

まず1つ目ですが、農業の再生として、昨年度実施されました米の全袋検査による平成24年産米22万3,380袋ですが、地産地消の観点から保有米と縁故米を除いて、ことし5月までにどの程度町内でお米が消費されているかを伺いたいと思えます。

2つ目は、今年度の町内で水稲作付された品種別の作付面積を伺いたいと思えます。特に、県の新品種である天のつぶほどの程度面積が普及、作付されているのか、また農地の復旧が最優先に実施されておりましたので、震災前の作付面積とではどの程度回復しているのか、作付面積による対比率を伺いたいと思えます。

3つ目は、農業振興による平成25年度の転作の取り組みですが、昨年度より県から、とも補償枠の配分が減らされており、農家の皆さんは備蓄米も含めて説明会を開き対応するようにお願いしているようですが、町内の農家でも認識と対応について温度差があるようにお聞きしておりますので、現在までの転作率と達成できる見通しはどうか、達成に向けての今後の対策も含めてお伺いしたいと思います。

4つ目は、農作物の地産地消の取り組みで、県でも今年度は六次化推進をするために、地域ファンドを創設して支援しておりますが、町としては六次化に向けた具体的な取り組みと、新商品を何点开発する予定があるかを伺いたいと思えます。

次に、町の人口の推移について質問させていただきます。

我が町も昭和30年に合併した当時は1万5,920人でしたが、それから30年後の昭和60年には1万8,249人と、1万8,000人を超える人口になり、この1万8,000人の人口はことし3月まで推移して維持されておりましたが、少子高齢化が進んでおり、4月末では1万7,976人と1万8,000人を切ってしまいました。

こうした少子高齢化の状況の中で、毎年の人口推移などをどのように分析して捉えているのかをお尋ねいたします。また、この少子高齢化に伴う人口減少について、子育て支援を含めて今後どのような対策を考えているのか、また、人口増加につながるような町外から矢吹町に住んでみたいと思えるようなプラン等や、何らかのPRを今後実施する予定があるのか伺いたいと思えます。

最後に、幼稚園の給食についてお伺いいたします。

西白河郡内の幼稚園では、ほとんどの幼稚園が給食を実施しておりますが、当町内の幼稚園では実施されていないのはどうしてなのか理由を伺いたいと思えます。また、幼稚園児や幼児を持つ保護者からも好き嫌いをなくし、幼児期から発育、発達段階に応じた豊かな食の体験を通し、健康な食習慣の基礎になれる食育の観点から、給食を実施してほしいという意見、要望があるが、今後実施する予定があるのかを伺いたいと思えます。

以上、3項目について質問させていただきますので、答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 3番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業の再生と振興についてのおただしであります。町内で消費されている米の消費量につきましては町内のJAや集荷業者に確認したところ、直接、町内の商店や施設、個人に販売している数量はわずかではあります。米の全袋検査で検査した保有米等の数量が55万1,370キログラム、仮に町民1万8,000人でこの量を消費した場合、町民1人当たりで約30キログラムとなりますので、一つの試算として参考になるものと考えております。また、社団法人米穀安定供給確保支援機構が行っている平成25年4月の米の消費動向調査の結果を見ますと、1人当たり年間の精米消費量は約57キログラム、そのうち家庭内消費量が約38キログラムとなっておりますので、この数字を見ても町民の多くの方が矢吹産米を消費しているものと推察できると考えております。

次に、今年度の主食用米の品種別の作付面積につきましては、現時点での速報値で申し上げますと、コシヒカリが1,088ヘクタール、ひとめぼれが110ヘクタール、天のつぶが18ヘクタール、その他が40ヘクタール、合計で1,256ヘクタールとなっております。震災前の平成22年度の主食用米の作付面積が1,304ヘクタール、率にして96.32%でありましたので、おおむね震災前の作付面積に回復できているものと考えております。

次に、平成25年度の所得安定対策につきましては、昨年度742名の方に参加いただき、農業者戸別所得補償制度が今年度は経営所得安定対策として名称が変更になったほか、生産数量目標の地域間調整であるとも補償の受け手の枠が希望数量1,380トンに対し、仮配分ではあります。915トンまで減少する見込みとなったため、5月中旬に矢吹、中畑、三神地区において説明会を開催し、JAの方針を踏まえて、備蓄米や加工用米に取り組んでいただくことでお願いしております。

現在、転作についてのおただしについてであります。6月末の申請期限を目指して経営所得安定対策の取りまとめを行っておりますので、より多くの方が参加できるようJAと協力し、とも補償の活用や、備蓄米、加工用米への誘導を図り、農家の所得確保を図ってまいりたいと考えております。取りまとめの結果が出次第、議員の皆様へ報告させていただきます。

次に、六次化へ向けた具体的な取り組みにつきましては、昨年度JA白河では、三神産の大豆を利用したはと麦入り納豆、駄菓子風のきな粉飴などを商品開発し、好評を博していると伺っております。

今回、地域産業六次化を推進するための新たな投資型地域ファンドふくしま地域産業6次化復興ファンドが創設されました。地域の活性化の方策として、また新たな農商工連携の仕組みとして、今後関係機関とともに具体的な商品開発等について検討してまいりたいと考えております。基幹産業である農業を再生し、強い農業づくりを進めていくためにも、経営所得安定対策を活用した産地づくり、地産地消や六次化などを積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、毎年的人口推移についてのおただしであります。町の人口については、震災直後から減少傾向の状況にあると認識しております。

現住人口で震災前の人口を見ると、平成22年3月末の現住人口は1万8,256人、平成23年3月末の現住人口は1万8,175人、平成25年5月末の人口は1万7,867人で、平成25年5月末をもとに比較すると、平成22年3月末で389人、平成23年3月末で308人の減少となっております。また、同様に年代別に平成25年5月末をもとに

比較すると、平成22年3月末でゼロ歳から39歳で447人、平成23年3月末でゼロ歳から39歳で363人が減少しており、子供、若者世代の人口流出が加速していることがわかります。これらの大きな要因としては、少子化や東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響が推察されるため、原子力災害に対する不安解消を早期に実現することが課題の一つと捉えており、人口増につながる環境づくりはこれまで以上に積極的に対応しなければならないと認識しております。

最後に、子育て支援も含めて今後どのような対策を考えているのか、また、住んでみたいと思えるようなプラン等のPRについてのおたただしであります。これまでの既存事業である地域福祉の充実、企業誘致や生活基盤施設の充実、若者定住促進事業のさらなる充実により、誰もが暮らしやすさが実感できる安全で快適なまちづくりや、第3子以降幼稚園・保育園無料化事業や、子ども医療費助成事業の充実、妊婦支援事業、子育て祝金、子育て支援センターの設置、ファミリーサポートセンターの開設を継続し、母子保健事業の経済支援、新たな幼稚園、保育園のあり方の検討、児童館等の施設の必要性などの新たな子育て政策の検討に取り組み、子供を地域の宝として育て、心豊かに成長するまちづくりに努めます。

今後も大きく転換すると予想されるまちづくりに対応するため、第5次矢吹町まちづくり総合計画及び矢吹町復興計画を基本としながら、予測しがたい新たな事業等にも素早く対応できるよう、計画の見直しを随時図りながら、国や県の動向を注視し、町民目線に立った、住んでみたいと思える魅力あるまちづくりの取り組みを実施してまいります。全町民が幸せに満ちあふれる「みんなで支え創造する私のふるさと・さわやかな田園のまち・やぶき」の実現を目指し、子供たちはもちろん、町民の多くの笑顔あふれるまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で3番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、こんにちは。

3番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

幼稚園の給食についてのおたただしであります。まず、本町の町立幼稚園で給食を実施していない理由につきましては、施設の設備的な問題がございます。学校教育法第3条に基づく幼稚園設置基準では、努力義務として給食調理場の設置ということが示されておりますが、本町では給食調理場を設置しておりません。

近隣自治体の状況はと申しますと、議員がご指摘のとおり、西郷村、泉崎村、中島村では幼稚園給食を実施しております。これらの3村に共通しているのは、給食センター方式により幼稚園、小学校、中学校の給食を一括調理しているという点であります。

本町の小学校、中学校におきましては、それぞれに給食調理場を備え各校で調理する自校方式により学校給食を提供しております。完全給食開始の昭和40年代後半、全ての学校の給食を賄える給食センターの設置についての議論もございましたが、子供たちに温かいできたての食事を提供できるよう、また、食育の観点からも、子供たちが食材を搬入する業者さんや給食をつくってくださっている調理員さんたちの姿を目にすることで、学校給食というものが給食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられて提供されているということを学び、

感謝の気持ちを持って食事ができるよう、給食センター方式ではなく、あえて学校で調理することを選択した経緯がございます。

次に、好き嫌いをなくす食育の観点から給食を実施してほしいというご意見、ご要望に対し、給食を実施する予定があるかとのおただしであります。仮に、幼稚園給食を実施するとすれば、自園方式による4幼稚園への調理場設置ということになります。現在の幼稚園敷地に新たな給食施設を建設することは、敷地面積的にも、園舎全体の老朽化等も考慮しますと、大変難しい状況にありますので、今後の幼稚園、保育園のあり方の実施方針とともに十分な検討を重ねてまいりたいと思います。また、小・中学校の給食施設を利用し配送する親子方式や、外注による弁当給食という選択肢もございますが、食育という観点から申し上げれば最適とは言いがたいと思われま。3歳から6歳という幼児期には、お母さんの手づくりお弁当による食の教育というものも大事ではないかというふうにも考えております。

幼稚園においては、一部の保護者より給食の実施を希望する声があることは承知しておりますが、一方では、手づくりの愛情弁当を子供に食べさせたいという保護者がいるということもまた事実でございます。本町の子供たち、保護者の皆さんにとって、いずれの選択が適しているかについては、今後検討してまいりたいと思います。

なお、小・中学校においては、食育推進計画に基づき、担当教諭や栄養士のもと適切な食育指導を行っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（薄葉好弘君） それでは、2点ほど再質問させていただきます。

まず、人口推移について再質問させていただきます。

平成20年12月に国立社会保障・人口問題研究所から、平成17年、2005年度国勢調査を踏まえて、日本の市町村別の将来推計人口が公表されております。推計の方法としては、基準人口、将来の生存率、将来の準移動率、将来の子供助成費、将来のゼロ歳から4歳の助成費により、2035年までの人口が推計されております。この公表によりますと、矢吹町は2020年には1万7,256人、2035年には1万4,878人ということで、2035年に1万5,000人を切ってしまうというふうな推計人口が公表されております。この推計人口からすると、ことしから20年後には現在人口の2割、約3,000人が減ってしまうということですが、この公表された推計人口について、町としてはどう思われるのか伺いたいと思います。また、こうした公表されている推計人口を町としては将来に向けてどう分析しているのかを伺いたいと思います。

あと、幼稚園の給食に関しまして再質問させていただきます。

食育の観点で再質問させていただきます。文部科学省では、平成20年に幼稚園における食育の推進について3点ほど重視されております。

まず1点につきましては、幼稚園は幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う場であり、食材と触れ合いや、食事の準備を初めとする食に関するさまざまな体験を通じて、幼児からの適切な食事のとり方や、望ましい食習慣の定着、心と体の健康など、豊かな人間性の育成等を図るということが1点目です。

2点目は、給食を実施する場合には幼児の健全な食生活の実践を通じ、心身の健康が図られるよう、幼稚園

における食育を推進するために、食に関する指導計画を作成するなど、給食が食に関する指導の生きた教材として活用されるよう、給食時間等に幼稚園教諭等が取り組むというようなことと、なお、食物アレルギー等への対応が必要な幼児については、保護者と十分に連携を図ることというふうな2点目です。

3点目には、給食を実施していない場合がございますが、弁当の場合についても保護者と連携をとりながら、給食の場合と同様に食育の推進に努めることと周知されておりますが、教育委員会としてはこの内容をどのようにして具体化して対応しているのかを伺いたしたいと思います。また、この内容について園児の保護者に対してどのように周知、並びに連携して対応しているのかもあわせて伺いたしたいと思います。

この2点について再質問、よろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 3番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

将来の推計人口を詳しく薄葉議員のほうから調査に基づいて報告がございましたが、この人口の動態については、町のほうとしましてもまちづくり総合計画を策定するときに、そうした人口の動きがあるということについてはつかんでおりました。ですから、第5次まちづくり総合計画を策定する際には1万9,000人という、そうした目標人口を定めながらまちづくりを進めたいということで、7つの基本方針理念に基づいて20の政策、さらに多くの事務事業を策定した次第でございます。

先ほども答弁の中でも話しましたように、企業誘致や生活基盤施設の充実、若者が多く住んでいただけるような若者定住促進事業、子育て支援事業ということで、さまざまな事業を展開させていただきました。確かに、結果的には人口は1万9,000人に届くことなく、そういう形で人口が減少傾向にあることについては事実でございます。予想もしなかったこの震災と原発事故ということで、人口減少の動きが急速に減ってきたというような動きが見られたわけでございますが、町としてはそういう困難な状況にありながらも、この後もできるだけ町の人口の減少を抑止するような、そうしたさまざまな手段を講じていきたいというふうに思っております。

町の人口がふえることが町の活性化につながると、そうした大きな要因になっていることについては、私たちも強く認識させていただいておりますので、今後どんなことができるか、どんなことをしていかなければならないか、まちづくり総合計画、さらには町の復興計画、そうしたものを十分に精査、研究しながら、議員の皆様にももちろん相談しながら今後も進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご支援、ご協力をお願い申し上げまして、私からの再質問の答弁とさせていただきますというふうに思っております。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

[教育長 栗林正樹君登壇]

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の再質問にお答えを申し上げます。

昭和20年の文部科学省からの通知ということで、3点ご指摘ありがとうございます。

矢吹町内の幼稚園は、先ほども申し上げましたように、給食を実施していないわけですが、先ほどご指摘いただきました3点目に当たるわけですが、しかし給食を実施しないとはいえ、食育の指導はいろいろな場で行っているわけですが。

一つには保護者に対して、いわば三度の食事においても栄養バランスのよい食事に気をつけていただく、それから、子供たちに対しては、特に好き嫌いをなくすというようなことを中心に指導しております。もちろん、食物アレルギーの問題とか、それからそもそも保護者については、食事は子供たちの命や健康にかかわることですので、成長にかかわることですので、バランスのよい食事がいかに大切かというようなことは保護者会等の折にも幼稚園教諭のほうから指導して、指導というよりは保護者に対する啓発等を行っているところでございます。

なお、給食の実施等につきましては、先ほども申し上げましたように、実施方針がほぼ固まってまいりましたので、その中で、新しい幼稚園等をつくっていくというような場合には、ぜひ給食施設も設備していきたいというふうには考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

大変失礼いたしました。文部科学省の通知書は昭和20年というふうに変失礼いたしました。平成20年ということで、先ほどご指摘いただいたとおりでございます。失礼いたしました。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

3番。

○3番（薄葉好弘君） 再々質問をお願いいたします。

学校給食の先ほど教育長のほうから答弁いただきましたが、私は園児の保護者にどのように説明しているのかという部分が抜けているかと思えます。

まず、幼稚園に入る保護者に弁当しか、給食をやっていないその理由と、食育の方針と、やっていない理由を保護者に言っていないんじゃないかなということで、そこをちょっとお聞きしたいんです。

実質、行っている園児の保護者からはそういう話は聞いていないというふうなことで、あと、ここにありますように、文科省では幼児教育支援アクションプログラムの中で、食育基本法なりそういうふうなことを、当然保護者にも伝えて連携してやっていくんだというふうな食育のことを提案して通知しているんですけども、それを矢吹のこの4つの幼稚園では実施していないような気がするんですけども、その実態はどうか、何で給食が行われていないのか理由がわからないというふうなことで、ただ施設がないということではなくてそれ以外に、あと、将来的に幼稚園の給食センターをつくって対応するとか、何らかもっと具体的な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 矢吹町では、何度も申し上げることが大変恐縮ですが、給食施設がなく給食を幼稚園では実施していないわけですが、実施していないという理由を、保護者になぜ実施していないかというような理由については、各幼稚園とも特には説明はしていないというふうに思います。

そして、今のもとでは、給食を幼稚園で実施しなければならないというものでもありませんので、もちろん給食を実施することも望ましい一つだというふうには考えておりますが、その中で矢吹町では実施していないということでございます。

なお、各幼稚園で、今後給食を実施するかどうかについては、先ほど申し上げましたように、実施方針の検討の中で具体的にしていきたいと、そしてまたそのことについては保護者を初め町民の方々のご意見等もいただきながら明確な方針を出していきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で3番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で本日の一般質問は打ち切ります。

本日の会議を閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（午後 3時19分）

平成 2 5 年 6 月 1 8 日 (火曜日)

(第 3 号)

平成25年第375回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成25年6月18日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第48号・第49号・第50号・第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号・第57号・第58号

陳情第4号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	藤田忠晴君
総務課長	水戸邦夫君	税務課長	佐久間一幸君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	阿部正人君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長

圓 谷 誠 君

都市建設課長 藤 田 豊 君

上下水道課長 円 谷 清 茂 君

会計管理者
兼出納室長 井 戸 沼 寿 量 君

教育次長兼
学校教育課長 陳 野 秀 敏 君

生涯学習課長
兼中央公民館
長 近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長 須 藤 源 太

主任主査兼
次 長 松 谷 誠

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さんおはようございます。

ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（栗崎千代松君） 本日の日程に入ります。

日程第1、これより、前回に引き続き一般質問を行います。

◇ 加藤宏樹君

○議長（栗崎千代松君） 通告7番、2番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 加藤宏樹君登壇〕

○2番（加藤宏樹君） 議場の皆様、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

8点ほどございますが、まず運動公園予定地のことなのですが、運動公園予定地においては多額の費用を投じ町が購入しております。返済も平成39年までと長期にわたり町の負担となっております。野崎町政においても財政再建の足かせだったと思います。そんな中で予定地の利活用、今までどのような案があり、今後どのように利用を予定しているのかをお伺いします。

次に、除染についてですが、昨年の7月に除染計画が策定され、平成25年2月から除染が実施されております。原発事故から2年以上がたちました。全体的線量も低下しつつあります。一部の町民からは、除染の必要性に疑問が見られると、疑問を持つ方もいらっしゃいます。このまま全町除染をやっていくのか、また、変更はあるのか、その辺の町の考えをお聞かせください。

次に、東京電力に対する町としての賠償請求をしていると思いますが、その請求額はどれくらいになるのか、そしてもう請求しているのか、はたまたいつ請求するのかをお伺いします。また、個人への財物賠償請求も町がかかわって行くべきと思いますが、町の考えはどのようなものをお伺いします。

次に、国の指示で職員給与の削減がありますが、当町としてはどうするのかをお伺いします。

あと5番、次は、当町の学校において、いじめ、体罰、教師によるパワーハラスメント等ほどの程度あるのか、また、その調査方法はどのようなものをお伺いします。

次に、昨年の12月にも質問させていただきましたが、文書、帳票等の保存の見直し及び閉鎖帳票の発行について検討していただけるということだったのですがどのように進展しているのか、その辺をお聞かせください。

次に、矢吹町の主要道路についてですが、計画道路の決定は町の将来の夢と希望につながります。バリアフ

リー化を目指したり、広い歩道で安心・安全なまちづくりをすれば人口もふえ、町も活性化すると思います。

以前の都市計画道路は時代にそぐわないということで、主要道路の見直しが図られました。今回の計画の確定する時期や用地買収等の実行に移る時期はいつごろになるかをお伺いいたします。

最後に、これも前に質問させていただきましたが、町施設の利用者及び利用率は震災前と比べてどの程度回復しているかをお伺いいたします。

以上8項目について、答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、2番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、運動公園予定地の利活用についてのおただしであります。総合運動公園用地の利活用につきましては、これまでの議会での答弁や昨日の鈴木隆司議員への答弁と重複いたしますが、当初平成4年11月26日、町民の健康増進とスポーツの振興を図るため、総合運動公園の早期建設の促進を図ることを目的に設立された矢吹町総合運動公園建設促進協議会において総合運動公園用地は野球場、総合体育館、テニスコート等が計画されておりましたが、財政再建を優先する必要があることから、しばらくの間は本事業を凍結せざるを得ない状況にあり、議員の皆さんにご理解いただいた後、地域住民の方へ説明会を行った上で町民の皆さんにご理解いただいております。

財政再建3カ年計画については、とりわけ財政状況が厳しい平成19年度から町民、行政が一丸となり財政再建に取り組んだ結果、平成21年度には目標としていた7億5,000万を上回る8億165万7,000円の効果があらわれ、当初の目標が達成されました。このことから、改めて平成22年度当初より庁内に総合運動公園用地利活用検討会議を立ち上げ、利活用の検討を再開いたしました。東日本大震災の影響により作業を中断せざるを得ない状況となりました。

議員おただしの総合運動公園用地の利活用に関して今まで検討されてきた案につきましては、東日本大震災以前の検討作業においては、町の公共施設用地との利活用、あるいは経済情勢を視野に入れた民間活力の導入など具体的な利活用案には至りませんでした。複数の活用方法を抽出しており、貴重な町民の財産であることを念頭に最も効果的な方法を選択したいと考え検討してまいりました。

このような中、東日本大震災が発生したことで、震災からの復興に向けた新たな視点や対策をとることが必要であると考え、それら活用方法の方針を定めるべく新たに総合運動公園用地利活用基本方針の策定を昨年度より始めたところでありますが、利活用の内容によっては平成28年度以降に策定される第6次矢吹町まちづくり総合計画において実施計画等を定め、事業計画を取りまとめる考えとしておりました。しかし、本町には除染により発生する汚染土壌等の仮置き場の問題があります。

私は常日ごろより、除染なくして復興なしと強く感じ、皆さんに繰り返し発言させていただきました。この後、一日でも早い除染作業を実施し、町民の皆さんの安心・安全の確保に向け、この問題についても議会を初め地域関係者の皆さんにご説明申し上げ、ご理解を得られるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお

願いいたします。

次に、町の除染計画は今後どうするのかについてのおただしであります。青山議員への答弁と重複いたしますが、詳細な線量調査の結果、空間放射線量は低下傾向にあり、面的な除染やホットスポット除染の両手法により除染を推進することとなりますので、現在実施しているホットスポット除染基準の見直し等を行い、地域の皆様の理解と協力のもと、現場の状況に応じた対応と仮置き場の設置を図り、生活空間や公共施設の除染に着手してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、東電に対する町の賠償請求額はいつ請求するのかについてのおただしについてであります。東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る本町がこうむった損害賠償請求については、平成25年2月28日の議会全員協議会において説明いたしましたが、再度町の賠償請求内容について答弁させていただきます。

本町における損害賠償請求については、平成25年2月4日、白河市の県白河合同庁舎において東京電力株式会社新妻常務執行役に福島第一原子力発電所事故の発生日から平成24年3月31日までの事故に起因する損害として1,494万7,000円の賠償請求書を提出しております。

内訳については、一般会計で1,037万3,000円、特別会計で457万4,000円であります。一般会計の賠償請求書の主な内容としましては、学校給食用放射性物質検査や農産物放射能検査など食の安全・安心を確保するための費用385万3,000円、風評被害対策経費326万5,000円、仮設住宅の費用などの避難経費183万4,000円などがあります。特別会計の内容については汚泥測定検査や水道水モニタリング経費206万4,000円、プール使用料の減収分の経費251万円であります。こうした事業に要した経費については原因者である東京電力が当然負担すべきものであると認識しており、今後も事故に起因する損害については、引き続き漏れなく賠償請求を求めてまいります。

次に、個人への財物賠償も町が行うべきではないかとおただしであります。財物賠償につきましては青山議員の答弁と重複いたしますが、現時点において本町に係る財物賠償については国や県からの具体的な方針等の基準が示されていないことから、今後は県や近隣市町村の財物賠償請求の動向に注視しながら、町としての財物賠償の考え方を整理し、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、職員給与削減についてのおただしであります。諸根議員への答弁と重複いたしますが、復興財源の確保に向けた取り組みであるとの趣旨も尊重し、県や近隣自治体の動向を見きわめながら、町職員労働組合との協議を深め、給与額削減措置の取り組みについては慎重に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、文書、帳票等の保存期間の見直し及び閉鎖帳票等の発行についてのおただしであります。一般的な公文書の保管、保存期間については平成24年12月議会にて答弁いたしましたとおり、矢吹町文書取扱規程並びに平成14年4月に大幅な見直しをいたしました文書分類・保存年数基準表に基づき、文書管理システムと連携して適正に保管、保存及び廃棄処分等の文書管理をしております。

なお、保存年数は法令等に定めがあるものを除き、文書の重要度に応じて永年、10年、5年、3年、1年の5段階に分類しております。文書等保存期間の見直しにつきましては、従来の文書分類・保存年数基準表に分類されていない新たな事務事業が発生した場合等で、例えば東日本大震災関係文書であれば、その文書の行政

的な価値を判断し、適宜永年から1年の文書保存期間を決定しております。

次に、住民票の閉鎖後5年経過した帳票のその後の取り扱いについてのおたただしですが、閉鎖帳票等の発行等につきましては住民基本台帳法に則した住民基本台帳事務処理要領に基づき管理されており、平成24年12月議会でご答弁いたしましたとおり、平成11年度以降、本町では保存期間の5年間を経過した住民票の請求があった場合、住民基本台帳法施行令第34条の規定に基づき発行しないものとして取り扱いをしております。閉鎖した住民票の交付における国・県の指導は、消除された住民票の写しの交付は市町村の責任において交付できるというもので、交付したことによって訴訟等が発生した場合の対応も市町村に委ねるとのものであります。

なお、近隣市町村の発行状況は発行している市町村、発行していない市町村それぞれであります。主に自動車の廃車手続に使用されますが、閉鎖住民票は、死亡、転出等の理由で矢吹町の住民から除かれた者の住民票であり、これまでの請求件数は年に二、三件程度であることから、本町といたしましては発行にすることにより町民サービスの向上に寄与するものではないと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町主要道路の整備計画についてのおたただしですが、主要道路と位置づける旧4号国道や駅から国道4号までの駅前通り、旧石川街道、田町・大池線の復興道路整備につきましては、昨年11月の住民説明会により歩道の設置や拡幅、交差点改良などについて説明させていただき、路線沿線で新たに建設を予定されている方には予定幅員までの後方退避（セットバック）をお願いしております。

議員おただしの規制、制限とは都市計画法に基づく都市計画道路の指定によるものと思われませんが、現在進めております都市計画マスタープランの見直しが平成26年度末に完了する見込みであり、その中で新規路線の追加や景観形成を含め、将来の交通事情を見据えた新たな都市計画道路を決定し、規制等を実施してまいりたいと考えております。その決定までの期間につきましては、建て主等関係者への協力依頼にとどまりますが、用地に関して合意が得られれば、随時用地を取得し、震災からの復興を目指した、また、交通弱者を優先に考えた復興道路工事の着手に向け準備を進めてまいります。

なお、今後は中心市街地復興、まちづくり推進事業の進捗を見定めながら、整備路線の優先順位を検討し、路線ごとに説明会を実施していく予定でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町施設の利用者、利用率は震災前と比べてどの程度に回復したのかのおたただしですが、町施設の中で各種団体等に貸し出している主な施設として、駅舎に併設するコミュニティルーム、中央、中畑、三神公民館、福祉会館等が挙げられます。また、健康センターのあゆり温泉や温泉プールについても健康福祉増進施設として多くの皆さんに利用されております。

議員おただしの町施設の利用状況につきましては、これら施設についてのご説明をさせていただきます。

初めに、コミュニティルームの利用者数につきましては、震災前の平成21年度年間利用1,590人、月平均132人、平成22年度は2月までの年間利用1,275人、月平均116人の利用がありました。平成23、24年度及び今年度は震災により町商工会の仮事務室として臨時に対応しているため、利用できない状況となっております。そのため、震災前にコミュニティルームを継続的に利用されていた5つの団体を含む利用希望者の皆さんには他の町施設をご利用いただくなどにより、引き続き活動していただいているところであります。今後は、本来の使用目的であるコミュニティルームとして速やかに再開できますよう、町商工会と今年度中の移転について協議

を進めております。

なお、コミュニティルームにつきましては、復興計画との整合性を図りながら、建設当初の利用計画に沿った町の物産PRの拠点、情報発信施設としての活用など、そのあり方についても改めて検討しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中央、中畑、三神公民館の利用者数につきましては、震災前の平成21年度は登録79団体、年間利用4万327人で月平均3,360人、平成22年度は登録84団体、年間利用4万336人で、月平均3,361人の利用がありました。震災のありました平成23年度につきましては、中畑公民館で震災及びその後の復旧工事により約10カ月の間休館しており、登録91団体、年間利用2万1,000人で月平均1,773人の利用でありましたが、平成24年度は登録103団体、年間利用3万3,248人で月平均2,770人の利用となっております。中央公民館においては、被災した他施設の利用者を受け入れるため、講義室での1団体の活動は月2回までとさせていただいておりますが、今後は団体間の調整を図り、さらに効率的な施設の利活用を進めてまいります。

次に、福祉会館の利用者数につきましては、震災前の平成21年度は年間利用5,639人で月平均470人、平成22年度は年間利用6,088人で月平均507人の利用がありました。震災のありました平成23年3月から平成24年9月までの間は震災及びその後の復旧工事により休館しておりましたが、平成24年10月から福祉会館の利用を再開し、大広間でのヘルスアップ教室を開始するなど健康増進を図っているところであります。このヘルスアップ教室実施の関係もあり、本年4月の会議室利用者は52人となっております。

次に、あゆり温泉の利用者数につきましては、震災前の平成21年度は年間利用12万7,532人で月平均1万628人、平成22年度は年間利用11万5,213人で月平均9,601人の利用がありました。震災のありました平成23年度につきましては、震災及びその後の復旧工事により、約9カ月の間休館しており、年間利用4万3,623人で月平均3,635人の利用でありましたが、平成24年度は年間利用10万686人で、月平均8,391人の利用となっております。今年度については、まだ4月分の資料のみであります。1カ月間で9,480人の利用者数となっております。

次に、温水プールの利用者数につきましては、震災前の平成21年度は年間利用8万1,163人で月平均6,764人、平成22年度は年間利用7万4,550人で月平均6,213人の利用がありました。震災のありました平成23年度につきましては、震災及びその後の復旧工事により、約3カ月間の間休館しており、年間利用6万4,663人で月平均7,185人の利用でありましたが、平成24年度は年間利用6万6,488人で月平均5,541人の利用となっております。今年度については、まだ4月分の資料のみであります。1カ月間で5,298人の利用者数となっております。

このように、震災の影響によりそれぞれの施設で修繕や復旧工事を余儀なくされ、閉館せざるを得ない状況もありましたが、現在は時期や利用形態は異なるものの利用や営業を再開しており、徐々に震災前の利用水準に回復しつつあると考えております。

また、これまでご説明申し上げたとおり、震災前に利用できた施設が一部現時点では利用できない状況もあることから、各団体等の声をお聞きしながら、施設間での調整をさらに強化するとともに、今後の町の復興へ向けた課題として取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

2番、加藤議員の質問にお答えいたします。

学校におけるいじめ、体罰、教師によるパワーハラスメント等の状況及び調査方法についてのおたただしですが、まず、いじめの問題につきましては昨年の9月定例町議会や12月定例町議会においても答弁させていただきましたが、各小・中学校において早期発見、早期対応を目指し、日ごろから十分気をつけていますが、生徒指導年間指導計画にいじめアンケートを位置づけ、少なくとも各学期1回、年3回は子供たちへのアンケートを実施しております。その後、いじめのアンケート回答があれば、各学校の生徒指導協議会で話し合い、情報を共有し、いじめを受けている児童・生徒やいじめている児童・生徒から事情を聴取して事実関係を確認します。内容に応じて、担任からの指導、管理職からの指導、さらには保護者と協議し、内容が複雑、継続しそうな案件についてはスクールカウンセラーのカウンセリングを受けさせたり、スクールソーシャルワーカーと連携したりして、家庭との協力体制を強化し、解決を図ることとしています。

現在、昨年認知されたいじめ案件は全て解決しており、継続中の案件はありません。また、今年度の1学期のアンケートは各小・中学校から実施集計が済み次第教育委員会に報告することになっております。

次に、体罰についてですが、昨年の大阪市における体罰による高校生の自殺問題を受け、文部科学省は全国で緊急調査を実施いたしました。矢吹町でも2月に教職員に対する調査、3月に子供からの聞き取りによる保護者を対象とした調査を実施しました。調査内容は、教職員が体罰を行ったこと、児童生徒は受けたこと、そういうことがあるかないか、ある場合は時間、場所、体罰の内容、被害状況等についてでありました。いずれの調査においても、文部科学省が規定する体罰事案はありませんでした。

また、教師によるパワーハラスメントについての調査は特に行ってはおりませんが、一部教師の不適切な言動により誤解を招き、児童・生徒に不安を与えた事案の報告が昨年度ありました。しかし、これらの事案は校長等による指導により、児童・生徒の不安の解消並びに教師の対応の改善が図られております。

いじめ問題は継続して取り組む必要があり、早期発見、早期対応が重要であります。そして、教職員の体罰やパワーハラスメント等については、決して行うことがないように今後も各学校と連携し、これまで以上に心して対応してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（加藤宏樹君） それでは、再質問をさせていただきます。

運動公園予定地なんですけど、予定地を仮置き場にするという案が提示されているかと思いますが、24年3月議会において町長の答弁に、選考から外すというのがあったかと思いますが、また、24年9月においては公共施設については原則として、その敷地に保管、住宅地等においては原則として地区ごとに確保した仮置き場に保管するというふうにお答えなさっているかと思いますが、これは原則ですので、例外があってもそれは構わないとは思いますが、このような原則があったので、柿の内、田内地区はみずからの地区に仮置き場を設置したはずなんです。さらに、一度候補地から外れて安心した近隣住民の方はとても不安や不満が再燃するかと思いますが。

これらを踏まえた上でどのように近隣住民の方に説明し、了解を得るのか、また、了解を得られなかった場合はどうするのか、強硬に押し進めていくのか、その辺の町の考えをお聞かせください。

次に、除染についてなんですが、除染後、線量が戻った場合とか、または除染をしても0.23を下回らない場合というのは、その後どのようにするのか、もう一回やるのかそのままいくのか、その辺の町の考えをお示しいただければと思います。

次に、財物賠償についてなんですが、複数の同僚議員からも財物に対する被害の訴えがありました。町民はどこに相談したらよいかわからないということで、町に窓口を設定する意思はあるのか、また、窓口を設定するしない、対応するしないにかかわらず、せめて、福島原発事故被害弁護団というのがあります。ここへ連絡するぐらいの提唱をしていただきたいが、町としての考えをお伺いします。

それと、職員給与の問題なんですが、この問題は結論を先送りするわけには多分いかないと思いますので、答弁の中で慎重に判断するという答弁がございましたが、慎重に判断するということはどういうことなのか、また、いつまでに判断するのか、その辺のお考えがありましたらお答えください。

それと、住民票なんですが、私は基準表というのを見せていただいたんですが、そこに閉鎖住民票については一切記載がないんですが、これはどこを見ればいいのか、その辺お示しいただきたいんですが。基準表には住民基本台帳永年、住民異動者リスト表5年とか列記されているんですが、閉鎖された住民票という文言はないんですね。これを理解しますと、住民基本台帳は閉鎖されていようがされていまいが永年なのかなというふうにも理解できるんですが、その辺何か明文化されたものがあるのであればお示しいただきたい。

以上です。お願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 2番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

総合運動公園の予定地仮置き場、前の私の発言で総合運動公園予定地を選考から外すというような発言に基づいて原則論の範疇で、それで判断することについてはやむを得ないだろうというような、そんなおたがいでございますが、これらについては、当時は仮置き場について総合運動公園予定地の住民説明会をした経過があって、なかなか理解を得られなかったと。しかし、除染については待ったなしという状況にございましたので、緊急の対策として住民説明会というものを柿の内、田内で開かせていただいて、原則的なものを除染計画書に基づいて説明させていただいて、公共用施設については公共用地、すぐその公共用地の隅に処理をさせていただく。なおかつ、各地区については各行政区の地区内に仮置き場を設置させていただきたいというような除染計画書に基づいた話をさせていただいたところでございます。

公共施設についてはそのとおりでございますが、各地区の行政区についても、ただし柿の内については住民の皆さんのご理解を得て仮置き場を選考できた、大変よかったなというふうに思っております。また、この後の大和久東、大和久西地区についても基本的には地区で解決していただきたいということで、仮置き場の提案をさせていただきました。その説明会の中で大きな異論というものは出ておりませんので、町で考えている仮置き場というものを地区内に持って、そこで仮置き場を決めていきたい、丁寧な説明をしていきたいというふ

うに思っております。

今後、総合運動公園予定地を町全体の仮置き場にするというような理由は、それぞれの議員さんの答弁の中で説明されておりますので、加藤議員もその趣旨についてはおわかりだというふうに思っております。今後、仮置き場の選定については住民説明会ということで地区住民の方、それらの方に丁寧に了解を得られるように説明を尽くしていきたいというふうに思っております。なお、了解を得られなかった場合どうするのかということについては、あくまでも丁寧にその仮置き場の安全性を説明しながら、理解を得られるように努力を続けていきたいというふうに思っております。しかし、強行するというようなことは基本的には考えておりませんので、あくまでも説明を尽くして理解を得ていくというような考え方で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいというふうに思っております。

さらには、除染に当たって、除染をした結果、もとに戻った場合はどうなるのかと、さらには除染した結果、基準である放射線の時間当たりの空間線量0.23マイクロシーベルトを下回らない場合はどうなるのかということですが、今までの経験則でございますが、特に住民説明会でも説明して各地区的除染をした場合の空間放射線量の推移というものを見ていただいて説明させていただいております。特に学校を中心とした公共用地の除染が進んでおりますので、それが原発の発災当時の空間線量、さらには1年後、そして除染をした後の1年後、2年後ということで空間線量の数字の推移を見ておりますが、今のところもとに戻ってはいませんが、安全の基準の範囲内と、さらには0.23マイクロを下回らないということはございませんでしたので、それらについては今後もそうしたことはないだろうと思っておりますが、しかし、絶対ないということではございませんので、それらについては除染に万全を期していきたいというふうに思っております。どうしても下がらないということであれば、専門家の知恵をおかりしながら、どのように対応すれば安全な基準0.23マイクロシーベルトを下回るようになるのかのほうも含めてあらゆる手段を講じていきたいというふうに考えております。ですから、2度、3度ということも場合によってはあり得るかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

さらには、財物賠償の件でございますが、今現在おただしのおり町では特別な窓口は設営しておりません。しかし、これも前から答弁させていただいているように、町としては産業振興課のほうに相談の窓口というものをつくらせていただいております。いろいろな問題点、相談内容に応じて各関係機関に連絡をとったりして相談に応じている、そういった実態でございます。今後は、より町民のほうにわかりやすいように産業振興課の窓口等に相談窓口というようなそういう案内をしながら、住民の方がすぐに理解していただけるような窓口もこさえていただいて、今ほどおただしの内容等についても気軽に相談できるように広報してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

職員の給与削減については、今現在、以前から答弁させていただいているように白河の市町村会で今後の対応についてどうするかというものを、各担当課長間の中で議論が進められております。一部には、やらない、さらには一部ではやらざるを得ないだろう、どうすれば職員のほうに負担をかけないで、さらには国の示しているような、そうした考え方に沿うような形になるかというようなものが議論されております。いつまでにとということについては、各管内の市町村、さらには県内の市町村ともそれぞれの市町村の動向、さらには県の動向というものを今推しはかっている最中でございます。間もなく県の基本的な考え方が打ち出されるというよ

うなことも聞いておりますので、一応の目安は県の動きを見た中で各市町村の対応が決まってくるんだらうというふうに私自身は考えております。その時点で、町として慎重に判断ということで、これについては職員労働組合と十分に協議を図りながら、職員の理解を得られるような、そういう形で職員の給与のあり方について判断していきたいというふうに考えておりますので、これについてもそのようにご理解いただければというふうに思っております。

住民票について、基準表なるもののどこを見ればいいのか、明文化されていないのではないかと、したがって、閉鎖住民票についても永年の形での保存になるのではないかとというおたがでございまして、これについては先ほど答弁したとおりでございますが、国の基準に基づいて町のほうは取り扱いをさせていただいております。取り扱いについては、5年を経過したものについては廃棄と、そのような考え方で今後もさせていただきたいというふうに思っておりますが、この明文化されていないという内容等については、私も詳しく知り得ておりませんので、その内容等については……。暫時すみません。

それでは町民生活課長に答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課長、会田光一君。

〔町民生活課長 会田光一君登壇〕

○町民生活課長（会田光一君） 住民基本台帳法の34条、先ほど町長から答弁いたしましたけれども、ここに5年間という保存義務がございます。そういうことで閉鎖住民票については取り扱いをいたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

2番。

○2番（加藤宏樹君） それでは、再々質問をさせていただきます。

「

」

それと住民票なんです、昨年の12月にも質問しておりますが、34条の規定は5年間保存しろとだけ書いてあるはずなんです。その後の取り扱いについては何ら一切書いていないので、それを町でどうするのかというのはきちんと文書で残しておかないと、処分もできなければ破棄もできないはずなんです。その辺を明文化してあるのであれば、そういったものをご提示願ひたいということですので、よろしくお願ひします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。時間が来ていますので、簡潔明瞭に。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、加藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

「

」

なお、住民票について34条の規定には5年という年限、その後の町がどう対応するかについての明文化がされていないということにつきましては、規定に基づいた判断に基づいて5年ということで、そうした規定に基づいた対応をしているということをご理解いただきたいと思います。

以上で再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で2番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時49分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午前11時00分）

◇ 吉 田 伸 君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告8番、15番、吉田伸君の一般質問を許します。

15番。

〔15番 吉田 伸君登壇〕

○15番（吉田 伸君） 皆さん、おはようございます。この時間だからこんにちがかな。

私も1年、半年でですか、ここに登壇しますので、やっぱり議員ですから壇上に上がるとうれいです。よって、アドレナリンが大分出ていますので、そういうつもりで3点ほど町長に質問いたします。あと1点は栗林教育長にお願いしたいと思いますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

23年3月11日、東日本大震災から、そして東京電力の原発事故、ちょうど昨日の答弁にもありましたように2年と3カ月ですか、なっております。

私は自分の仕事の関係上、宮城、岩手この両県に昨年とことしとで4回ほど行っております。一関、古川、登米、上がりまして久慈、岩手県に入って盛岡、雫石、そして下がって十和田と思っただすけれども、そこに行っております。あの震災から復興事業がこの宮城、岩手両県は大分進んでおります。

押しなべて我が福島県は、東電の放射線の除染の問題がありますので、あの地域から見まして復興に約10年ほどおくれるのではないかと私は思っております。道路の復旧事業並びに、あれは三陸循環道路ですか、そこから辺は何でこんなところが4車線になるのかと、今まで2車線のところが復興事業だと思いますけれども、4車線の工事が進んでおるということで、岩手、福島、宮城、この3県は東日本大震災の復興ということで大分交付税が出てきているはずで。よって、先ほど申したとおり福島県が抱える除染、浜通り、あと阿武隈高原台地ですか、そして中通り、福島から当町の矢吹町も除染でこれから大分苦しんでいくことと思っております。

執行部も大変でしょうけれども、この除染という問題がいろんな角度から議員の皆さんも質問かけておりますけれども、町としても大変なことだと思っております。運動公園の除染ということで、仮置き場、町長のほうから全協で審議されました。私でこの問題は4人目ですので、概略はわかっております。ですから、今後の見通しについて、一応通告したわけですから答弁は町長のほうでするんでしょから、除染なくして復興なしという言葉を使っておりますから、この見通しを一応ご答弁願いたいと思っております。

なお、重要な点は再質問で伺います。

次に、あわせて、ここが難しいんですけども、これは最初からやったんではあれでしょうから、まちづくり事業の最重要点と考えておる矢吹町の復興事業について問題点がないのか、担当課並びに町長の本意を問うということでもありますけれども、大体の概略はわかっておりますので、はしょって、答弁は短くしていただいて結構でございますので、そういうふうなお願いをしたいと思えます。

続きまして、国道4号線の4車線化について何うということが入ります。

その前に、過日産建の勉強会がありました。そのあと、ある場所で職員と産建の議員の皆さんとの懇親会がありました。自己紹介ということで、これは名前は伏せますけれども、ある職員の方が、これは建設課の職員だと思います。係長クラスだと思います。あわせて名前は伏せます。自己紹介の席で矢吹町の復興の5年後、10年後を考えて私は仕事をしますと私は感激しました。藤田建設課長の指導と教育がいいのか、それともそういうふうな概念を持っているということが大変すばらしいと私は感激しましたので、一応、以上でありますけれども、町長にそういうことがあったと報告しておきますので、私はその言葉に、私の自己紹介として、先ほどの5年、10年の後を考えて復興に当たるということを行ったものですから、5年、10年じゃなく20年後まで考えて、おたくの年だったらばやってくれないかという要望で話しました経過があります。

それでは、国道4号線の4車線化について、これも同僚議員の皆さんが質問しておりますので、概略はわかっておりますから、一応思い入れだけがあるものですから、そこから入りたいと思えます。

私は24年前ですか、だと思えます。当時、福島空港ができて、だと思えます。二十何年前ですから。そして、須賀川まで4車線化ということで、岩瀬郡の鏡石町と、あと西部の矢吹町、泉崎、西郷の皆さんと支援の第一議員会館に残りのこの路線を早く4車線化にしてくれないかということで、私はそのころ若かったですから、バス1台だと思ったんですけども、陳情に行った覚えがあります。

この間、産建の勉強会で藤田課長より4号線の調査費がついたということをお聞きしたものですから、ああこれで決まると、ああよかったと思えました。昨年の3月の一般質問で県庁を矢吹に、あの県営の工業団地に持ってきてくれとそういう要望出しておくよと言った一般質問をやった覚えがあるんですけども、そのときもいろいろ問題は提案したわけですけども、それは私が先ほど言ったとおり、一番若かったものですから、秋にもしまして一緒に行った方は、大分亡くなっておる。よって、お盆にでも行って線香でも上げて、念願の4車線化がなりましたとでも、そうご報告しておきたいと思えます。

そして、そういう思い入れがありますので、町長にお聞きして、今後の見通しですか、概略をもう一度私に説明していただければ幸いです。これも後で再質問で言いますので、方針を示していただければありがたいと思えます。

あわせて、先ほど同僚議員が質問しましたけれども、矢吹町の、これは都市計画だと思いますけれども、主

要道路の復旧状況ですか、それについて伺っておきたいと思います。並びに担当課の今後の方針、これが聞きたいものですから、ここら辺をお示しいただければありがたいことだと思います。

3番目ですけれども、産業振興課の25年度の支援事業が打ち出されております。この矢吹町の復旧・復興の両輪になると思うものは建設課と産業振興課だと私は思っております。復旧と、そしてこれからが大変なことですけれども復興、それで産業振興課のほうでは31項目、これを打ち出してきたんだと思います。中は一通り読ませていただきました。それで一応、町長の方針としてどんなことを示していただけるのか、この先この中からお示しいただければありがたいことだと思いますので、よろしく願いいたします。これも後で再質問いたします。

あと、政府のTPP問題で10年後をめどにこれに参加というふうな意思をして、10年後あたりに来るんじゃないかと私は思っているんですけれども、そうすると大都市はいいでしょうけれども、地方行政に携わっている小市町村は、これが問題だと私は心配しております。大体、国会議員とかは現担当している総理大臣もいろいろ現場を見ているように、テレビで流しておりますけれども、大体が視察に行くところというのは、規模が大きいところです。でも、押しなべてみんながそのような大きい経営をやっているところはないはずなんです。そして、大部分の方が、当然私もやっておりますけれども、それほど目立つと言ったらおかしいでしょうけれども、このTPPに参加してどのように地方行政になるのか、そこら辺の町長の見解を示していただければありがたいことだと思っておりますので、お示してください。

最後に教育長ですか。矢吹中学校の工事完了が9月完成式と聞いております。まさか、矢小の改築事業が、私はこんなに現実味を帯びて早く出てくるとは思いませんでした。この努力に対しては敬意を表しますし、連続でできるということは議員としても、教育の現場ですから大変うれしい。よって、このエコスクール実証事業というんですね。その概略はパンフレットでは見せていただきましたけれども、教育長の見解を示していただければありがたいことだと思っております。後でこれも再質問を考えていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 15番、吉田議員の質問にお答えいたします。

旧運動公園用地への除染仮置き場設置方針の内容とまちづくり事業の最重要地域と考えている矢吹町の振興事業について問題点がないのかのおただしですが、先日答弁させていただきました鈴木隆司議員への答弁と重複する部分もございますが、空間放射線量の変化により、今後は面的除染とホットスポット除染の両手法により除染を実施することになります。

今後、ホットスポット除染については除染の基準を下げることにより作業量が増大することが見込まれ、それにより広範囲にわたり少量ずつの汚染土壌が点在することとなり、それらを自宅内に保管することは後の中間貯蔵施設の搬出作業に大きな支障を来すこととなります。これに加えて、幼稚園、小学校等の公共施設で行った除染に伴う汚染土壌等の一日も早い仮置き場への搬出、さらには町民の皆さん、特に子供たちが行き交う

町内の各公共施設や道路、あるいは側溝等の除染をスムーズに行うには、空間的に十分余裕があり、かつ早期に設置可能な町有地という条件を満たした旧総合運動公園用地への仮置き場を再度計画したところであります。

今後は、仮置き場に関する地域での説明会を開催し、仮置き場の安全性について丁寧に説明し、地域の理解と協力のもと、早期の仮置き場の設置、町内の住宅宅地除染事業の促進に努めてまいります。そして、中間貯蔵施設にできる限り早く搬出できるよう努力して、復興及びまちづくりのために一日も早く利活用できるような方向性を定めてまいる考えでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国道4号線の4車線化並びに主要道路の復旧状況についてのおたがしであります。諸根議員への答弁と重複いたしますが、国道4号の4車線化につきましては、一般国道4号4車線整備促進期成同盟会、国道4号矢吹・泉崎地区事故対策協議会を初め、関係団体等の活動により本町の4車線化事業が動き出したところであります。今後は、事業の早期着手と交通安全対策の促進を推し進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、主要道路の復旧状況につきましては、田町団地から大池を結ぶ田町・大池線や旧4号国道の北町・新町線、旧石川街道の一本木29号線などの幹線道路につきましては、現在各工区に分けて順次舗装復旧を行っており、6月末には全延長を完了する予定となっております。なお、他の工事との関連により一部の区間について、9月上旬の工事完了とならざるを得ない状況もございますが、一日も早い主要道路の復旧に向け、全力に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、産業振興課の25年度の支援事業についてのおたがしであります。平成25年度は原発事故の対応等はあるものの農業施設災害の復旧工事にめどがつくことや、中心市街地の復興計画が具体的に動き出すことから、復旧から復興へと大きくかじを取る年にしたいと考えております。

福島県は、宮城県や岩手県と比較しても復旧・復興が10年おくられていると言われており、原発事故や津波の被害など、状況は異なるかもしれませんが、町民の皆さんが震災からの復興を実感できる取り組みが求められております。産業振興課は地域産業を担う課であり、平成25年度は大きく3つの柱を立てて取り組んでまいりたいと考えております。

1つ目は、農業施設の災害復旧工事の早期完了であります。東日本大震災及び台風15号による被害発生以降、補助事業による有利な財源確保を最優先に災害査定、補助率増高等の事務等に集中的に取り組んでまいりました。各種手続により、補助対象事業における補助率が農地災害では94.2%、農業施設災害では98.2%と高い補助率で復旧事業を実施することが可能となりました。本年度当初の作付に支障が出ないよう、応急工事による堆積土砂の撤去、仮堀の設置等、受益者及び土地改良区の自主対応も含め用排水路、耕作路等の確保を行い、町内ほぼ全域で作付が可能な状態になりました。農地及び農業施設の災害復旧の進捗状況につきましては、現在の取りまとめ状況によれば、被災地区数約500地区、復旧事業費が約9億4,000万円、5月末の進捗率は78%となっております。補助事業につきましては、一昨年度災害査定終了後、速やかに実施設計を組み、主に地震災害の100地区、総事業費5億7,400万円を発注し、一部事故繰越の手続を行い、継続して復旧工事に取り組んでおり、5月末現在の進捗率は約98%となっております。一部の地区については、収穫後までの期間休工となりますが、本年度末の工事完了を目指し、鋭意施工中であります。

次に、台風災害の補助事業、95地区、総事業費約2億2,000万円につきましては、一部完了しているものの、

明許繰越の手続を行い、現在収穫後の本格的な事業実施のための施工計画の検討、準備等を行っており、5月末現在の進捗率は43%となっております。今後は年度末の工事完了を目指し、事業を推進してまいります。

また、小規模災害については現地確認をほぼ完了し、現地測量、実施設計及び復旧工事の必要性の有無を含め、被災地区の取りまとめ、集計作業を行っており、約300地区を確認しております。今後は、町全体の復旧工事の優先度及び必要性、緊急性等を勘案しながら年度内完了を目指し、工事関係課や施工業者と綿密な協議調整を行い、計画的に復旧工事に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2つ目には、経営所得安定対策の加入促進と人・農地プランの作成であります。

経営所得安定対策は、昨年度は農業者戸別所得補償制度として742名の方に参加いただき、全体で約2億円の交付金を受けることができました。町といたしましては、引き続き農業経営の安定を図るための有効な手段として、加入促進を図っていきたくと考えております。

また、人と農地の問題は現在の農業の基本的な問題であり、今後の中心となる経営体はどこになるのか、中心となる経営体にどのように農地を集めるのか、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方をどのように考えればよいかなどを話し合いにより作成することになります。今年度は、アンケート等を行いながら担い手の位置づけを明確にし、地域農業の基本計画である人・農地プランを作成し、さまざまな支援を講じてまいりたいと考えております。

3つ目は、中心市街地の活性化であります。

中心市街地の復興については、中心市街地復興構想を作成し、関係機関、団体と強固な連携を図り、復興に取り組んでまいります。具体的には、中心市街地復興協議会、商工会、町職員による中心市街地復興まちづくりプロジェクトチームからの提案、及びさきに開催した車座会議の結果を取りまとめ、町が実施するもの、その他の団体が実施するものを（仮称）中心市街地復興まちづくり推進協議会で調整し、中心市街地の復興構想案を作成してまいります。その後、住民説明会や関係機関等への協議調整を経て、今年度中に中心市街地の復興構想を取りまとめ、年次別の計画を策定するほか、実施可能な案件については、目に見える復興が実感できるように先行して個別に対応してまいりたいと考えております。

最後に、政府のTPP参加方針についてのおただしであります。去る平成25年3月15日に安倍首相よりTPPへの参加方針が示されました。その中では、TPPは聖域なき関税撤廃を前提としないこと、農業に対しては若者たちが将来に夢を持てるような強くて豊かな農業、農村を取り戻さなければならないことが触れられております。しかしながら、農業が主たる産業である当地方にとっては、TPPに参加することで地域農業が果たして生き残れるのかどうか、農村環境を守れるのかどうか、原発の問題を抱える福島県は本当に競争に勝てるのかどうかなど多くの不安を抱えております。

現在、米などについて例外扱いが協議されておりますが、詳しい情報は伝わっておりません。

一方、政府においては5月17日に農林水産業の強化などを柱とする成長戦略の第2弾として、今後10年間で農業、農村全体の所得を倍増させること、日本の農産物、食品の輸出額を倍増し、1兆円規模にすること、耕作放棄地を集約し、意欲ある担い手へ貸し出す仕組みを導入することなどの方針を示しております。

町といたしましては、TPPの動向はもちろん、このような政府の動きにも注視しながら、国や県などと連携を図り、対応してまいりたいと考えております。

平成25年度の産業振興課の事業につきましては、農業施設の災害復旧工事の早期完了を初め、経営所得安定対策、人・農地プラン、中心市街地の活性化などを柱に、町民の皆さんがこれら事業を含めた復興の姿を目に見えるものとして実感できるよう全力で取り組むとともに、地域農業の大きな岐路となるTPPには情報収集に努め、豊かな農業、農村を守るためにも万全の対応をしてみたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、15番、吉田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 15番、吉田議員の質問にお答えいたします。

矢吹小学校のエコ対策改築工事に対して教育長の方針を問う、並びに関連した事案に対して何うとのおたただしであります。矢吹小学校につきましては老朽化に伴う大規模改造、あわせてエコ改修、防災対策の整備を昨年度に計画する予定でありましたが、文部科学省が昨年4月に環境を考慮した学校施設の整備推進のため、エネルギーの省力化の省エネ、エネルギーを創造する創エネ、エネルギーを蓄える蓄エネの対策を行い、ゼロエネルギーを目指した学校整備計画を作成するスーパーエコスクール実証事業の公募を行い、町では5月に企画提案書を提出し、6月5日に採択となりました。

採択を受けたことにより、矢吹小づくり検討委員会を設置し、6回の検討委員会を開催して検討を行い、また、教職員との意見交換会やワークショップを開催し、あわせて検討を行いました。検討委員会の資料として、校舎、体育館の夏期と冬期における温度や湿度、照度の計測を行い、また、電気や灯油、水の使用量を取りまとめ、エコ改修に向けた検討を行っていただき、ことし3月に基本計画報告書を文部科学省に提出したところであり。整備事業としましては、老朽化による大規模改造では、床、壁、天井材の張りかえ、屋上防水、外壁塗装、建具の取りかえ、間仕切り設置、給排水配管の布設がえなどを考えております。ゼロエネルギーに近づけるためのエコ改修内容といたしましては、断熱材設置、サッシの二重ガラス化、節水型便器への取りかえ、換気設備の設置、階段スペースへの扉設置、照明器具のLED化、太陽光発電設置、風力発電設置、蓄電池設置などを考えております。防災対策の内容といたしましては、非構造部材や照明器具の落下防止、書架等の転倒防止、備蓄倉庫の設置、雨水利用トイレへの改修、防災井戸の設置などを考えております。今年度は実施設計を行います。昨年度同様、矢吹小づくり検討委員会や教職員との意見交換会において整備内容の検討を重ね、実施設計に反映したいと考えております。

工事につきましては、平成26年度早々に着手したいと考えておりますが、現段階では整備内容や工期、仮校舎設置等につきましては未確定であります。今後、今年度の実設計の中で明確にしてみたいと考えております。また、財政面につきましても十分な検討が必要と考えておまして、有利な補助事業を活用することはもちろんのこと、補助制度上、単年整備と複数年整備では補助金額に違いが出てまいりますので、工事期間の安全確保や事業への影響とあわせ、最大限補助金を確保できるよう、検討を行ってまいります。

なお、整備の概要等につきましては議員の皆様にご随時お知らせしながら、事業を推進してまいりたいと考え

ておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

15番。

○15番（吉田 伸君） 概略は承知していますので、再質問に入らせていただきます。

町長、環境省が打ち出した中間処理場という案はありますけれども、最終的にどうするのかという処分場の見解はまだ出ておりません。私が心配しておるのは1点目です。

あの矢吹町でもこれだけの騒ぎが起きております。先ほど言ったとおり浜通り、阿武隈、八溝山脈ですか、そこに随従している各町村、この除染はどうするのか、これから。それから、中通りですね。福島から西郷まで。恐らく私は膨大な計算できないような状況が出てくるんじゃないかと思っております。ですから、出せない、そう思っております。

ただ、これも福島県の、まさか復興させなきゃなりませんので、当然の廃炉は30年から40年と言っておりますけれども、30年か40年の間には、日本の技術力ですから、政府だって本腰を上げてやるわけでしょうから、そこら辺が私は心配しておるわけです。

町長は、先ほど同僚議員の質問でもありまして、あそこの運動公園内用地は最初福島国体の、関連したと思いますけれども運動公園用地として買収したわけでございます。27町歩近くあります。全然議会あたりでは、矢中建設の適地だということで、議会のほうで大分後にして現中学校の用地に決定した覚えがあります。3期以上の方はご承知のことと思います。

そういう経過を経まして、町長は過去の答弁で矢吹町の中学校できませんでしたから、そのときのことを聞かれた、私はそういうふうに記憶しております。第5次振興計画の最も大切な用地であると。地域住民も私はあそこの鍋内、寺内、ちょっと一番外れのいい町ですから、大体の皆さんの意見は承っております。中学校ができなければ、雇用の現場としてあそこに、27町歩に、最初は公共用地の開発でと誰か、同僚議員言っておりますけれども、そういうふうな協定で買収したはずです。ただ、議会の中ですから、ただ、私はそういう経過からして、これから先ほど冒頭で質問のことを言ったように、今、そのために言ったんですけれども、復興資金が19兆9,000億ですか、現政権で確保しております。ですから、先ほど質問の冒頭に言ったとおりで、放射線に関係ない宮城県、岩手県は、復旧が進んでおります。特に戻るんですけれども、あそこの運動公園用地に除染のその置き場にして動かなかつたならば、じゃ、20年も30年もかかればあの用地はいかなることになるのか私は心配しております。きのうの答弁で1,116町歩あると、町長は答弁で、山林が。町長の案は試案ですから、私はそこでもう1つ考えていただきたいとお願いしておるわけです。4町歩と言っておりますから、そうですね。試案表なんか見ていると4町歩から5町歩という面積を言っているんですけれども、間違いですか。

〔「仮置き場」と呼ぶ者あり〕

○15番（吉田 伸君） 仮置き場。そのくらいの土地だったらば、1,116町歩あるんですからもっと、代替案がないのか。ないのかということは、あの運動公園が恐らく10年、20年の間にはこれから復興資金が出てきます。福島県の除染の見通しが大体ついたらば、政府から特別交付金が復興資金として出ます。そうしたらば、やはり町の将来を考え、私もそのときには町会議員でないでしょう。町長さんもうどうなんだかわかりませんけ

れども、でもここで方針が間違っただらば、ちょっと問題じゃないのかと私は、将来の子供たちと言うしかありませんけれども、子供たちのあたりは町会議員をやっているかもしれませんけれども、私はそのときはいけませんので、老後の心配をするわけではありませんけれども、矢吹町の将来といったときに、あの27町歩をどうぞ見てくださいますと、第二苗畑もありますね。これは後で質問しますけれども、この2点地が私は矢吹町の生命線だと思っております。先ほどのTPPで言いましたけれども、質問書きましたけれども、とりたてても10年も20年もかかっていたらば、汽車に乗りおくれるのではないですか。矢中建設も当時の麻生政権のときの交付金をつかって、つくったんじゃないですか。そういう経過が思い出せれば、私はもっと、試案ですから、余計なことは言いませんよ。もっと考えるべき余地があるんじゃないかと、そう危惧するものですから再質問をかけました。そこら辺の見解、これをやっぱり町長は町のトップリーダーですから、見解をお示しいただければありがたいです。

あとは、4号線の4車線化について伺いますけれども、大体わかりました。概略はあれでいい、できるだけ、調査費がついたことでしょうかから、町長が一生懸命、東京に通っていることは承知しております。そして、野崎町長のときにこのことの調査費がついたということは、私もうれしいから一般質問しているんです。ですから、どうぞ今後、一番言っているのは、私はあの久来石まで4車線化のときに矢吹・泉崎から行くと急に細くなるんですね。これで、何と言ったらいいんですか、言葉は汚いから言いませんけれども、詰まると、そういうふうな現況で事故、そういうものができて、特に矢吹町と鏡石、中間のあれは交差点が多いです。身動きもできないと、そういうふうな状況にならないようにできるだけ早いほうがいいだろうということで考えております。そこら辺は国のやることですから町長のほうはお願いするだけであることと思っておりますけれども、そこら辺のほどよろしく願いいたします。

あと、主要道路の件についてですけれども、次期計画のほうで聞きましたので、町長の説明も十分納得します。私は矢吹町で足りないのは、新町のほうはまだ決定はしていませんけれども、横の線、あそこは大久保・新町線、4号線までですね、あれは見通しがついていますけれども、私がお願いしたいと思つたらば、本町通りに入ることは商店街の活性化に、車が入ることはなりません。ですから、もう一つ路線、町の真ん中を通せとは言いませんけれども、元高架線が北町のあれは……、ちょっと出ない。あそこから高架線が出て、そしてあちらの産業道路を結ぶというあれがあったんですけれども、これは消えて新町のほうに移りました。4本の線が4号線から産業道路まで、あの大池と妙見ですか、その間あたりに1本通しておくことが都市計画で考えていただければありがたいことですが、こういうふうな、何回か町長も言っていますけれども、ピンチがチャンスであると思つたらば、矢吹町の都市計画を考えたら横の線をもう一本引いていただきたいと。それは大池も公園も行きますし、そして先ほど言ったとおり新町、あれが4号線まで続きますと両方で抜けます。抜けますということは入ります。よって、商店街の先ほどの振興計画もまた考える時期がすぐ来るのではないかと思いますので、検討のほどよろしく願いいたします。

産業振興課のほうですね、大体の説明はわかりました。それでこちらで2点ほど、3点かな聞きたいんですけれども、関連しております。4番の、これは担当課がいませんので、課長がわかると思っておりますので説明していただければ。

先ほど言ったとおり特別交付税が必ず復興資金として出てきます。企業誘致促進事業というものが4番目で

うたわれております。ここら辺をもう準備して、町長は復興元年とうたっているはずですが、ですから、何を、先ほど町長はT P Pの問題でもおっしゃっておりますけれども、待つんじゃなく攻めると、そういうふうな感覚でいけば大変なことだとはわかります、ここら辺、4番ですか、あと7番の産業活性化事業、それと私は30番の県営工業団地の整備事業、これは県のあれですけども、こういうものがうたわれております。そこら辺の7番、14番、19番はわかりましたから、ここら辺を再度町長の考えを示していただければありがたいものと思いますので、これは時間ちょっと、軽くでいいですから、突然のあれですから申しわけありませんけれども。

あと、T P Pの問題は町長の問題ではありませんので、これはおっしゃるとおりだと思います。ただ、心配するは町の基幹産業でございます。これが衰退しますと矢吹町行政も、農業者が消費者ですから、東京から買い物に来てくれればありがたいことですけども、なかなかここまでは。やはり地産地消というんですか、消費者が農業者であって、大部分の方、そういったお客さんの占める割合が大きいものだと私は思います。地方行政の難しいところで、だからといって衰退するわけにはいきませんので、ここら辺もまた考えておく必要があるんじゃないかと。先ほど町長の答弁にありましたように10年をかけていろいろ対策は出してくるでしょうから、早く交付税をいただきまして、また、大変であろうと思いますけれども、そういうこと、ご努力お願いしたいと思います。

あと最後ですけども、教育長、あのパンフレットだけで大体は概略はわかりました。連続26年というんですから、連続だと思いますし……

○議長（栗崎千代松君） 吉田議員。

○15番（吉田 伸君） はい。

○議長（栗崎千代松君） 残り1分ですので、まとめてください。

○15番（吉田 伸君） 終わりにします。大変なことだと思いますけれども、まだあのチキウはありますので、詳細は細かく質問はできると思いますので、どうか矢中、そして、矢小とこれは紹介しますので、矢中の改築事業で培ったノウハウをぜひとも生かしていただいて、そういうふうな教育長のですか。そういうふうな方針で沿っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 15番、吉田議員の再質問にお答えさせていただきます。

再質問の項目が非常に多岐にわたって、全部再質問された内容にお答えできるかどうかわかりませんが、私が今書き取った点だけ説明させていただきたいと思います。

最初に総合運動公園の予定地の仮置き場の件でございますが、国の方向性が、中間貯蔵施設の国の方針がまだ明確になっていない中で、すぐ先々が、将来が心配だと。特に中間貯蔵施設の設置も含めて、あわせて東電の廃炉作業というものもあわせて工事をしなくてはならない、収束に向けて工事をしなくてはならないということで、東電の廃炉が20年も30年もかかるという中であって、本当に中間貯蔵施設が決められた時間内に設営、設置できるのかというようなおたがしでございますが、これについてはこの仮置き場の選定に当たっては、

国のほうできちっとした中間貯蔵施設が設置できるだろうという、そういう設定のもとにやらせていただいております。時の細野環境大臣も当時、3年以内に中間貯蔵施設の設置、設営は終わらせていきたいということを言明しております。何度も繰り返すようですが、大臣の言葉は重い、しかも59の市町村長、県の担当者がいる中での表明でございます。よもやというものは考えておりません。

ただ、今の時点の進みぐあいを見ていると、やはりこの後2年ぐらいはかかってしまうのかなというような、そんな予想はしております。しかしながら、3年を超えて中間貯蔵施設の建設、設置が出来るものとは考えておりません。したがって、幾ら遅くとも矢吹町の町の一元化した仮置き場、総合運動公園予定地の仮置き場の設営期間、設置期間というのは私は、3年程度だというような見通しを立てております。しかし、万が一、万々が一ということがないわけではないだろうというような非常に心配された発言、しかもこの総合運動公園用地については町の最重要な拠点になり得る、そういう場所ではないかというようなことを過去を振り返って吉田議員のほうから質問がありました。これらについては私も総合運動公園の重要性というのは非常に考えておりますし、また将来、子供たちも含めて次の世代の人たちに禍根を残すような、そんなことはしたくないというふうに考えておりますので、設置後につきましては万全の安全管理を含めて体制をとっていきたいというふうに思っておりますし、十分に国の動向を注視していきたいというふうに思っております。

さらには、この場所でだけで本当に大丈夫なのかというような、そういう心配もございました。矢吹町全域の除染、マイクロホットスポットの除染が中心になるんでしょうが、山林の除染が1,100町歩を超える形で除染した場合に、総合運動公園予定地に考えておる4ヘクタールから5ヘクタールの面積で足りるのかというような考え方もございますので、それらについては十分に、今後マイクロホットスポット除染、さらには今まで実施してきた公共施設、さらには教育施設の処分した汚染土壌等の量を十分に勘案しながら、四、五ヘクタールで済むのか、もしくはもう少し面積を拡大して総合運動公園の用地の仮置き場の面積をふやすのか、もしくは別の町有地ということで、町のほうで所有している町有地もございまして、そちらの町有地もさらに検討するのか、そうしたことについても考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、4号4車線化でございます。懸案の4号4車線化、事業調査費とはいえ予算がついたことについては私も大変うれしく思っております。おただしの様に今現在白河、鏡石間が整備されますと朝夕の通勤時の混雑、さらには緊急時、万が一が発生した場合のトラブル、混雑、したがって、それに伴って事故というものも大変心配されるということでございまして、今後4号4車線化期成同盟会、さらには事故対策協議会、そういった方々と連携を密にしながら、強く要望活動を進めて、本体の事業の採択、そして事業の着工というものを早期に進めていただくように要望を繰り返してまいりたいというふうに考えておりますので、議員の皆様のご支援、ご協力をお願いしたいというふうに思っております。

さらに、本町の道路、町道の復旧について新たな考えが示されました。先ほど話がありましたように新町・弥栄線については横軸として平成25年の道路改良、平成26年に道路舗装というような予定は立っておりますが、おただしの田町・大池線から旧4号線に入る尾留川木材の線路をまたぐ道路、これらについては具体的な予定は立っておりません。しかし、先ほどから答弁させていただいておりますように、町の主要地方道を含めた主要道路の整備については都市マスタープランの策定とあわせ、十分に協議してまいりたいと思っておりますし、当然

そうした考え方がこの都市マスタープランの策定に当たっては、計画道路として計画していく道路だろうというふうな考え方を持っておりますので、そうしたことで前に進めるような形で、今後考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

産業振興課、多岐にわたる質問がございました。特に、再質問の中では、企業誘致やさらには県営工業団地、さらには商業活性化をどうするのかというようなおただしでござひますが、企業誘致も相変わらず私のほうで町内の企業、さらには町外の企業に、今現在、議会前も含めて議会後も足を運ぶような予定で情報の収集、さらには県の企業立地補助金を利用していただけるような、そんな方向性も含めて足を運ばせていただいております。この後は大阪のほうに足を運んでみようかというふうに思っております。

県営工業団地につきましても、遅々として進まない、吉田議員を含めて議員の皆様も心配されていると思ひますが、これについては私も前に進まないということを現状を打破するために、先日、担当課の職員と一緒に県のほうに足を運んでまいりました。幸ひに企業局長、さらには副知事さんにまでお会いすることができて、今現在どうなっておるのかというような話を聞いてまいりましたが、県としても今までのスタンスと変わりはないと、オーダーメイドな形に応じた形でそうした企業からのオーダーがあればすぐにでも矢吹町を最優先に企業誘致を進めていくという、そういううれしい話を聞いてまいりましたし、また、あそこの関東森林局が所管しているんですが、関東森林局のほうにも足を運んできて、関東森林局の売買についても期限を延長していただく、そういうふうな手配もしてまいりましたので、多少時間はかかるものの県営工業団地の企業誘致、これが少しでも前に進むように今後も強ひに推し進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

商業活性化については、先ほどから答弁させていただいております。町全体の復旧・復興、これらについても中心市街地ばかりではなく町全体の商業活性化、あわせて農業と密接に関連する六次化も含めていろいろな対策を講じてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、抜けているところがございますら、再々質問でまたただしていただければと思ひますので、以上をもちまして再質問の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 再質問にお答えいたします。

吉田議員ご指摘のように、矢吹中改築の成果、反省を踏まえるとともに、矢吹町のスーパーエコスクール実証事業の成果を生かして全国に誇れるようなスーパーエコスクールに改修していきたいと考えております。そして、子供たちがすばらしいエコスクールに誇りを持ちながら、エコ学習や環境学習に取り組めるよう力を尽くしてまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げ、再質問への答弁とさせていただきます。

〔「時間は」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ないです。以上で、15番、吉田伸君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため休議いたします。

（午前11時57分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（栗崎千代松君） 続きます、通告9番、1番、安井敬博君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。並びに傍聴席にお越しの方々には町政への高い関心、大変敬意を表します。ご苦労さまです。

それでは、きょう最後になりますけれども、一般質問として町政に関する、一般行政に関することですが、5点ほどご質問させていただきます。

まず、1番目といたしまして町公共施設の利活用等についてということです。同僚議員との質問と重複する点もありますが、町民の皆様から預かってきました思いも込めまして、そういった点もありますのでご容赦願います。

まず、東日本大震災の影響、2年たちましたけれども、いまだに、先ほどもお答えがあったとおり矢吹町の駅のコミュニティプラザ、こういったところですか、あゆり温泉の温水プール、ここでは温水プールのジャグジーが利用できなくなっていると質問書では書いておりますが、ジャグジー自体利用できるわけではないですが、以前は温泉水を引いていたということで、それが今ボイラーによって温められているということで、健康上もちょっと違う影響もあるんじゃないかということで、これの利用もどうなっているのか知りたいということ。そのほかにも関連する施設等あると思いますが、これらの見通しについてお伺いしたいとともに、これは先ほどお答えもいただいておりますので、今後のそのような関連する今まで利用していた方々への対応等も含めてお答えいただきたいと思います。

続きます、2番目といたしまして町の臨時、非常勤職員等の実態と住民サービスについてということで質問させていただきます。

当町における臨時、非常勤職員、これは全国的な流れで行財政改革の影響を受けまして、臨時職員のほうがふえているという状況にもあると思いますが、当町ではそういった実態がどうよになっているのか、また職務分担としては正規職員と何か差があるのか、正規職員との間で臨時職員が占める職務の重要性ですとか分担、そういったものについて、例えば同じような仕事をしているのか、そうではないのか、そういったことについても伺いたいと思います。また、自治体運営と住民サービスの中での役割ということですが、非正規職員がすごくたくさんふえているということは町民の方からも指摘されておまして、これが実際に町政、住民サービス等の低下につながっていないのか、こういった危惧をする声も聞かれます。そういった点もあわせてお答えをいただきたいと思います。

3点目といたしまして、県民健康管理調査についてのご質問です。これは福島県が実施しております県民健康管理調査についてであります。

当初、各、皆さん福島県に在住する方については健康管理調査票というものが送付されてきております。こ

れの回答に基づいて県がいろいろな健康管理についての施策を行っているわけですが、先ごろ6月5日にこの検討会議、また新たに開かれました。そして、その中身では報道等でもご存じかと思いますが、メンバーのほう刷新される、今まで座長についていた方、山下さんという方ですが、ミスター100ミリシーベルトなどとも呼ばれておりました。この方もかわったということで、大分中身が変わってきたのではないかと私は印象を受けました。今まで言われていた健康管理に対する扱い方、そういったものも変わってきている発言が委員の中からも見られます。配布資料等も一般に閲覧できる状況になっています。議事録はまだ出ていませんが、パワープラネットTVという非営利法人のメディアですね、インターネットで閲覧できる動画、これでは会議の様子が、2時間半にわたる会議ですが、全部見ることができます。そのようなことも踏まえまして、町の今後の、原子力災害を受けての健康管理、こういった施策に変化があるのかどうか。また、町長、教育長がこの中身を受けましてどのようなことをお考えになっているのか、そのようなことをお伺いしたいと思います。

続きまして、環境汚染、公害対策についてという事柄ですが、これは実は先月のことになりますが、町内におけるある事業所、観光業を営んでいる事業所ではありますが、こちらの事業所内で工事をしていたということで、たまたまその工事をしていた箇所の付近から油漏れがしていたということです。これはたまたま毎朝散歩をなさる方が通りかかって、油が漏れているんじゃないかということで、どこに相談したらいいかもわからないということで私のほうに電話がかかってまいりました。担当である町民生活課のほうに連絡いたしましたら早速対応していただきまして、この流出はとめることができました。また、職員の方も毅然とした対応をとっていただいたということで、大変ありがたく思っております。ただ、こういった事例が起きたときの対応ということで、連絡体制とかそういったもの、これは公害対策審議会とも関係もあると思います。それから、公害防止条例というものが制定されておりまして、この中では公害が起きた場合にはこの公害を出した方ですとか発見した方、それから当事者だけではなく関係する機関、そういった方々の動きについても規定が定められております。当然油漏れ等が起きた場合には速やかに消防、警察等に通報するというようになっておりますが、こういったことが実際には町民の中にも余り知られていないのではないかと。そういったことで、後手後手に対策がならないかということが、今回事故を受けまして危惧されるものであります。そういったこともありますので、今後そういった対応の啓発等も含めてどういう対応をとることができるのか、改めてお聞きしたいと思います。

続きまして、まちづくりへの高齢者及び障害者の参画についてということです。

東日本大震災からの復興に当たってまちづくりや防災計画策定への高齢者、障害者の方、今回いろいろと怖い思いもされているということで、例えばですが、障害者の方からは、全盲の方ですが、防災無線が聞き取れなかった、それからひとりでしたので、誰か助けに来てくれるのか、来てくれるまでは不安だった、そういったときに町へも連絡をできる手段が欲しい、こういう声も聞かれています。高齢者の方もひとり住まいの方、なかなかそういう状況が、今、町でも支援しておりまして、民間の会社を使いまして警報を発すればその警備会社の方がお近くの保護者の方に連絡して駆けつけてくれるという態勢になっておりますが、それだけでは不安だという声も聞かれています。そういった声を生かせる場所が果たしてあるのかどうかということです。

前回の議会の中では子供の参画についても同様の質問をさせていただきました。今回もまちづくりの参画ということで、同僚議員からもいろんな意見が出ている中、駅前、中心市街地の復興に当たっている方々の参

画の機会等も回答はされておりますが、ご答弁されておりますが、そういった中に仕組みとしてこういった障害者や高齢者の方、こういった方が参加できる機会が持てるのか、これから持つ考えがあるのか、そういったことについてお答えいただきたいと思います。

以上、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、町公共施設の今後の利用の見直しについてのおただしであります。震災前に多くの皆様がサークル活動などに利用されてきました駅舎に併設するコミュニティルームにつきましては、加藤議員への答弁と重複いたしますが、現在も震災によって全壊した商工会館の代替施設として町商工会へ臨時に貸与しております。町といたしましては、商工会と協議し、今年度中での移転をお願いしております。今まで利用されていた皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますが、今後は本来の使用目的であるコミュニティルームとして速やかに再開したいと考えております。なお、加藤議員への答弁でも触れましたが、駅コミュニティルームにつきましては建設当初の利用目的及び復興計画との関係から町の情報発信施設としての活用も視野に入れて検討しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、温水プール及びプールのジャグジーにつきましては震災からの復旧にはある程度期間を必要としましたが、当初の予定どおり利用を再開し、徐々に利用者が増加傾向にあります。しかし、機能面では震災前の温水プールの水は、あゆり温泉から温泉水を送水し温めておりましたが、震災の影響によりあゆり温泉の源泉の水位が危険水位まで低下したことから、震災後は温水プールへの温泉水の送水を停止いたしました。その結果、あゆり温泉の源泉の水位が回復したため、現在もあゆり温泉は営業を続けております。このような状況から、現在、温水プールの水はボイラーで温めて運営を行っている状況であります。温泉水を温水プールの加温等に利用することは非常に有効かつ効率的と考えられることから、送水の可能性について指定管理者と協議を進めているところであります。今後、源泉の水位を水位計で計測するとともにデータの収集分析を行いながら、施設設備の検討を進め、温泉水の送水再開に向け努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、臨時・非常勤職員についてのおただしであります。本町の6月1日現在の正規職員、嘱託職員、臨時職員の職員数からご説明いたします。

正規職員数については定員適正化計画に基づいて、施設等の指定管理者制度を導入、民間委託、嘱託職員等の活用により計画的に職員数の削減をしてきた経過があります。平成25年度の職員数は、一般行政職員が113名、幼稚園、保育園教諭が23名の合計136名であります。育児休業取得中の職員が5名含まれております。正規職員の職務分担は、一般行政職については自治体運営において重要な判断と事業計画等の職務に従事する職員として位置づけており、幼稚園、保育園教諭においては園の運営方針等に係る職務に従事する職員と位置づけております。

次に、嘱託職員については、専門的な知識技術が必要な分野において、自動車運転業務、私送業務、労務員、窓口業務等の特化した業務に従事している嘱託職員が23名、幼稚園、保育園で園運営の補佐的業務や担業務

等に従事している嘱託職員が15名の合計38名です。

臨時職員については、1カ月から6カ月の期間で雇用契約を結んでおり、時期により人員の増減はありますが、正規職員と同様のフルタイム勤務の臨時職員は、一般事務の補助的業務や正規職員の育児休業取得に伴う欠員補充、緊急雇用創出事業により雇用している臨時事務補助員の26名、草刈り等の単純労務を担う臨時技術職員が3名、保育園で乳幼児クラスの副担任として従事する臨時技能員が5名の合計34名です。そのほかに放課後児童クラブ等で従事する短時間勤務の臨時職員が50名、絆づくり応援事業による支援員が13名おります。

なお、県の絆づくり応援事業については昨年の19名から3名減員しており、今後も事業を縮小し、将来的には事業自体を廃止する予定であります。

東日本大震災以降、業務量の増加に伴い、いわゆる非正規職員である嘱託職員、臨時職員を増員して業務に対応しており、正規職員と非正規職員である嘱託職員、臨時職員の職務分担については、それぞれの職層に応じ、業務責任の度合いや適正な職務分担を保つよう留意してまいります。

多様化する住民ニーズへの的確な対応と将来的に安定した自治体運営や住民が求める行政サービスを継続的に提供するため、現在策定を進めている地域主権体制整備推進計画において、業務量調査や事務事業の棚卸し、仕分け等を進めているところであります。今後は、それら調査結果をもとに職員の定員適正化計画の見直しも予定しております。

なお、幼稚園、保育園教諭につきましては幼稚園、保育園に関する基本方針等から保育士、幼稚園教諭採用のあり方を検討してまいります。今後も適正な人員確保、計画的な職員採用に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県民健康管理調査についてのおただしですが、今月5日に開催された県民健康管理調査検討委員会において5月27日現在の調査結果が示されました。内容等につきましては6月6日の新聞報道のとおりであります。会議終了後の記者会見では、甲状腺検査結果について新たに座長となった星福島県医師会常任理事は、現時点で放射線の影響が明らかにあるものではないと原発事故との関連を否定する見解を示しました。私は、このことに対しましては、安心する気持ちは持ちながらも、一般的に実施する12項目の観察項目から4項目少なくしている検査方法、あるいは検討委員会の透明性についての指摘があり、全面的な県民の不安解消にはつながっていない状況にあると認識しております。

本町の甲状腺検査はこの秋に予定されており、震災時に18歳以下の町民を対象として実施いたしますが、町といたしましては現時点では、先行して実施された市町村との同一条件での調査を行うことが必要であると考えており、検査の準備を進めているところであります。検査後には早期にこれら結果分析を行うとともに、検査結果次第では必要な対策を講じていかななくてはならないと考えております。また、これらの過程においては町民の皆様の不安の解消を第一に、確実に将来にわたる健康維持、増進が図られる必要があるため、国・県との協議等が必要となることも考えております。

これまでは内部被曝検査、甲状腺検査とも県が実施する機会だけであつたため対象が限られ、検査時期が見込めない状況でありましたが、町といたしましては早い時期により多くの町民の皆さんの検査が必要と考え検討を重ねた結果、7月1日からはひらた中央病院での内部被曝検査と甲状腺検査を、また、同日より白河厚生総合病院でも内部被曝検査の実施が可能となりましたので、多くの方に受診していただくように努めてまいり

ます。原発事故に起因する放射性物質に対する健康管理につきましては、今後長期間にわたる対応が必要であり、町民の皆さんの健康を守るということは町としての重大な責務であると認識しており、議会を初め多くの町民の皆さんの意見を踏まえ取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、環境汚染、公害対策についてのおたただしですが、今回の流出事故原因はオイルタンク埋設配管の腐食によるもので、長期間にわたって推定で200リットル程度の油が少量ずつ漏れ出し、事業所内や付近の山林、農業用排水路に流出したものであります。事故後の対応につきましては、矢吹消防署、白河消防署の指導により、地上配管への変更や県南地方振興局との協議により流出防止壁を設置するなどの対応を図っております。また、流出現場の油を含んだ土は当該事業所に仮置き場を設けて運搬、保管し、近日中に産業廃棄物として処理することとなっております。農業用排水路につきましては、土側溝に油が沈殿している可能性があることから、泥を取り除き、オイルマットに油を吸着させて回収しており、今のところ周辺水田への影響は生じておりませんが、確認のため水質検査を実施しているところであります。なお、検査結果につきましては今月中に出ることとなっておりますので、改めてご報告いたします。また、周辺住民への連絡についてであります。山林の土地所有者には当該事業者が土地を借りていることもあり、事業者から直接流出の原因や今後の対応について説明し理解いただいております、現場に隣接している水田の所有者と水利組合については町から説明し、理解をいただいております。

町の初動体制等についてであります。矢吹町公害防止条例では事業活動により公害が発生し、または発生するおそれがあると認められるときは、直ちに電話その他の方法により状況を町に通報し、事故発生報告書を提出することが規定されております。今回の案件は、配管の腐食により、長期間にわたって少量ずつの油が流出したことから発見がおくれ、近隣住民からの通報により事故発生を知り得た状況にあります。事故が発生した場合、町は直ちに現地確認を行い、県や消防署等に連絡した上で、被害の確認や原因究明、当事者への被害の拡大防止対策の指導、環境被害への影響の確認を行うこととなります。

最後に、公害対策審議会との関係についてであります。公害対策審議会は公害防止条例に基づき、公害対策の基本的な事項や、公害が発生した場合の処理計画が十分でない場合等に開催されるものであります。今回の事故は、土壤汚染や水質汚濁による影響は小さいものであると推察されるため、公害対策審議会を開催するまでの事案とは認識しておりませんが、周辺の調査を引き続き行ってまいります。今後とも公害防止のために事業者への指導や発生の初動対応について万全を期してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、まちづくりへの高齢者及び障害者の参画についてのおたただしですが、第5次矢吹町まちづくり総合計画の6つの政策の一つである「支え合い」を具現化するための政策として、「高齢者が元気に安心して暮らせるまちをつくります」及び「障害者が安心して暮らせるまちをつくります」を掲げ、施策として支援体制の充実、垣根のない地域づくり、生きがいくくり、支える環境づくりなどについて基本的な方針決定を行い、高齢者及び障害者の活動支援の面で充実を図り、さまざまな対策を行っているところであります。

議員おただしの参画については、矢吹町まちづくり総合審議会では矢吹町まちづくり総合審議会条例第3条第2項第2号に基づく委員として、高齢者の代表団体である矢吹町老人クラブ連合会、障害者の詳細な実情を把握している民生児童委員協議会から各1名の推薦をいただき、推薦者の承諾後、委員として委嘱状を交付しております。審議会では、各委員が選出された団体に関連する視点での広範な議論が展開されております。

次に、現在実施している地域防災計画等の見直し作業については、高齢者及び障害者の方々から直接ご意見を聴取する等の調整はできませんでしたが、発災時にこうした方々の安否確認や避難誘導を直接的に実施された民生児童委員を初め、町区長会や消防団の皆様のご意見をいただくこととしており、高齢者や障害者自身とともに、それらの方々を直接的にサポートする皆様に大いに参画していただくことにより、より実効性のある高齢者、障害者への支援プランの策定を目指してまいります。

なお、まちづくりに幅広い年代、立場の方がかかわっていくことは重要であると考えており、2月17日にやぶき復興まちづくりセンターで開催されました第1回矢吹町復興まちづくり車座会議では、子供から高齢者までさまざまな年代、性別、職種の方から多くの意見をいただきました。これまでの公的な審議会、協議会において、高齢者及び障害者に関する団体の代表者から意見等を聴取し、各種計画等に反映することに加え、今後は車座会議のように当事者として高齢者及び障害者が参画しやすい仕組みづくりについても検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 1番、安井議員の質問にお答えいたします。

県民健康管理調査検討委員会の公表に対する教育長の見解についてのおたがしであります。6月6日の新聞報道によりますと、県民健康管理調査のうち事故当時18歳以下を対象にした甲状腺検査で甲状腺がんと診断された12人とがんの疑いがある16人の計28人の年齢層は9歳から18歳で、放射線の影響を受けやすい8歳以下の子供には現時点であらわれていない。県民健康管理調査検討委員会は、現時点で放射線の影響が明らかにあるものではないと原発事故の関連を否定する見解を示したとのことであります。県民健康管理調査の甲状腺検査は、平成23年度は避難区域等の市町村、平成24年度は環境放射線モニタリング結果の高かった市町村を対象に実施され、矢吹町を含む残りの市町村は今年度実施予定とのことであります。私といたしましては、県民健康管理調査検討委員会から現時点で放射線の影響が明らかにあるものではないということが発表されましたが、12名に甲状腺がんが発見されたことは大変残念であり、心配しておりました。しかし、この12名は手術を受け日常生活に復帰しているとのことでありますので、ほっとしているところであります。しかし、この12名と16名の発症が放射線の影響ではないということは、甲状腺がんの一般的な発症率と同じなのかどうかということになりますが、それはほとんど同じということでもあります。とすれば、今のところ安心してよいのかと考えておりますが、チェルノブイリでは4年以前には甲状腺がんの発症はほとんどなかったということですが、4年目以降に多く発症しているということでもありますので、今後とも定期的な検査を受けることが大切であると思います。そしてまた、放射線の問題は健康、生命にかかわるものでありますから、慎重に対応しなければなりません。基本は、正しく知って正しく恐れることが大切であります。町民の皆様には、何か不安があれば教育委員会にもご相談いただき、より安全を確保しながら、少しでも安心して生活できるよう一緒に考えていきたいと考えております。

今後、教育委員会としましては、今年度実施される予定の矢吹町の甲状腺検査がスムーズに実施されるよう

町担当課と連携を密にしていまいります。また、放射線被曝はできる限り少ないほうがよいので、空間線量のモニタリング、給食食材及び給食丸ごとの放射能検査、ホットスポット等の除染を引き続き実施し、外部被曝、内部被曝の軽減に努め、子供たちの安心・安全の確保に全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、今のご答弁に基づきまして、再質問をさせていただきます。

まず、町の公共施設の利用についてということで、今年度中の利用再開を目指しているということで、利用者の方からもそういうことを望んでおりますので、ぜひそのスケジュール、今後の、商工会との関係等もあると思いますけれども、もちろん商工会も被災して大変なことはわかりますが、以前利用していた方、実際の声では、例えば卓球のサークルの方が今は鏡石のほうの体育館を利用している、今までかかっていた利用料金もかかっているということも出ています。それから、中央公民館のほうで先ほども同僚議員へのお答えがありまして、利用の制限がされていて今までの利用の半分になっている。どこを利用したらいいか、今大変苦労して探しているという状況、こういった声も実際に聞いています。また、そういったことがそういった利用者の方々に伝わっていないということもあるんですね、今の現状、改修している現状ですとか今年度内に改修を目指しているというようなこと、そういったことも広報等で十分知らせていただくことも重要であると考えます。その辺をどう考えているのかお伺いしたいと思います。

また、今利用者の方が負担を、金銭的な負担もふえている。そういった方に対しての補償、補償といいますが、補償ではないですね、訂正いたします。補助、そういったものはないのか。そういった点についても検討されているのかどうかもお聞きしたいと思います。温泉の利用については本当に健康管理の施設ということで、温泉を利用することによって病気も少なくなる、そういったこともあります。なかなか温泉に対して、このまちづくりの創生ということでできた温泉ということで愛着のある方もおりますので、そういった今までの利用者の方の声も多く聞いていただいて、この温泉の改修、早期に頑張っていただきたいと思います。

続きまして、町の臨時職員、非常勤職員等の実態ということで、今お答えいただきまして、やはりかなりの比率になっているのかなと感じました。臨時職員ということは、町自体の施策でやっていることであるとは思いますが、国の行財政改革でこれが指示されてきて、全国的にも平均で30%が臨時職員になっているという状況にあります。その中で、この職務分担はやはり重要な判断をする部分については正規職員がとされており、実際には業務上においてその区別が、その判断するしないというところは別といたしましても、かなり重要なところも任されている方が多いのではないかと感じております。そのような中で、人数も少なくなっている、そして責任のある仕事も負わされているということで精神的な負担も大きいのではないかと思います。そういった職員の現状をよく聞いていただき、決して国の政策だからといって減らすのではなく、これから正規職員の専門性も考えてそういった職員をふやすこともぜひ考えていただく、またそういったことも考えているのか、これについても再度お答えいただきたいと思います。

続きまして、県民健康管理調査について、甲状腺がんについては報道で示されているとおり、確かにその見

解といたしましては関連性が、今回の12名の方の悪性だけでは関連づけられるものではない。数字的にも確かにそうだと思いますが、ただ、これは県民健康調査の回答の実数からいきますと30%にしかなっていない。矢吹町の数値も出ておりますけれども、これも20%以下となっている。そういったところで、まだ関連づけられないと判断するのはやはり早いのではないかなということも考えられます。実際に記者発表ではそういう発表もされておりますが、委員の議論の中では同じような意見を言っている先生もおられました。新たにメンバーに加わられた福島大学の清水先生などもそういった意見を述べられております。ほかにも複数の委員からもそういった意見が述べられておりますので、決してそこに安心するのではなくて、やはり町長も教育長も甲状腺がん、健康被害についても危惧されているということですから、他の自治体に先行しているところもあります、そういったところも参考にこれらを検査進めていくことも重要ではないかと考えます。

甲状腺がんにつきましては、二本松市にあります仮設住宅となっております浪江町の住宅のほうでは診療所も開設しております。津島というところですね、津島の診療所がその仮設住宅の中で開設しているんですが、ここはご存じのように原発事故の後避難の命令が出されて津島方面に逃げていった。津島方面は線量が低いんじゃないかということで、安心して逃げていったのが、そこに滞在していたところ被曝を強くしてしまったというところ。そういった心配もありますので実際に検査を進めているということ。検査体制も、その先生がおっしゃられていることは、エコー検査なので特にホールボディカウンターのように高価な機器も必要としない、検査技師さえ充実すればできることだから、これはそういう体制を充実させるべきだと言っています。

また、同じ二本松市にあります同朋幼稚園というところ、これも報道されておりますけれども、県がやった調査ではA1判定で甲状腺がん、何も心配はないというレベルだったんですけども、実はその先生の奥様の園長先生の奥様のお子さん、3歳になるんですけども、そのお子さんの検査がたった10秒間だった。10秒間だけ当ててわかるわけがないということで、もう一度民間のお医者さん頼んで園児200名について検査してみたところA1がA2判定に変わったということもあります。ですから、こういった、ひらた病院とかでもやるということですけども、きちんとした検査体制がとられているのか、それについては十分確認をしていただきたい、そういうことをやる施策を考えているのかどうか、それについてもお答え願いたいと思います。

また、同じように、県民健康管理調査では甲状腺がんだけでなく、健康診査という項目があります。ここは避難区域になったところを対象としていますので、矢吹は対象にはなってはいないんですが、血液検査等の項目も入っているんですね。この血液検査がなぜ重要かというのはこの委員の中からも述べられておまして、血液検査をすることによって免疫の低下、そういったこともわかる。病気発見の早期発見にもつながる、不安解消にもつながるということですので、こういった項目もされてみてはどうかということも検討をお願いしたいと思います。そういったものも検討されるのかどうかについてもお答え願いたいと思います。

また、これは同僚議員からの質問にもありました虐待の問題ともつながるかと思いますが、この中で妊産婦に関する調査ですとか心の健康度、生活習慣に関する調査、こういったものもされているんですね。この中では、やはり原発事故や大震災が影響して心の不安を訴えるお母さん、そういった方もおられる、小さいお子さんも心の不安を訴えている、そういったことが虐待とかいじめにつながっているのではないかなということも危惧されますので、専門的なこういった心理ケア、こういったこともスクールカウンセリング等もちろん必要だと思っておりますが、全児童ですとかお母さん等も対象にしたこういった調査、検査についても進める必要がある

のではないかと考えます。決して甲状腺がんだけでなく、ほかの健康被害についても町長、教育長、大変心配されているということですので、そういったこともご検討願っているのかどうか、そういったことについてもお聞かせ願いたいと思います。

環境汚染、公害対策についてということで、私もお答えいただいたとおり、この公害防止条例を読ませていただきました。そのとおりの施策が講じられているのかなということは思ったんですが、この中でやはり当事者に対する啓蒙ですとかそういったことが十分ではないのではないかとことは今回感じております。これはやはり具体的にどのような啓蒙をとられるのか、そういったことについてもお聞かせ願いたいと思います。

また、今回たまたまその散歩されている方、町民の方が発見して、その方も意識が高かったということでこの発見につながりましたが、もしそうならなかったときに当事者の方がこれを甘く考えていたら汚染が広がった可能性もあります。そのようなことに対しての指導体制、そういったことがこの公害防止条例にのっとって本当にきちんとされるようにしていただきたい。それについてもあわせてご回答、ご答弁願いたいと思います。

まちづくりの高齢者・障害者の参画について、これについても実際に、それではまちづくりの審議会、その中で参加されている委員の方が2名おられるということですが、この方が当事者ではないのではないかと、今お答えを聞きまして思いました。私が申し上げているのは、当事者が実際に参加できる、参画できる機会を設けていただく、こういうことを言いたいわけであります。やはり当事者の目線であってしゃべれること、その方から聞いた方がしゃべることというのはニュアンスが変わってくる場合もあると思います。ご自分が体験した怖い思いをそのまま話していただくことによって、それがまちづくりにもつながる。それから、ほかの皆さんとの思いの共有にもつながって、よいまちづくりにもつながっていくと思います。審議会の中で実際にどのような意見が出たか、そういったこともあわせてお答えいただきまして、この参画について実際に直接本人が参画するような機会を設けていただくことについてどうお考えになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

以上、よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

安井議員の再質問についても、多岐にそして細かく内容が示されておりますので、全部最初にお答えできるかどうかわかりませんが、できる限り再質問の答弁を進めていきたいと思っております。

初めに、公共施設の今後のあり方ということで質問いただきました。質問にもあったように、できるだけ早く、しかも利用者が知り得ていないというようなそうした事実に基づいて、広報のあり方についてもきちっとしてほしいというようなご意見、まさにそのとおりでございます。今後、本年度公共施設の利活用について、各団体を含め町民の方にもどのような時期にどのような使い方を今後実施していくのか、スケジュールも含めて広報について工夫して知らせ、周知徹底を図っていききたいというふうに思っております。

さらに、町の公共施設が利用できないために一部団体には金銭的な負担が強いられているのではないかとということでございますが、これらについても後ほど安井議員のほうで知っている団体がございましたら、もちろん町としても各団体に連絡をとり合いながら、そうした負担があったのかないかの件も含めて、今後町として

どう対応するかについても協議を深めていきたいというふうに思っておりますし、また、ジャグジーへの温泉水の送水についても先ほど答弁させていただいたとおり、できるだけ早くそのような要望に沿った形で実現に向けて努力していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

また、臨時職員の件でございますが、臨職、嘱託職員の件でございますが、重要な判断が臨時職員、嘱託職員と正規職員の判断の材料になっている。しかし、実態はそうした重要な判断も臨時職員、嘱託職員もしているのではないか、そうしたことについて町はどんなことを考えているのかと、さらには、臨時職員、嘱託職員の正規職員の採用についても考える余地がないのかというようなおただしでございます。これらについては、町としてもこの後、正規職員への登用というものについて考えていないわけではございませんので、その点については総務課の課長から雇用契約に基づいた今後の町のあり方について詳しく答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さらには、県民健康調査、先ほど私も教育長も大変憂慮していると、絶対なものだというふうには理解していない、今後も注意しながら町民の安全・安心、命と健康を守るために十分な対応をとってまいりたいというような説明したことについては今も変わりはありません。もちろん、ですから安井議員が言われるように原発事故と関連づけていないという判断について、今から判断することについては時期尚早という考え方に同意見でございます。今後、町としても秋から県民健康調査、甲状腺がんの検査も含めて、さらには、7月1日からはひらた中央病院での甲状腺検査も実施されます。その際には十分に検査項目の内容等も含めて、また、きちっとした基準に基づいて適正な検査がされるかどうかについての判断もしまして、要望できる点については要望を加えていきまして、万全の体制をとっていきたいというふうに思っております。

なお、血液検査の実施の可能性については血液検査の測定も実施しますが、今のところ一次検査において疑いがあるものということで、二次検査の必要性があった方に対してということになっておりますが、当初から血液検査ができるのかどうかということも含めて、今後協議を進めていきたいというふうに考えておりますし、また、虐待の件に触れまして、今回の原発事故がお母さん方に心の不安を訴える方が原発事故に伴ってふえているというような実態もあるというおただしですが、これについてもお母さんを対象にどういった精神的なケアができるのか、町のほうでもスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーがおりますので、そうした専門的な人たちの活用についても教育委員会、そして学校と協議を進めていくよう段取りをしていきたいというふうに思っております。

次に、環境公害対策、具体的な啓蒙対策をどう考えているのかということでございます。

もちろん、町はさまざまな観点から、環境公害対策については日々各事業所に啓発活動を行っております。ただ、どうした時点で、時期や回数等も含めて詳しい内容について私のほうで了解しておりませんので、この内容等については町民生活課長から答弁させていただきますので、よろしくお願ひします。

次に、最後になりますが高齢者、障害者さまざまな審議会を含めて、矢吹町は高齢者、障害者の立場に立った形で運営させていただいております。おただしの当事者自身が参加していないのではないのかということについては言われるとおりにかなというふうに思っております。高齢者に属しているということについての高齢者とイコール当事者というような理解がちょっと難しいんですが、高齢者の方は参加しておりますが、その人がどういう当事者であるかという認識については、審議会に応じた形でその人が当事者だったのかどうかについて、

そこまでは了解しておりませんので、そうした実態についても調査の上、そうしたことで進めていければというふうに思っております。ただ、身体障害者についても同じようなことでございます。ただ、社会福祉協議会とか一部いろんな形で理事、評議員になっている方について身体障害者自身の方が理事、評議員になっている、そういう事例もございますが、詳しい内容等については後ほど安井議員のほうに文書でもってお知らせしたいと思っております。

以上で私からの再質問の答弁とさせていただきますと思います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、再質問にお答え申し上げます。

心の不安を訴える子供や保護者がいらっしゃれば相談をいただきながら、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとともに十分に相談に乗りながら検討してまいりたいというふうに思います。特に、保護者等からの相談も実はこれまでに何件かいただいております。また、先日、ある幼稚園で不安がありますかとお尋ねしたところ、50人ほどの保護者の中から数人の方が手を挙げておられました。やはり矢吹町はそれほど心配した数値ではないといいながら、保護者の方の中には小さいお子さんを抱えて不安を持っておられる方はいらっしゃるというふうに私どもも受けとめております。

それから次に、幼児、児童・生徒の健康調査につきましては、これから調査が始まるわけでございますが、その件に関しては町の担当課と十分に協議するとともに、もう一度学校医等にも相談しながら、健康、安全の確保とさらにそれが安心につながるよう、今後とも相談いただきながら、幼稚園、保育園、小・中学校並びにPTAとともに連携を深めてしっかりと努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

総務課長、水戸邦夫君。

〔総務課長 水戸邦夫君登壇〕

○総務課長（水戸邦夫君） 1番、安井議員の再質問にお答えしたいと思います。

質問の中で、非正規職員等に対する正規職員同様の専門的な業務への負担があり、今後専門性の正規職員の増員についてのおたかしであります。先ほど来、町長からも答弁があったように現状的には臨時職員、嘱託職員含めて同じ正規職員の中で、業務の一端を担っていただいております。その中でありますので、当然ながら正規職員同様の業務への負担というのは相当な重いものがあると思います。そういったもろもろについての対応につきましては、職員同様に研修の充実や、さらには精神的な面のメンタルヘルスや健康診断といった職員同様のケアを踏まえながら、正規職員同様の充実を踏まえてまいりたいと思っております。

さらに、この4月1日から労働契約法の改正に伴いまして、これまで嘱託職員並びに臨時職員につきましては、1年次もしくは半月というような形で雇用の計画をとっておったわけなんです。この労働契約法の改正に伴いまして、継続的な雇用が規制になってきたことから、今現在ある町の、俗に言う嘱託職員等の雇用の基準やら、さらには臨時職員等の賃金支弁等の規則等があるんですが、こちらのほうのあり方についても、今後検討しながら、行く行くは適正な職員の雇用といえますか、そちらのほうの雇用について検討していくような

形になるのではないかなと思います。

あわせて、当初に答弁いたしました地域主権整備体制の推進計画の中においては、今申しましたようにこれまでどおり厳しい財政運営の続く中、役場のあり方、さらにはサービスを受ける住民の視点でのあり方を検討しております。その中の取りまとめによって、役場職員、さらには正規職員の定員、さらには今申しましたようにサポートしていただいている嘱託職員並びに臨時職員の方向性についても考えてまいりたいと思いますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課長、会田光一君。

〔町民生活課長 会田光一君登壇〕

○町民生活課長（会田光一君） 1番、安井議員の再質問にお答えいたします。

事業者に対する啓蒙の関係でございますけれども、町では公害関係の水質の調査あるいは大気汚染、こういったものにつきましては町が定期的に検査を実施いたしておりますけれども、各事業所に対する検査あるいは啓蒙については、直接実施はいたしておりません。これらにつきましては、危険物を取り扱う事業所、こういったところにつきましては消防署が定期的に検査を実施いたしております。こういうことを踏まえまして、町としましては消防署と連携しながら啓蒙、啓発に努めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁者の時間は使い切っておりますので、答弁はできませんが、再々質問はございますか。

1番。

○1番（安井敬博君） 時間は使い切っておられるということで、質問はさせていただきますが、後ほど何かの機会でお話をいただく機会があればと考えて質問させていただきます。

まず、今、臨時職員のことについてお答えいただきました。例えば、今回地域活性化センターというものを設置されるということで、同僚議員からも質問されておまして、こういった地域活性化センターについてもやはり同じように町の臨時職員、非常勤職員としての扱いがされているのか、また、待遇等についても同じような待遇になっているのか、こういったことも新たな分掌ではないということでしたので、臨時職員等に値するのかなと私は思ったのですが、そういった待遇等についても後ほど資料等でお示しいただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、町民生活課長から特に啓蒙等についての活動は行っておられないというご答弁をいただきましたが、矢吹町の公害防止条例からいいますと、そういった啓蒙活動もしていかなければならないとなっておられるはずですので、こういったことはやはりきちんとやっておいただく。ただ、町民生活課は今仕事が大変な状況なんです、それはわかっておりますけれども、やはり公害が起こってからでは遅いということありますので、その辺についての今後の対策についてやはり検討していただく、そういったこともお示しいただきたいと思います。

以上をもちまして再々質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、1番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

(午後 1時57分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午後 2時09分)

○議長（栗崎千代松君） 先ほどの加藤宏樹議員の一般質問の中で不穏当な発言の部分につきましては、議事録より発言と答弁の両方を削除いたしますので、ご理解をお願いいたします。

◎総括質疑

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番。

[6番 青山英樹議員登壇]

○6番（青山英樹君） 総括質疑ということで、今回提出されました議案について総括的に質問させていただきます。

まず、承認の議案が1号からずっとございますが、大方平成24年度の最終的な補正の予想を占めていると思います。その補正の中にあります、一般質問の中でもお話がありましたが、放射能による被害等によって学校の需用費等がふえているとかということもございます。全般的に、一つの例として中学校の需用費が挙げりましたが、町の財政運営等におきましてそういったものが総体的にどれぐらいふえてきており、それを把握しておられるのかどうか、また、その把握した金額に対しましては東電のほうに早急に請求等を行う用意があるのかどうかお尋ねいたします。

もう一点は、同様に今回、議案として補正予算が25年度で出されております。ほとんどが借換債、いわゆる繰上償還をするという目的のために新たに町債を起債してという部分でございます。そうしますと、金利的に下がるという目的もあろうかとは思いますが、今後償還されるその期間は延びていくのか、薄く長くなるのかとすれば、それはある意味では将来に先送りするというだけ、あるいは将来の長い期間にあっては未来の子供たちに対しての負担をふやすというような考え方ができるわけでございます。そのような状況になることに対して、今それをやらなければならない理由等があれば、それをお知らせいただきたい。新たに何か計画があって、町債の枠を広げるというような目的なのかお尋ねしたいと思います。

以上、2点ほどお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

承認案件で補正のほうの中に放射能の影響でもって需用費が伸びているのではないかとと思われる部分、例え

ば中学校の水道光熱費、そのほかにもそうした影響でもって財政運営に負担がかかっているのではないかと、そうした実態をどれだけ数字として把握しているのかということについて。またもう一点、その金額については、今後どのような形で東電に賠償していくのかというおただしについてでございますが、今後そうしたことは実際に発生しているだろうということ、実態を見ております。今、詳細にその数字を把握している最中でございますが、その内容等について企画経営課長から時期的なものも含めて、東電に賠償請求する予定時期等も含めて詳細説明、答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、平成25年度の補正で借換債が大部分を占めている。これについては保証金免除の借換債でございまして、この性質、性格については青山議員も十分にご理解いただいているかと思ひます。当然、今回、借りかえるものについては金利が4%以上ということで、この震災を受けて国からの新たな各市町村の負担を軽減するために発生したものでございます。この借換債に乗らない手はないということでございます。一義的には金利負担の軽減、それでございます。

なお、期間について、借換債にした場合に期間についてどれくらい延ばしていくのかと、そういうことで期間を延ばし過ぎるといふことになれば、ただ単に将来に負担を先送りするだけで、町のメリットが少なくなってしまうんじゃないかと、将来の矢吹町に負担を残していくというような心配もされている、その点についても理解できます。この点についても、具体的な借換債の内容等について現時点で考えている内容等について、これも企画経営課長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げて私からの答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

企画経営課長、藤田忠晴君。

〔企画経営課長 藤田忠晴君登壇〕

○企画経営課長（藤田忠晴君） 青山議員の総括質疑にお答えいたします。

まず、学校等の需用費が伸びている、把握しているのかということでございますが、予算協議の中ではやむを得ず伸びていて、専決処分なり場合によっては補正予算で増額しているということはお承知のとおりでございます。これがいわゆる震災、原発前と比べてどうなのかということについては、グラフデータの全体把握ということまでは今手持ちに資料がございません。したがって、これは当然調べればすぐ出ることですので、後ほどお示しさせていただきたいというふうに思っております。

こういったことに関して、具体的に原発被害でそういうふうにならざるを得ないということで、東電に請求する考え方はあるのかということについてでございますが、明らかにそれが原因で光熱水費等が増額せざるを得ない事態になっているということになれば、当然請求させていただくということになるというふうに思っておりますし、現にエアコン、その他等に係る経費については、原発によって窓をあけられない等による影響だということ、そういった部分での、矢吹町の場合には九十数%補助金で買うことができましたが、多少なりとも一般財源を持ち出さざるを得ない状況があるとすれば、その分については多少であっても請求しておりますので、それに係る今度は光熱水費等であるとすれば、当然請求するということになるというふうに理解しております。

それから、2点目の保証金免除の借換債の件でございますが、これにつきましては議員ご承知のように特定被災地方公共団体に係る保証金免除の繰上償還の関係について、県から被災団体に対して4%以上のものにつ

いては借りかえを認められました。本町においても、当然4%以上のものについて借りかえをして、できるだけ金利負担等を軽減したいという思いで借りかえてということで、今回補正予算を計上させていただきましたので、それについては、県のほうから償還年限が30年以内となるよう、適当と認められる借換債の償還年限を設定する必要がありますというふうな通知がございます。したがって、その範囲の中で借りかえても結果として金利負担が最終的に軽減にならなかったというような、そういう年限の設定というのは町としては考えていけないというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（栗崎千代松君） その他、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第56号、第57号、第58号は、8名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第55号は7名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（須藤源太君） 朗読します。

第1予算特別委員会、安井敬博議員、薄葉好弘議員、鈴木隆司議員、竹元孝夫議員、大木義正議員、角田秀明議員、諸根重男議員、吉田伸議員。

第2予算特別委員会、加藤宏樹議員、佐藤幸市議員、青山英樹議員、鈴木一夫議員、熊田宏議員、柏村栄議員、藤井精七議員。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第48号から第54号までについては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

次に、6月7日までに受理した陳情は、会議規則第92条の規定によりお手元に配付の陳情文書表のとおり産業建設常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

（午後 2時22分）

平成25年6月24日（月曜日）

（第 4 号）

平成25年第375回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成25年6月24日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第48号・第49号・第50号・第53号
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第51号・第54号
審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第52号
陳情第 4号
審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第56号・第57号・第58号
審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第55号
審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 6 選挙第 1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
日程追加の議決
- 日程第 7 同意第 2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 発議第 3号 日本維新の会 西田議員の国会発言に断固抗議し撤回を求める抗議文(案)
- 日程第 9 発議第 4号 国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書(案)
- 日程第10 閉会中の継続調査の申出について
- 日程第11 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君

11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	藤田忠晴君
総務課長	水戸邦夫君	税務課長	佐久間一幸君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	阿部正人君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	円谷清茂君	会計管理者 兼出納室長	井戸沼寿量君
教育次長兼 学校教育課長	陳野秀敏君	生涯学習課長 兼中央公民館 長	近藤尚一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	須藤源太	主任主査兼 次長	松谷誠
--------	------	-------------	-----

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（栗崎千代松君） 去る6月18日の本会議において各常任委員会、第1・第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題とします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第53号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第1、これより議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第53号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 総務常任委員会審査結果報告書。

第375回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案書1番から6番までは、お手元の資料のとおりですので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第53号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第48号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例。

本案は、「山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令等の一部を改正する省令」の第6条に規定される「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」の一部改正に伴う条例改正であります。

審議の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、東日本大震災の発生時に原子力災害対策措置法に基づく避難指示等対象地域に居住している世帯に対する国民健康保険税の減免を平成25年度分についても引き続き行うための条例改正であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号 矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、福島への復興及び再生を一層推進するため、生活拠点形成交付金を創設するとともに、国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の実施区域の拡充、避難解除区域における税制優遇措置の対象拡充等を行うことを目的に、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴う条例改正であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号 町村の境界変更について。

本案は、平成24年9月25日付で議決したが、土地所在の表示内容に記載誤りがあったため、改めて泉崎村と矢吹町の境界を変更することを福島県に申請するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告でございます。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第48号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第49号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第50号 矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第53号 町村の境界変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第51号、議案第54号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより議案第51号、議案第54号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、13番、諸根重男君。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 議場の皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第375回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の6番までは記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

7番の審査結果。

当委員会に付託されました議案第51号、議案第54号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第51号 矢吹町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行されたことに伴い、引用する法律の名称が変更されたことによる条例改正であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について。

本案は、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行されたことに伴い、引用する法律の名称等を整理するため、白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更に関するもので、審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第51号 矢吹町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第54号 白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第52号、陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、議案第52号、陳情第4号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、8番、鈴木一夫君。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 議場の皆さん、おはようございます。

産業建設常任委員会審査結果報告書。

第375回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書、1番から6番については、省略をさせていただきます。閲覧をお願いいたします。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第52号、陳情第4号の審査結果は次のとおりであります。

本陳情案件については、現地に出向き、現場視察を行っております。

議案第52号 矢吹町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、「福島県南地域基本計画」の見直しにより、重点促進区域が拡大されたことから、その区域を追加、変更するための条例改正であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第4号 堤地区内における町道・農道の整備に関する陳情。

本件は、堤地区と中野目地区に係る農道及び町道前久保1号線の早急な舗装整備に関する陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第52号 矢吹町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

これより陳情第4号 堤地区内における町道・農道の整備に関する陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は採択と決しました。

◎議案第56号～議案第58号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第4、議案第56号、議案第57号、議案第58号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第1予算特別委員会委員長、7番、竹元孝夫君。

〔7番 竹元孝夫君登壇〕

○7番（竹元孝夫君） 皆さん、おはようございます。

第1 予算特別委員会審査結果を報告いたします。

第375回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から6番までは、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

審査結果。

当委員会に付託されました議案第56号、第57号、第58号の審査結果は、次のとおりです。

議案第56号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億3,439万8,000円を追加し、総額を6億4,630万7,000円とするともに、地方債補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金9万8,000円、町債1億3,430万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、公債費1億3,439万8,000円を増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、繰上償還による借換債として下水道事業債1億3,430万円を追加するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,315万9,000円を追加し、総額を2億6,424万3,000円とするともに、地方債補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金395万9,000円、町債5,920万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費389万6,000円、公債費5,926万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、繰上償還による借換債として下水道事業債5,920万円を追加するものであります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号 平成25年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）。

本案は、資本的収入につきましては、既定の額に1億3,420万円を増額し、収入予算総額1億6,458万3,000円とするともに、企業債補正を行うものであります。

資本的支出につきましては、既定の額に1億3,426万5,000円を増額し、支出予算総額3億1,946万5,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、企業債1億3,420万円を増額し、支出の内容につきましては、企業債償還金1億3,426万5,000円を増額するものであります。

次に、企業債補正の内容につきましては、繰上償還による借換債として上水道事業費1億3,420万円を追加するものであります。

審査の結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第56号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

これより議案第57号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

これより議案第58号 平成25年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第5、議案第55号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員会委員長、14番、藤井精七君。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 皆さん、おはようございます。

第2予算特別委員会審査結果報告書。

第375回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1から6までは、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第55号の審査結果は、次のとおりです。

議案第55号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億321万6,000円を追加し、総額を95億4,621万6,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金4,831万8,000円、県支出金3,331万2,000円、町債1億690万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、農林水産事業費が万才堰改修事業等の土地改良事業等により6,914万9,000円の増額、災害復旧費が前久保池の農業施設災害復旧事業等により1,950万円の増額、公債費が旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還により1億699万5,000円の増額となるものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、繰上償還借換債1億690万円を追加するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第55号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（栗崎千代松君） 日程第6、選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

選挙第1号を事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思ひます。これにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よつて、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名したいと思ひます。これにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よつて、議長において指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

選挙管理委員に、鈴木博知氏、住所、矢吹町中町245番地、生年月日、昭和14年10月6日。浅川英夫氏、住所、矢吹町三城目195番地、生年月日、昭和13年7月20日。鈴木峰子氏、住所、矢吹町寺内西164番地、生年月日、昭和22年11月11日。深谷壽夫氏、住所、矢吹町中町428番地、生年月日、昭和21年1月13日。

また、選挙管理委員補充員に、遠藤鐘太郎氏、住所、矢吹町本町43番地、生年月日、昭和24年10月18日。円谷由明氏、住所、矢吹町中野目東30番地、生年月日、昭和22年12月8日。平賀文子氏、住所、矢吹町本町213番地、生年月日、昭和30年1月31日。水野谷幾一郎氏、住所、矢吹町上敷面96番地1、生年月日、昭和36年6月8日。

以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よつて、ただいま指名いたしました鈴木博知氏、浅川英夫氏、鈴木峰子氏、深谷壽夫氏は選挙管理委員に、遠藤鐘太郎氏、円谷由明氏、平賀文子氏、水野谷幾一郎氏は選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。ただいま当選されました補充員の補充順序は、遠藤鐘太郎氏を1番、円谷由明氏を2番、平賀文子氏を3番、水野谷幾一郎氏を4番といたしたいと思ひますが、これにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よつて、補充員の順序は、1番、遠藤鐘太郎氏、2番、円谷由明氏、3番、平賀文子氏、4番、水野谷幾一郎氏と決定いたしました。

以上のとおり、選挙管理委員補充員の補充順序が決定されました。

以上で、選挙管理委員等の選挙は終結いたします。

ここで、追加議案等の提出がありましたので、全員協議会及び議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

(午前10時37分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前11時01分)

◎日程の追加

○議長（栗崎千代松君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員長、9番、大木義正君。

[9番 大木義正君登壇]

○9番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、ご報告いたします。

会期中に、町長から提出されました同意1件及び議員から発議2件の追加議案が提出されました。

また、議会運営委員会及び総務常任委員会並びに議会活性化等調査特別委員会の各委員長から、閉会中の継続調査の申し出及び議員の派遣についての取り扱いについて、企画経営課長及び議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議を行うことに協議が成立いたしました。皆様のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第7、同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に同意第2号を朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、改めましておはようございます。

それでは、説明いたします。

同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は平成22年7月から町の固定資産評価審査委員会委員に就任していただき、この6月30日をもって任期が満了となります。矢吹町本町8番地、平山雄也氏を再度同委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

平山氏には、任期中、卓越した識見と誠実さをもって職分にご尽力いただき、平成24年7月からは、町固定資産評価審査委員会の委員長を務めていただいているところであります。今後も引き続き、同委員会の職務にご尽力いただきたくここに提案をいたしました。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は、起立により行います。

同意第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（栗崎千代松君） 起立全員であります。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで同意されました委員を紹介するため、暫時休議いたします。

（午前11時06分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午前11時08分）

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第8、これより発議第3号 日本維新の会 西田議員の国会発言に断固抗議し撤回を求める抗議文案を議題といたします。

事務局長に発議第3号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 日本維新の会 西田議員の国会発言に断固抗議し撤回を求める抗議文（案）。

去る3月13日の衆議院予算委員会で、日本維新の会 西田議員は、「福島第一原発事故がチェルノブイリ原発事故同様レベル7の事故であったにもかかわらず、建屋の爆発から微量のセシウムが飛散した事故である。

との誤認識に基づき、低線量被曝は人体に無害であるとして、住民避難の施策は医学、化学的根拠がなく、野蛮なセシウム強制避難である。区域設定を直ちに廃止して福島避難県民を直ちに帰還させるべき」と断じる旨の発言をしている。この西田氏の発言は、著しい誤認識に基づくもので、被災地住民の心情を鑑みても到底容認できるものではない。低線量長期間被曝の人体への影響は、いまだ十分に解明されておらず、県民は健康被害をおそれ、遠方に避難しながら1日も早い除染により安全な郷土を取り戻すことを切望している。

西田氏の発言は、現実を無視して原発事故及びその被害を無理やり歪曲化させ、県民の感情を著しく害するばかりか、国民に誤った認識を広めるものである。

よって、ここに日本維新の会及び西田議員に断固抗議するとともに、直ちに発言を撤回し、福島県民に対し謝罪を求める。

平成25年6月24日、衆議院議員、西田譲様、日本維新の会国会対策委員長、小沢鋭仁様、日本維新の会共同代表、石原慎太郎様、日本維新の会共同代表、橋下徹様、日本維新の会福島4区支部長衆議院議員、小熊慎司様。

福島県矢吹町議会議長、栗崎千代松。

以上であります。

○議長（栗崎千代松君） これより発議第3号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号 日本維新の会 西田譲議員の国会発言に断固抗議し撤回を求める抗議は、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第9、これより発議第4号 国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書（案）を議題いたします。

事務局長に発議第4号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

1番、安井敬博君。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場の皆さん、おはようございます。

国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書（案）。

第1、東京電力福島第一原子力発電所事故及びその被害の特殊性。

1、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「本県原発事故」といいます。）は、我が国がこれまで経験したことのない未曾有の重大事故であり、広範囲の地域に、長期にわたり深刻な影響を及ぼし続けています。旧警戒区域から福島県内の他地域に避難を余儀なくされた避難者は約9万8,000人、県外への避難者は約5,600人ともいわれ、いわゆる「自主的避難者」も含めれば、避難を余儀なくされた被害者の数は、正確に把握することさえ困難です。そして、避難者は、生活基盤を根こそぎ奪われ、地域コミュニティから隔絶された中で、経済的にも精神的にも困難な状況に置かれた状況が続いています。他方、放射性物質に汚染された地域にとどまって生活している人も、放射線被曝を余儀なくされ、健康への影響に対する不安の中で、目に見えない被害を被り続けています。

このように、本県原発事故による被害は、生活全般にわたる深刻なもので、広範囲かつ長期間にわたり、生じています。

2、さらに、その被害は潜在性を有し、被害の範囲も、その内容も、未だ明らかになっていません。放射線被ばくの健康への影響について専門家の中でも意見が分かれ、特に低線量を長期間に亘って被ばくすることによる健康への影響についての一致した科学的知見が確立されていないことや、放射性物質の除去（除染）技術が確立しておらず、被害地域の復旧について明確な見通しが立たない状態にあることから、少なくとも現時点において、被害者が、自らの被害の全容を客観的に把握し、その被害に見合った賠償を求めることは不可能です。

第2、特別立法の必要性と許容性。

1、加害者である東京電力株式会社（以下、「東京電力」という。）は、福島県からの公開質問状に対し、本年4月22日付回答書において、「…請求書やダイレクトメール等の送付により時効が中断するという考え方は、弊社が本県事故に伴う原子力損害賠償責務の存在を認識していることが前提となるため、仮払補償金をお支払いした方々…の損害賠償責務のうち、当該請求書等に記載された範囲で適用される」として本件原発事故に係る損害賠償請求権について民法724条前段の消滅時効の規定が適用されることを前提に、ごく限定された対象者に対し、ごく限定された範囲でのみ適用が排除される旨、表明しています。

2、これに対し、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る事項の中断の特例に関する法律（以下、「本件特例法」といいます。）によれば、原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「原紛センター」といいます。）への和解仲介申し立てに時効中断項を付与し、和解が成立しなかった場合でも打ち切りの通知を受けた日から1ヶ月以内に裁判所に提訴すれば、和

解仲介申し立て時に訴えを提起したものとみなされることとなります。

しかるに、上記のように、本件原発事故による被害は深刻かつ広範で、いまだその全体像も明らかでなく、損害を確定することは現時点では不可能です。深刻な被害を被った被害者は、生活基盤そのものを失い、今後の生活の見通しが立たない人も多くいます。そのような被害者に全損害について短期間のうちに原紛センターに和解仲介手続の申し立て等の権利保全措置を講じることを求めるのは、不可能を強いるに等しいといわざるを得ません。現に、原紛センターによれば、同センターに申し立てた被害者は、上述の深刻かつ広範な被害にもかかわらず、平成24年末時点で1万3,030名に過ぎず、未だ被害者が申し立てすらいけない状況にあることを示しています。ましてや、打ち切り通知から1ヶ月以内に訴状を作成し、証拠を整理して提訴することも極めて困難です。

したがって、本県特例法だけでは被害者救済にまだまだ不十分といえます。

3、そもそも、未だ今後の生活の再建の道筋さえ見通せない多くの被害者に対し、本件原発事故から3年以内に、自ら権利の保全措置を講ずるよう求めることは不可能を強いるものといわざるを得ません。特に高齢者や障がい者は自ら声を上げること自体が困難であって、これをすべて救い上げるにはまだまだ時間が必要です。現在、本件原発事故に係る原子力損害賠償請求権に関連した裁判の継続しているところ、その結果を受けて初めて自ら被害者であることに気づく被害者もいるはずです。

本件原発事故は、上記のとおり、広範囲にわたり、極めて多数の被害者に対し、長期間にわたり、様々な被害を与える特殊な大事故であって、その被害者の現状を直視すれば、被害者側に民法724条前段が適用されない旨の主張立証責任を負わせることなく、これを救済する特別な立法措置を講じることは当然ともいえます。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案を可決する際の附帯決議として、政府及び関係者に対し、本年4月25日の参議院東日本大震災復興特別委員会では「東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償請求権の消滅時効については、本件事故に起因する被害の特性として継続性が認められるとともに長期間にわたるおそれがあること、被害の範囲及び状況が明らかになっていないこと並びに将来においてもその見通しが定かでないこと等に鑑み、すべての被害者について十分な期間にわたり損害賠償請求権の行使が可能となるように、消滅時効に関して法的措置の検討を含む必要な措置を講ずること」が本件特例法案を可決する際の付帯決議として5月17日の衆議院文部科学委員会では、「東京電力福島第一原子力発電所事故の被害の特性に鑑み、東日本大震災に係る原子力損害の賠償請求権については、全ての被害者が十分な期間にわたり損害賠償請求権の行使が可能となるよう、短期消滅時効及び消滅時効・除斥期間に関して検討を加え、法的措置の検討を含む必要な措置を講ずる」こと（5月28日の参議院文教科学委員会においても同旨附帯決議）がそれぞれ求められているところ、まさに本件立法措置が「必要な措置」であるというべきです。

第3、まとめ。

よって、地方自治法第99条に基づき、本件原発事故に係る損害賠償請求権について、少なくとも民法724条前段の消滅時効を適用しないものとする立法措置を講ずるよう求め、本意見書を提出するものです。

平成25年6月24日、内閣総理大臣、安倍晋三殿、復興大臣、根本匠殿。

福島県矢吹町議会議長、栗崎千代松。

以上、議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） これより発議第4号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

15番。

〔15番 吉田 伸君登壇〕

○15番（吉田 伸君） 皆さん、おはようございます。

別段、私はこの安井君の提出議案には大賛成なのですが、一言だけお願いしたいと思って。

要するに、議案書ですからもう少し、文章は大変いいんです。長過ぎます。ですから、これを要約して、抗議文とか請願書というのは、もうちょっとまとめたほうが私は効力があるのではないかとそう思うものですから、初めてのあれでしょうからそれはあれなんですけれども、そのほうがわかりやすい。そして説得力がありますので、そういうような形にしていいただければ私はよろしいのではないかと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 質疑ではないですね。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより、発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第4号 国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（栗崎千代松君） 日程第10、これより閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長及び総務常任委員会委員長、議会活性化等調査特別委員会委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長及び総務常任委員会委員長、議会活性化等調査特別委員会委員長の申し出のとおり会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長及び総務常任委員会委員長、議会活性化等調査特別委員会委員長からの継続調査の会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（栗崎千代松君） 日程第11、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室及び第4会議室において全員協議会、議会活性化等調査特別委員会、議会広報編集委員会を開催いたしますので、ご協力お願いいたします。

これにて第375回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、まことにありがとうございました。

(午前11時30分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年10月24日

議 長 栗崎 千代松

署 名 議 員 諸根 重男

署 名 議 員 藤井 精七